	—————————————————————————————————————		
※変更箇所のみ抜粋		※変更箇所のみ抜粋	
	建築関係工事共通仕様書		建築関係工事共通仕様書
	第1編 総 則		第1編 総 則
	第1章 一般共通事項		第1章 一般共通事項
	第1節 一般事項		第1節 一般事項
1.1.1 1.本共通仕様書(以下「共仕」という。)は、福島県土木部の所掌する建築 関係 工事に適用する。		1.1.1 適用範囲	1. 本共通仕様書(以下「共仕」という。)は、福島県土木部の所掌する建築 <u>・</u> 設備工事に適用する。
	2. ~ 5. (省略)		2. ~ 5. (省略)
1.1.2 設計図書の適	1. (省略)	 1.1.2 設計図書の適	1. (省略)
用	2. 設計図書の優先順位は、原則として表 1.1.1 のとおりとし、これにより 難い場合は、 <u>1.1.6</u> 疑義に対する協議等 による。 表 1.1.1 (省略)	用	2. 設計図書の優先順位は、原則として表 1.1.1 のとおりとし、これにより 難い場合は、1.1.5 疑義に対する協議等 による。 表 1.1.1 (省略)
1.1.3	共仕において用いる用語の定義は、次のとおりとする。	1.1.3	共仕において用いる用語の定義は、次のとおりとする。
用語の定義	(1)~(3) (省略)	用語の定義	(1)~(3) (省略)
	(4) 「監督員の承諾」とは、受注者等が監督員に対し、書面で申し出た事項 について_監督員が書面をもって了解することをいう。 (5) 「監督員の指示」とは、監督員が受注者等に対し、工事の施工上必要な 事項を書面によって示すことをいう。		(4) 「監督員の承諾」とは、受注者等が監督員に対し <u>て</u> 書面で申し出た事項 について、監督員が書面をもって了解することをいう。 (5) 「監督員の指示」とは、監督員が受注者等に対し <u>て</u> 工事の施工上必要な 事項を書面によって示すことをいう。
	(6) (省略)		(6) (省略)
	(7) 「監督員の確認」とは、施工の各段階で、受注者等が確認した施工状況や材料の試験結果等について、受注者等から提出された品質管理記録に基づき、監督員が設計図書との適否を判断することをいう。なお、品質管理記録とは、品質管理として実施した項目、方法等について確認できる資料をいう。 (8) 「監督員の立会い」とは、監督員が臨場により、工事の施工上必要な指示、承諾、協議、確認及び調整を行うことをいう。		(7) 「監督員の確認」とは、施工の各段階で、受注者が確認した施工状況や材料の試験結果等について、受注者等より提出された品質管理記録に基づき、監督員が設計図書との適否を判断することをいう。なお、品質管理記録とは、品質管理として実施した項目、方法等について確認できる資料をいう。 (8) 「監督員の立会い」とは、
	(9) (省略)		(9) (省略)
	(10)「監督員に提出」とは、受注者等が監督員に対し、工事に係る書面又は その他の資料を説明し、差し出すことをいう。 (11)「監督員へ提示」とは、受注者等が監督員に対し、工事に係る書面又 はその他の資料を示し、説明することをいう。		(10)「監督員に提出」とは、受注者等が監督員に対し_工事に係る書面又は その他の資料を説明し、差し出すことをいう。 (11)「監督員へ提示」とは、受注者等が監督員に対して、工事に係る書面又 はその他の資料を示し、説明することをいう。

新(R4.10.15 適用版)	現。行
(12) (省略)	(12) (省略)
(13)「基本要求品質」とは、工事目的物の引渡しに際し、施工の各段階にお	
<u>ける完成状態が有している品質をいう。</u> (14)「月所計画」」以は、記書図書で囲むされた月所も満たまために、系は老	
(14) 「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者 等が工事における工法等の精度等の目標、品質管理及び体制について具体	(13) 「前負計画」とは、設計図書で要求された前負を摘たりために、受任有等が工事における工法等の精度等の目標、品質管理及び体制について具体
化することをいう。	では、
(15)「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために	(14)「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために
行う管理の項目、方法等をいう。	行う管理の項目、方法等をいう。
(16) 「特記」とは、1.1.2 <mark>設計図書の適用</mark> 2、表 1.1.1 の第 1 位から第 4	(15)「特記」とは、1.1.2 2、表 1.1.1 の第 1 位から第 4
位に指定された事項をいう。	位に指定された事項をいう。
(17)「書面」とは、発行年月日 <u>及び氏名</u> が記載された文書をいう。	(16) 「書面」とは、発行年月日
(18) 「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真_	(17)「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真、
その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。	その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
(19) 「施工図等」とは、施工図、製作図_その他これらに類するもので、契	(18)「施工図等」とは、施工図、製作図 <u>、</u> その他これらに類するもので、契
約約款に規定する詳細図等をいう。	約約款に規定する詳細図等をいう。
(<u>20)</u> 「JIS」とは、 <u>産業</u> 標準化法 <u>(昭和 24 年法律第 185 号)</u> に基づく日本産	(19) 「JIS」とは、 <u>工業</u> 標準化法に基づく日本産
業規格をいう。	業規格をいう。
(21) 「JAS」とは、 <u>日本農林規格等に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号)</u>	(20)「JAS」とは、 <u>農林物質の規格化及び品質表示の適正化に関する法律</u> に基
に基づく日本農林規格をいう。	づく日本農林規格をいう。
(22)「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合することの証明になるよので、光弦相格、基準等の制度によって実められた者が、	(21)「規格証明書」とは、設計図書に定められた規格、基準等に適合するこ
との証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が 発行した資料をいう。	との証明となるもので、当該規格、基準等の制度によって定められた者が 発行した資料をいう。
(23)「一工程の施工」とは、施工の工程において、同一の材料を用い、同一	先11 した質科をいう。
の施工方法により作業が行われる場合で、監督員の承諾を受けたものをい	
う。	
(24)「工事検査」とは、契約約款に規定する工事の完成の確認、部分払いの	(22)「工事検査」とは、契約約款に規定する工事の完成の確認、部分払いの
請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完	請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完
成の確認をするために発注者又は検査員が行う検査をいう。	成の確認をするために発注者又は検査員が行う検査をいう。
(24)「中間検査」とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年	
法律第18号)に基づき、工事中及び完成時の施工状況の確認並びに評価を	
<u>するために、発注者又は検査員が行う検査をいう。</u>	
(26) 「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行うう	(23) 「概成工期」とは、建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行うう
えで、契約約款に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の	えで、関連工事
<u>発注に係る工事(以下「関連工事等」という。)</u> を含めた各工事が支障のな	を含めた各工事が支障のな を含めた各工事が支障のな
い状態にまで完了しているべき期限をいう。	い状態にまで完了しているべき期限をいう。 (24)「一工程の施工」とは、施工の工程において、同一の材料を用い、同一
	の施工方法により作業が行われる場合で、監督員の承諾を受けたものをい
	<u>の施工力伝により作業が行われる場合で、監督員の承諾を受けたものをい</u> う。
	<u>- 2。</u> (25)「基本要求品質」とは、工事目的物の引渡しに際し、施工の各段階にお
	ける完成状態が有している品質をいう。
	(26)「技術検査」とは、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来
	ばえについて、発注者が定めた者が行う技術的な検査をいう。
$(27) \sim (29)$ (省略)	$(27) \sim (29)$ (省略)

	新(R4. 10. 15 適用版)		
1.1.4 「ふくしま公 共施設等ユニ バーサルデザ イン指針」の 取扱い	1. 受注者は、「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」 ¹⁾ に基づき施工しなければならない。また、進捗に合わせて 「UD チェックリスト」 ²⁾ により確認し、 <u>必要に応じ</u> 工事完成後_監督員へ提出しなければならない。 ※1)、2)は福島県のホームページからダウンロード出来ます。 2. (省略)	1.1.4 「ふくしま公 共施設等ユニ バーサルデザ イン指針」の 取扱い	1. 受注者は、「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」 ¹⁾ (以下「UD 指針」という。) に基づき施工しなければならない。また、進捗に合わせて「UD チェックリスト」 ²⁾ により確認し、工事完成後に監督員へ提出しなければならない。 ※1)、2)は福島県のホームページからダウンロード出来ます。
<u>1. 1. 5</u> 地産地消	1. 受注者は、下請負契約を締結する場合は、極力当該契約の相手方を県内に主たる営業所(本店)を有する者(県内業者)の中から選定する <u>こと</u> 。 2. 受注者は、工事用資材において規格・品質が条件を満足するものについては、県内産品を優先使用する <u>こと</u> 。 3. 受注者は、工事用資材の調達については、極力県内の取扱業者から購入する <u>こと</u> 。 4. 受注者は、施工計画書の主要 <u>材料</u> の項目に、各工事用資材の産地と購入先を明示する <u>こと</u> 。	<u>1.1.4-2</u> 地産地消	1. 受注者は、下請契約を締結する場合は、極力当該契約の相手方を県内に主たる営業所(本店)を有する者(県内業者)の中から選定する。 2. 受注者は、工事用資材において規格、品質が条件を満足するものについては、県内産品を優先使用する。 3. 受注者は、工事用資材の調達については、極力県内の取扱業者から購入する。 4. 受注者は、施工計画書の主要資材の項目に、各工事用資材の産地と購入先を明示する。
<u>1.1.6</u> 疑義に対する 協議等	1. 設計図書に定められた内容に疑義が生じた <mark>場合又は</mark> 現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難 <u>若しくは</u> 不都合が生じた場合は、監督員と協議 <u>する</u> 。	1.1.5 疑義に対する 協議等	1. 設計図書に定められた内容に疑義が生じた <u>り、</u> 現場の納まり <u>又は</u> 取合い等の関係で、設計図書によることが困難 <u>又は</u> 不都合が生じた場合は、監督員と協議 <u>を行う</u> 。
1.1.7 工事の一時中 止に係る事項	 (省略) 上記1の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、 1.8.1 工事の記録等 1による。 工事の施工中に次の(1)から(5)のいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。 (1) (省略) (2) 関連工事等の進捗が遅れた場合 	1.1.6 工事の一時中 止に係る事項	 (省略) 上記1の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、 1.7.1 1による。 工事の施工中に次の(1)から(5)のいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。 (省略) 別契約の関連工事_の進捗が遅れた場合
1.1.8 工期の変更に 係る資料の提 出	(3)~(5) (省略) 2. (省略) 契約約款の規定に基づく工期の変更についての 発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督員に提出し、協議する。	1.1.7 工期の変更に 係る資料の提 出	(3)~(5) (省略) 2. (省略) 1. 契約約款の規定に基づく工期の短縮を発注者より求められた場合は、協議の対象となる事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を監督員に提出する。 2. 契約約款の規定に基づく工期の変更についての協議を発注者と行うにあたっては、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督員に提出し、協議する。

新 (R4.10.15 適用版) 1. 1. 9 元下要綱の遵 う。)を遵守すること。 の写しを監督員に提出しなければならない。 1. 1. 10 工事実績情報 システム (CORINS) ^ の登録

1. 受注者は、「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」(以下「要綱」とい

- 2. 受注者は、要綱に基づき速やかに施工体制台帳を作成し、工事現場に備 えるとともに、施工計画書の提出と同時に施工体制台帳及びその添付書類
- 3. 受注者は、要綱に基づき各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体 系図を作成し、工事現場の見やすい場所(工事関係者が見やすい場所及び 公衆が見やすい場所) に掲げなければならない。また、受注者は、施工体 系図を所定の様式により監督員に提出しなければならない。
- 4. 受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都 度速やかに監督員に提出しなければならない。
- 5. 建設業法に基づく監理技術者を設置する場合は、当該工事に必要な資格 を有する者とし、資格証明の写しを監督員に提出する。

工事実績情報システム (CORINS) への登録 が特記された場合は、 登録内容について、あらかじめ監督員の確認を受けた後、次に示す期間内に 登録機関へ登録申請を行う。登録後は、登録されたことを証明する資料を監 督員に提出する。ただし、(4)における変更時と完成時との期間には土曜日、 日曜日、国民の祝日に関する法律(平成23年法律第178号)に定める国民 、年末年始の閉庁日は含まない。なお、登録

する際の現場代理人の従事期間については、現場に常駐している期間とす

(1) 登録対象 工事請負代金額が 500 万円以上(単価契約の場合は契約 総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時に それぞれ登録するものとする。

(2) (省略)

(3) 登録内容の 変更事項の確定日から速やかに 変更時 ただし、工事請負代金額だけの変更(工事請負代金額が 500万円を跨ぐ変更は除く)の登録申請は要しない。

(4) 工事完成時 工事完成後 速やかに

なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合 は、変更時の提出を省略することができるものとする。

1, 1, 11 現場代理人

(省略)

1. 1. 12 監理技術者、 主任技術者

受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び受注者の専門 技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、氏名、工事名、 工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければなら ない。

名札は、図1.1.2を標準とする。

現行

1. 1. 8 元下要綱の遵

- 「福島県元請・下請関係適正化指導要綱」(以下「要綱」とい う。) を遵守すること。
- 施工体制台帳を作成し、工事現場に備 2. 受注者は、要綱に基づき えるとともに、施工計画書の提出と同時に施工体制台帳及びその添付書類 の写しを監督員に提出しなければならない。
- 3. 要綱に基づき各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体 系図を作成し、工事現場の見やすい場所(工事関係者が見やすい場所及び 公衆が見やすい場所) に掲げなければならない。また、受注者は、施工体 系図を所定の様式により監督員に提出しなければならない。
- 4. 建設業法に基づく監理技術者を設置する場合は、当該工事に必要な資格 を有する者とし、資格証明の写しを監督員に提出する。

1.1.9 工事実績情報

工事実績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について 監督員の承諾を受けた後、次に示す期間内に登録の手続きを行うと ともに、登録されることを証明する資料を監督員に提示しなければならな い。ただし、(4)における変更時と完成時との期間には土曜日、日曜日、国民 の祝日に関する法律(平成23年法律第178号)に定める国民の祝日(以下 「祝日」という。)等は含まない。なお、登録する際の現場代理人の従事期間

については、現場に常駐している期間とする。

の登録

- (1) 登録対象 工事請負代金 が 500 万円以上(単価契約の場合は契約 総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時に それぞれ登録するものとする。
- (2) (省略)
- (3) 登録内容の 変更事項の確定日から速やかに ただし、工事請負 金額だけの変更 (請負 金額が 変更時 500万円を跨ぐ変更は除く)の登録申請は要しない。
- (4) 工事完成時 工事完成後 速やかに なお、変更時と完成時との間が10日に満たない場合 は、変更時の提出を省略することができるものとする。

1. 1. 10 現場代理人

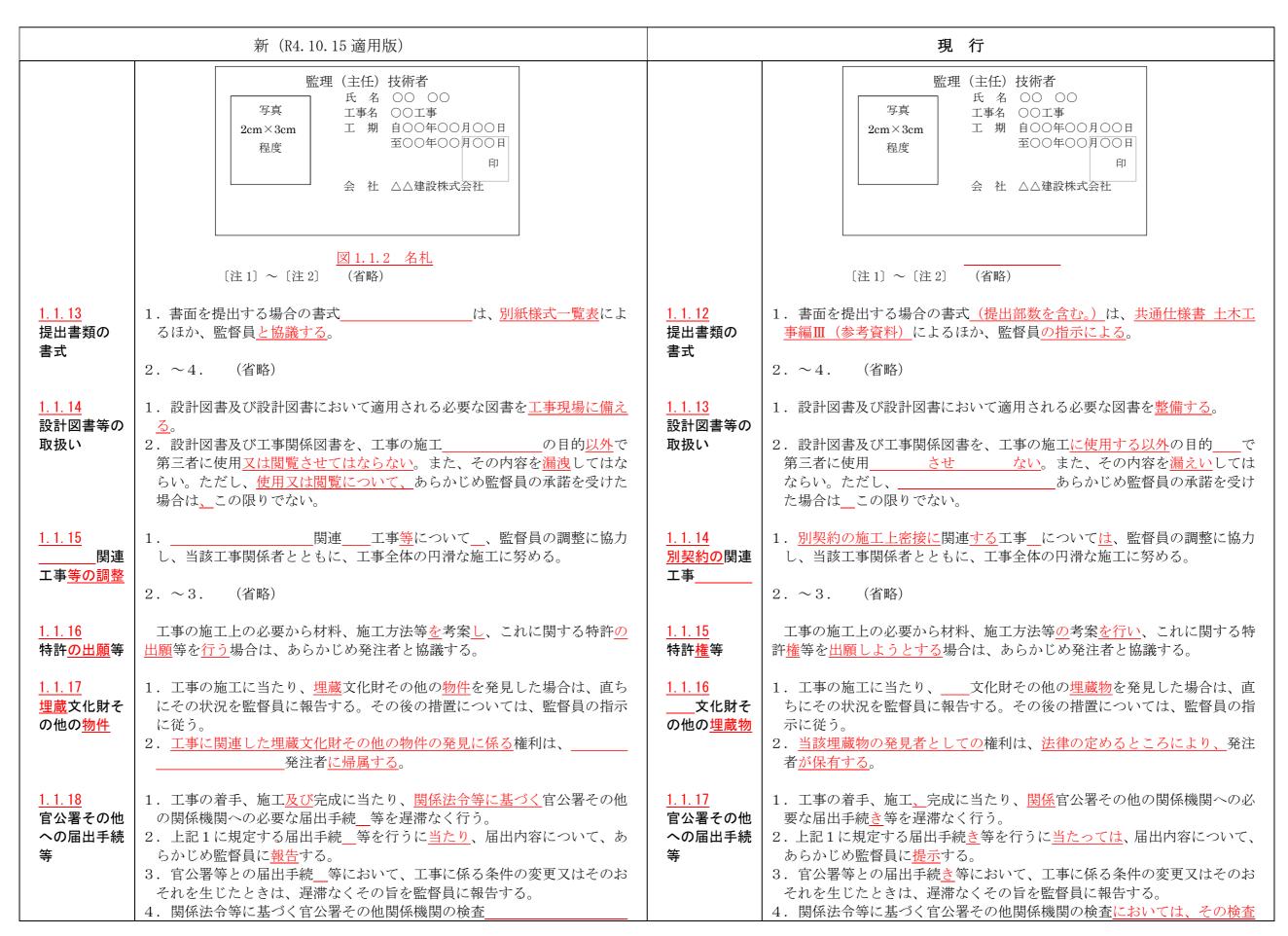
(省略)

1, 1, 11 監理技術者、 主任技術者

受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び受注者の専門 技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、
工事名、 工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければなら ない。

名札は、下記を標準とする。

4



に必要な資機材 <u>、</u> 労務等を提供する。		
		に必要な資機材 <mark>及び</mark> 労務等を提供する。
(省略)	<u>1. 1. 18</u> SI 単位	(省略)
工事の施工に当たり、	1.1.19 関係法令等の 連1.1.20 発注の 対する協力	工事の施工に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図る。 1. 受注者は、当該工事が 公共事業労務費調査等の対象工事となった場合には、調査に協力_しなければならない。 2. 受注者は、当該工事が総務省東北総合通信局の実施する電波環境保護活動の対象工事となった場合には、調査に協力しなければならない。 3. 受注者は、低入札価格調査制度調査対象 工事となった場合には、契約後における施工時確認調査等の追跡調査に協力しなければならない。 また、工期経過後においても同様とする。
1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び <u>厚生年金保険法</u> の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、加入する労災保険関係の項目を現場の見やすい所に掲示するものとする。 2. 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。	<u>1.1.21</u> 保険の付保及 び事故の補償	1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、加入する労災保険関係の項目を現場の見やすい所に掲示するものとする。 2. 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他
	1. 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。 2. 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査 の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。 (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。 (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。 (4) 対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。 3. 受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。また、受注者は、個人札価格調査制度の調査に協力しなければならない。受注者は、低入札価格調査制度調査対象となった工事については、発注者が別途指示するところに従い、施工時確認調査等の 調査に協力しなければならない。主任技術者又は監理技術者の専任配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査における調査基準価格を下回った価格で契約する場合は、主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者2名を専任で配置しなければならない。 1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、加入する労災保険関係の項目を現場の見やすい所に掲示するものとする。	プラス で で で で で で で で で で で で で で で で で で で

	新(R4.10.15 適用版)		現 行
1. 1. 23	の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。 4. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その対象となる労務者について証紙を購入し、当該労務者の共済手帳に証紙を貼付しなければならない。また、当該請負代金額から消費税を除いた額が100万円以上となる工事の受注者は、組合の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を次により発注者に提出しなければならない。 (1) 最初に提出する収納書は、当初請負代金額から消費税を除いた額に1.5/1,000を乗じて得た額以上の当該工事請負契約に係るものとし、工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則1ヶ月以内)に提出するものとする。 (注)電気、設備等の工事については、当初請負代金額における据付工事に要する費用から消費税を除いた額とする。 (注)電気、設備等の工事については、当初請負代金額における据付工事に要する費用から消費税を除いた額とする。 (注)電気、設備等の工事については、当初請負代金額における据付工事に要がる費用から消費税を除いた額とする。 (2) 前記(1)によって処理した後、貼付の状況、契約変更などにより増減の必要が生じた場合は、その都度必要数を購入し、収納書は、完成届提出の際一括して発注者に提出するものとする。受注者が今後の所要見る額も含めて証紙を一括購入している場合等、前記による収納書が提出できない正当な理由がある場合は、その旨及び購入予定等を記載した調書を提出しなければならない。受注者は、本制度の普及促進のため、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場の見やすい所に掲示するものとする。また、工事完成時、速やかに掛金充当総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。	1. 1. 22	の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。 3. 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その対象となる労務者について証紙を購入し、当該労務者の共済手帳に証紙を貼付しなければならない。 また_当該請負契約金額から消費税を除いた額が100万円以上となる工事の受注者は、組合の発注者用掛金収納書(以下「収納書」という。)を次により発注者に提出しなければならない。 ア. 最初に提出する収納書は、当初請負契約金額から消費税を除いた額に1.5/1,000を乗じて得た額以上の当該工事請負に係るものとし、契約約款第3条に基づく工程表ととも に提出するものとする。 (注)電気、設備等の工事については、当初請負金額における据付工事に要する費用から消費税を除いた額とする。 (注)電気、設備等の工事については、当初請負金額における据付工事に要する費用から消費税を除いた額とする。 (注)電気、設備等の工事については、当初請負金額における据付工事に要する費用から消費税を除いた額とする。 ②注者が今後の所要見込額も含めて証紙を一括購入している場合等、前記による収納書が提出できない正当な理由がある場合は、その旨及び購入予定等を記載した調書を提出しなければならない。受注者は、本制度の普及促進のため、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場の見やすい所に掲示するものとする。 発注者及び受注者等の業務の合理化を図ることを目的とし、次により工事
工事関係図書 の簡素化の取 組み	関係図書の簡素化に取り組む。 (1)~(2) (省略) (3) 提出資料の様式は、別紙様式一覧表によるものとするが、記載内容が網羅されている場合は任意の様式をもって代用することができる。任意の様式を使用する場合は、事前に監督員の確認を受ける。	工事関係図書 の簡素化の取 組み	関係図書の簡素化に取り組む。 (1)~(2) (省略) (3) 提出資料の様式は、共通仕様書 土木工事編Ⅲ(参考資料)によるものとするが、記載内容が網羅されている場合は任意の様式をもって代用することができる。任意の様式を使用する場合は、事前に監督員の確認を受ける。
1.1.24 ウィークリー スタンス等の 推進	受発注者協力のもと計画的に工事を履行することで、品質確保に努めるとともに、働き方改革を推進することを目的とするものである。 (取組内容) 1. 打合せ時間の配慮 昼休みや午後4時以降の打合せは行わない。 2. 資料作成の配慮 (1) 休日明け日(月曜日等)を依頼の期限日としない。 (2) 休日前(金曜日等)に新たな依頼をしない。 (3) 定時間際や定時後に依頼をしない。 (4) 作業内容に見合った作業時間を確保する。 3. ワンデーレスポンスの徹底 ワンデーレスポンスを徹底する。		

	新(R4.10.15 適用版)		現行
	4. その他 (1) 水曜日、金曜日は定時の帰宅を心がける。 (2) 工程に影響する条件等を、事前に受発注者間で確認・共有する。 (3) 受発注者間で全体の工事工程の確認・共有を行い、作業工程の把握に 努める。 5. 災害発生時等の緊急的な対応については、取り組みの対象外とし、受発 注者双方で作業内容や提出期限等を確認し、合意を図る。		
1. 2. 1 施工管理	第2節 工事現場管理 1. 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。 2. 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督員 <u>の</u> 指示 <u>の</u> 内容を周知徹底する。	1.2.1 施工管理	第2節 工事現場管理 1. 設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を <u>適切に</u> 行う。 2. 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督員 <u>から</u> 指示 <u>を受けた</u> 内容を周知徹底する。
1.2.3 施工管理技術 者	1. 施工管理技術者は、 工事に相応した能力を有する者 とし、工事の施工、製作等に係る指導及び品質管理を行う。 2. 施工管理技術者の 資格等の 能力を証明する資料を、監督員に提出する。	1.2.3 施工管理技術 者	1. 施工管理技術者は、 <u>設計図書に定められた</u> 者 <u>又はこれらと同等以上の能力のある者とする</u> 。 2. 施工管理技術者等は、当該工事に必要な能力を有する者とし、資格 <u>又は</u> 能力を証明する資料を_監督員に提出する。 3. 施工管理技術者は、当該工事の施工、製作等に係る指導及び品質管理を行う等、事故の防止に努める。
1. 2. 4 電気保安技術 者	1. 電気工作物に係る工事においては、電気保安技術者をおくものとする。 2. 電気保安技術者は次により、配置は特記による。 (1) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 (2) 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。 3. 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督員の承諾を受ける。 4. 電気保安技術者は、監督員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。なお、この保安業務には、監督員が電気主任技術者との協議を行う場合に必要となる自主検査要領等の作成の業務を含むものとする。		
1.2.5 工事用電力設 備の保安責任 者	1. 工事用電力設備の保安責任者を定め、監督員に報告する。 2. 保安責任者は、 <mark>関係法令に基づき、適切な</mark> 保安業務を行う。	1.2.4 工事用電力設 備の保安責任 者	 工事用電力設備の保安責任者として、法令に基づく有資格者を定め、監督員に報告する。 保安責任者は、工事用電力設備に係る保安業務を行う。
		<u>1. 2. 4-2</u> 電気保安技術 者	1. 電気保安技術者の適用は、特記による。 2. 電気保安技術者は、次による者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により監督員の承諾を受ける。 (1) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者

新(R4. 10. 15 適用版)		現行		
			(2) 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種 電気工事士の資格を有する者 3. 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督員の承諾を受け る。 4. 電気保安技術者は、監督員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。 なお、この保安業務には、監督員が電気主任技術者との協議を行う場合 に必要となる自主検査要領等の作成の業務を含むものとする。	
<u>1. 2. 6</u> 技能士	1. 技能士は 職業能力開発促進法 (昭和 44 年法律第 64 号) による一級技能士又は単一等級の資格を有する技能士をいい、適用する技能検定の職種及び作業の種別は、特記による。 2. 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の作業従事者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。 3. 技能士の資格を証明する資料を、監督員に提出する。 4. 品質の向上を図る観点から、適用がない場合であっても、技能士の活用を図るものとする。	<u>1. 2. 5</u> 技能士	1. 技能士は <u>次により、技能検定の職種及び作業の種別は、特記による。</u> (1) 職業能力開発促進法 による による 資格を有する者とし、資格の種別は、特記による。 また、資格を証明する資料を、監督員に提出する。 (2) 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。 2. 品質の向上を図る観点から、適用がない場合であっても、技能士の活用を図るものとする。	
<u>1. 2. 7</u> 技能資格者	 技能資格者(溶接施工等、鉄骨の超音波探傷試験、鉄筋のガス圧接)は、 <u>工事に相応した</u>能力<u>を有する</u>者とする。 技能資格者の資格<u>等の</u>能力を証明する資料を、監督員に提出する。 	<u>1. 2. 6</u> 技能資格者	1. 技能資格者(溶接施工等、鉄骨の超音波探傷試験、鉄筋のガス圧接)は、 <u>設計図書に定められた技量を有する者又はこれらと同等以上の</u> 能力 <u>のある</u> 者とする。 2. 技能資格者の資格 <u>又は</u> 能力を証明する資料を、監督員に提出する。	
1. 2. 8 施工条件	 施工日及び施工時間 官公庁の休日は施工しない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 設計図書に施工日又は施工時間が定められ、これを変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。 設計図書に施工時間等が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に施工する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。 (4) 受注者は、(3) について一定期間まとめて提出できるものとするが、変更があった場合は、監督員の承諾を受けなければならない。 上記1以外の施工条件は、特記による。 	<u>1.2.7</u> 施工条件	1施工時間 (1) 官公庁の休日 <u>に工事の</u> 施工 <u>を行わない</u> 。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 (2) 設計図書に 施工時間が定められ <u>ている場合で、その時間を変更</u> する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。 (3) 設計図書に施工時間 が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に <u>工事の</u> 施工 <u>を行う</u> 場合は、あらかじめ <u>理由を付した書面によって</u> 監督員 <u>に通知する</u> 。 (4) 受注者は、(3) について一定期間まとめて <u>通知</u> できるものとするが、変更があった場合は、その旨の理由を書した書面を監督員に通知しなければならない。 2. 上記_以外の施工条件は、特記による。	
<u>1. 2. 9</u> 品質管理	1. <u>1.4.2</u> 施工計画書 <u>による</u> 品質計画に基づき、適切な時期に、 必要な <mark>品質</mark> 管理を行う。	<u>1. 2. 8</u> 品質管理	1. 施工計画書 <u>の</u> 品質計画に基づき、適切な時期に、 <u>指導、確</u> <mark>認、試験等</mark> 必要な_ 管理を行う。	
	2. (省略)3. <u>品質管理</u>の結果、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。		2. (省略) 3. <u>試験又は確認</u> の結果、疑義が生じた場合は、監督員と協議する。	
<u>1. 2. 10</u> 施工中の安全	1. 建築基準法 <u>(昭和 25 年法律第 201 号)</u> 、労働安全衛生法 <u>(昭和 47 年法律</u> <u>第 57 号)</u> その他関係法令等に <u>基づく</u> ほか、建設工事公衆災害防止対策要綱	<u>1. 2. 9</u> 施工中の安全	1. 建築基準法、労働安全衛生法、 その他関係法令等に <u>定めるところによる</u> ほか、建設工事公衆災害	

新(R4.10.15 適用版)		現行	
確保	(建築工事等編)(令和元年9月2日付け 国土交通省告示第496号)及び 建築工事安全施工技術指針_(平成7年5月25日建設省営監発第13号)を 踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。 2. 同一場所にて関連工事等が行われる場合で、監督員から労働安全衛生法 に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。 3. 気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。 4. 工事の施工に当たり、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既 設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないよう、施工方法等を定 める。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議する。 5. 火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気等の取扱 いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防炎シート等を設けるなど、 火災_防止の措置を講ずる。	確保	防止対策要綱(建築工事_編)(平成5年1月12日付け 建設省経建発第57号)に従うとともに、「建築工事安全施工技術指針」(平成7年5月25日建設省営監発第13号)を参考に、常に工事_安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。 2. 工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令等に従って行う。 3. 同一場所で別契約の関連工事」が行われる場合で、監督員により労働安全衛生法に基づく指名を受けたときは、同法に基づく必要な措置を講ずる。4. 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。 5. 火気の使用や溶接作業 等を行う場合は、火気の取扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防炎シート」を設ける等、火災の防止」措置を講ずる。 6. 工事現場からの落下物によって、工事現場の内外に危害を及ぼすおそれ
	6. 工事の施工に当たり、近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、直ちに監督員に報告する。 (1) (省略) (2) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。ただし、緊急を要しない場合は、あらかじめその概要を監督員に報告のうえ、対応を行う。 7. 工事現場からの落下物によって、工事現場の内外に危害を及ぼすおそれがある場合には、関係法令に従って防護金網、防護柵等を設け、落下物による危険の予防措置を講ずる。		 がある場合には、関係法令に従って防護金網、防護柵等を設け、落下物による危険の予防措置を講ずる。 7. 工事の施工に当たっての近隣等との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督員に報告する。 (1) (省略) (2) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。
<u>1. 2. 11</u> 施工中の環境 保全 <mark>等</mark>	8. (省略) 1. 建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年 法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。)、環境基本法 (平成 5 年法律第 91 号)、騒音規制法 (昭和 51 年法律第 64 号)、振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号)、大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号)、水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)、土壌汚染対策法 (平成 14 年法律第 53 号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号。以下「再資源有効利用促進法」という。) その他関係法令等に基づくほか、 建設副産物適正処理推進要綱 (平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 3 号)を踏まえ、	<u>1. 2. 10</u> 施工中の環境 保全	8. (省略) 1. 建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

	新(R4. 10. 15 適用版)		現。行
2. 水 (之 者	工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、 体質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。 _仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当 とり、当該製品の製造所が作成した JIS Z 7253 (GHS に基づく化学品の危 検有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)) による安全データシート(SDS)を 常備し、記載内容の周知徹底を図 るため、ラベル等により取り扱う化学品の情報を作業場内に表示し、作業 者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。 工事期間中は、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。		工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設省大臣官房技術参事官通達昭和62 年3月30日)及び「薬液注入法による建設工事の施工に関する暫定指針」(建設省官技発第160号 昭和49年7月10日)、「薬液注入工事に係る施工管理等について」(建設省技調発第188号 平成2年9月18日)を参考にし、工事騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、薬液注入等で損害を与えないよう適切な処置をとる。 3. 工事の施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。4. 仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した JIS Z 7253 (GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))による安全データシート(SDS)を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。 5. 建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。 6. 仮設排水路は、敷地内外に害を及ぼさないよう、常に良好な維持管理を
多 5. シ <u>6.</u> 日 6 金 が し 7.	工事の施工に当たり、発生材の抑制及び再資源化や廃棄物の適正処理に 8める。 雨天の場合等、やむを得ない場合を除き、建築物内部施工中は極力サッ 少等を解放し、通風・換気を行う。また、物入れ、キッチンキャビネット 及び押入等閉塞箇所の扉などもできるだけ開放し、通風・換気を行う。 近隣の住民及び構築物、地下埋設物、農地等の財産物に対しては、「建設 工事に伴う騒音振動対策技術指針」(建設省大臣官房技術参事官通達昭和 2年3月30日)及び「薬液注入法による建設工事の施工に関する暫定指 計」(建設省官技発第160号 昭和49年7月10日)、「薬液注入工事に係る 施工管理等について」(建設省技調発第188号 平成2年9月18日)を参考 こし、工事騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、薬液注入等で損害を与えな いよう適切な処置をとる。 仮設排水路は、敷地内外に害を及ぼさないよう、常に良好な維持管理を 行う。		行う。 7. 雨天の場合等 やむを得ない場合を除き、建築物内部施工中は極力サッシ等を解放し、通風・換気を行う。また、物入れ、キッチンキャビネット及び押入等閉塞箇所の扉などもできるだけ開放し、通風・換気を行う。
1. 2. 12 排出ガス対策 1. 2. 12 1.	○9. (省略) 受注者は、工事の施工にあたり、表 1.2.1 に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成 29 年 5 月改 E法律第 41 号)」に基づく技術基準に適合する特殊自動車、または、「排出 ガス対策型建設機械指定要領」(平成 3 年 10 月 8 日付け建設省 経機発第 49 号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(最終改正平成 24 年 3 月 23 日付け国土交通省 告示第 318 号)もしくは「第三次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改訂平成 28 年 8 月 30 日付け国総環リ第 6 号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」)を使用しなければならない。	<u>1. 2. 11</u> 排出ガス対策	8. ~9. (省略) #ガス対策は、以下による。 (1) 工事 において、 建設機械を使用する場合は、 「排 ガス対策型建設機械指定要領 (平成3年10月8日付け建設省 経機発第249号最終改正平成9年10月3日付け建設省経機発第126号)」、 に基づき指定された排出ガス対策型建設機械 を使用することを標準とする。

新(R4.10.15 適用版)

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。

- 2. 施工計画書に使用する排出ガス対策型建設機械等を明記するとともに、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出する。 監督員の立会いを受け、接触中の建設機械が、表1.2.1 のいずれかに該
- 3. 監督員の立会いを受け、稼働中の建設機械が、表 1.2.1 のいずれかに該当していることの確認を受ける。

表 1.2.1 排ガス対策の対象機種

機種	備考
一般工事用建設機械	ディーゼルエ
<u>・バックホウ</u>	ンジン (エンジ
・トラクタショベル (車輪式)	ン出力7.5kW以
・ブルドーザ	<u>上260kW以下)を</u>
· 発動発電機 (可搬式)	搭載した建設機
· 空気圧縮機 (可搬式)	<u>械に限る。</u>
・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、	<u>ただし、道路</u>
ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジ	運送車両の保安
<u>ン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの;油圧ハ</u>	基準に排出ガス
<u>ンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、</u>	基準が定められ
油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケー	ている自動車
シング掘削機、リバースサーキュレーションドリ	で、有効な自動
ル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オ	車検査証の交付
<u>ールケーシング掘削機)</u>	<u>を受けているも</u>
・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	<u>のは除く。</u>
・ホイルクレーン	

現行

- (2) 施工計画書に使用する<u>排</u>ガス対策型建設機械_を明記するとともに、 施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出する。
- (3) 監督員の立会いを受け、稼働中の建設機械が、<u>水</u>のいずれかに該当していることの確認を受ける。
- (4) 対象とする機種は、表 1.2.1 による。

表 1.2.1 排ガス対策の対象機種

	表 1.2.1 排刀ス対策の対象機種
機種	備考
	トンネル工事用建設機械:ディーゼルエンジン 出力30 ~260KW(40.8 ~353PS)
<u>バックホウ</u>	<u>一般建設機械:ディーゼルエンジン出力7.5 ~</u> 260KW(10.2 ~353PS)
	トンネル工事用建設機械:ディーゼルエンジン
トラクタシャベル	<u>出力30 ~260KW(40.8 ~353PS)</u> 一般建設機械:ディーゼルエンジン出力7.5 ~
	260KW(10.2 ~353PS)
大型ブレーカ	<u>トンネル工事用建設機械:ディーゼルエンジン</u> <u>出力30 ~260KW(40.8 ~353PS)</u>
<u>コンクリート吹付</u> 機	<u>同 上</u>
ドリルジャンボ	<u>同</u> 上
<u>ダンプトラック</u>	<u>同</u> 上
トラックミキサ	<u>同</u>
ブルドーザ	<u>一般建設機械:ディーゼルエンジン出力7.5 ~</u> <u>260KW(10.2 ~353PS)</u>
発動発電機	<u>一般建設機械:ディーゼルエンジン出力7.5 ~</u> 260KW(10.2 ~353PS),可搬式(溶接兼用機を含む)
空気圧縮機	<u>一般建設機械:ディーゼルエンジン出力7.5 ∼</u> 260KW(10.2 ∼353PS), 可搬式(溶接兼用機を含む)
油圧ユニット	<u>一般建設機械:ディーゼルエンジン出力7.5 ∼</u> 260KW(10.2 ∼353PS), 基礎工事用機械で独立した <u>もの</u>

1. 2. 13 1. 工事材料 <u>、</u> 土砂等の搬送計画 <u>及び</u> 通行経路の選定その他車両の通行に関	1. 2. 12	ローラ 一般建設機械:ディーゼルエンジン出力7.5 ~ 260KW(10.2 ~353PS), ロードローラ,タイヤローラ,振動ローラ ホイールクレーン 一般建設機械:ディーゼルエンジン出力7.5 ~ 260KW(10.2 ~353PS), ラフテレーンクレーン 1. 工事材料及び土砂等の搬送計画並びに通行経路の選定その他車両の通行
する事項について、関係機関と調整のうえ、交通安全の確保に努める。	交通安全管理	に関する事項について、関係機関と十分な打合せのうえ、交通安全管理を 行う。 2. 運搬車両の積載量について道路交通法等を遵守し、積載量の確認を行い、 過積載を行わないこと。
(2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。 (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。 (5) 下請負契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。 (6) 以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導すること。 4. 受注者は、交通誘導警備員について、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者、あるいは交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を配置するものとし、教育の実施状況、受講証の写し等の確認できる資料を監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。		3. 受注者は、交通誘導警備員について、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、過去3年以内に建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者、あるいは交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を配置するものとし、教育の実施状況、受講証の写し等の確認できる資料を監督員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。
また、表 1.2.2 <u>に</u> 示す路線及び区間で交通誘導警備業務を行わせる場合は、警備業法(<u>令和元年 6 月改正</u> 法律 <u>第 37 号</u>)第 18 条及び警備員の検定等に関する規則(<u>令和元年 10 月改正</u> 国家公安委員会規則 <u>第 8 号</u>		また、表 1.2.2 で示す路線及び区間で交通誘導警備業務を行わせる場合は、警備業法(昭和47年7月5日法律第117号)第18条及び警備員等の検定等に関する規則(国家公安委員会規則第20号、平成17年11月18日)第2条並びに福島県公安委員会告示第41号(平成18年12月19日)に基づき、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。 表 1.2.2 (省略)

	新(R4. 10. 15 適用版)		
	April (N. 10. 13 個用版) See		
<u>1. 2. 14</u> 災害 <u>等発生</u> 時 の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を <u>全てに</u> 優先 <u>させる</u> とともに、二次災害 <mark>が発生しないよう工事現場の安全確保</mark> に努め、 <u>直ちに</u> その経緯を監督員に報告する。また、受注者は、監督員の指示する事故等報告書を指定する期日までに監督員に提出する。	1. 2. 13 災害時 <u>等</u> の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先 <u>する</u> とともに、二次災害 <u>の防止</u> に努め、その経緯を監督員に報告する。また、受注者は、監督員の指示する事故等報告書を指定する期日までに監督員に提出する。
<u>1. 2. 15</u> 境界杭、測量 杭等	 工事の施工中において、境界杭、測量杭等は、次により、良好な維持管理を行う。 (1)~(2) (省略) (省略) 境界杭天端が地盤又は構造物と差異が生じる場合には、監督員に報告する。 	1. 2. 14 境界杭、測量 杭等	 工事の施工中において、境界杭、測量杭等は、次により_良好な維持管理を行う。 (1)~(2) (省略) (省略) 境界杭天端が地盤又は構造物と差異が生じる場合_は、監督員に報告する。
<u>1. 2. 16</u> 地下埋設物等	(省略)	<u>1. 2. 15</u> 地下埋設物等	(省略)
<u>1. 2. 17</u> 既存樹木の保 護	(省略)	<mark>1. 2. 16</mark> 既存樹木の保 護	(省略)

の抑制、 手利用 <u>、</u> 再資
~る。
再生資材を /施行につい とリサイクル 作成し、施工 上木材、建設 ・アスベス / クルガイド
二計画書に含立した場合に月実施書及び立びに
○ 及び再資源 員の指示を受
を行い、所定 つる。 外に搬出し、 かな利用の促
)他関係法令 L理 <u>し</u> 、監督

新 (R4.10.15 適用版) 現行 り、適用は特記による。 ① 最終処分とする場合は、管理型最終処分場で埋立処分する。 ② 再資源化する場合は、再資源化施設の受入条件を確認のうえ、適 切に分別した後、再資源化施設で再資源化する。 (7) PCB 含有シーリング材の処理は、次による。 (ア) PCB 含有シーリング材の分析調査及び撤去は、特記による。 (イ) PCB 含有シーリング材は、PCB が飛散しないように適切な容器に納 め、適切な場所に保管し、工事完成後、監督員に引渡す。 3. 建設廃棄物の施工計画調査、処理計画、保管並びに運搬、再生及び処分 の委託等については、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 1.3.12 [発生材の処理等](3)による。 4. 特別管理産業廃棄物の施工計画調査、処理計画、保管並びに運搬及び処 分の委託等については、公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.3.12 「発生材の処理等」(4)による。 5. 受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理 (6) 産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(紙マ 票(紙マニフェスト)**又**は電子マニフェストにより適正に処理されている ニフェスト) **また**は電子マニフェストにより適正に処理されていること ことを確認するとともに監督員に提示しなければならない。ただし、検査 を確認するとともに監督員に提示しなければならない。ただし、検査時 時までに処理が完了していない場合は、完了している段階までの提示でよ までに処理が完了していない場合は、完了している段階までの提示でよ いものとする。 いものとする。 また, 受注者は, 処理が完了した時点(検査後も可)で、産業廃棄物管 また, 受注者は, 処理が完了した時点(検査後も可)で、産業廃棄物 理票(紙マニフェスト)のE票の写し、または、電子マニフェストの受渡 管理票(紙マニフェスト)のE票の写し、または、電子マニフェストの 確認票の写しを、監督員に提出するものとする。 受渡確認票の写しを、監督員に提出するものとする。 6. 受注者は、建設リサイクル法に基づく特定建設資材(新材又は再生材)、 土砂 (新材又は再生材)、砕石 (新材又は再生材) その他の再生資材を工事 現場に搬入する場合には、「建設リサイクルガイドラインの施行について」 (平成11年3月26日付け11土検第104号、以下「建設リサイクルガイド ライン」という。) に基づき、建設副産物情報交換システム (COBRIS) によ り「再生資源利用計画書」を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含 め、監督員に提出しなければならない。 7. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木 材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック・紙くず・ア スベスト(飛散性)を工事現場から排出する場合には、「建設リサイクルガ イドライン」に基づき、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により「再 生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなけ ればならない。 8. 受注者は、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作 成した場合には、工事完成後速やかに、実施状況を把握し、「再生資源利用 実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければなら ない。 (7) 石綿含有資材の処分方法については、国土交通省大臣官房庁営業部監 修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(電気設備工事編)(機 械設備工事編)」を準用し、労働安全衛生法(石綿障害予防規則(平成1 7年7月1日施行))等、適用を受ける関係法令等を遵守すること。 9. 工事に伴って生じる産業廃棄物のうち、「最終処分場(中間処理施設<減 (8) 工事に伴って生じる産業廃棄物のうち、「最終処分場(中間処理施設< 量化施設>経由を含む)」へ搬入する産業廃棄物については、福島県産業廃 減量化施設>経由 含む)」へ搬入する産業廃棄物については、福島県産

業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

棄物税が課税されるので適正に処理すること。

	新(R4. 10. 15 適用版)		現 行
	10.受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付したときは、「産業廃棄物管理票交付等状況報告制度」に基づき、所定の様式に必要事項を記入し、毎年6月30日までに前年度の実績を各振興局等に報告しなければならない。ただし、電子マニフェストにより交付したものについては報告の必要はない。		
1.2.19 原状復旧工事 の立会い	(省略)	1.2.18 原状復旧工事 の立会い	(省略)
<u>1. 2. 20</u> 養生	既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚染 <u>しない</u> よう適切な方法で養生を行う。	<u>1. 2. 19</u> 養生	既存施設部分、工事目的物の施工済み部分等について、汚染 <u>又は汚損がな</u> いよう適切な方法で養生を行う。
<u>1. 2. 21</u> 後片付け	工事の完成に当たり、建築物等の内外の後片付け及び清掃 を 行う。 2. がれき、残材等は、工事施工区域外に搬出して処分する。 3. 産業廃棄物の処分は、関係法令に従って適正に行う。	<u>1. 2. 20</u> 後片付け	1. 工事の完成に <u>際しては</u> 、 <u>工事対象物件</u> 内外を清掃 <u>し、各種の残材を処分する等、後片付けを入念に</u> 行う。 2. がれき、残材等は、工事施工区域外に搬出して処分する。 3. 産業廃棄物の処分は、関係法令に従って適正に行う。
<u>1. 2. 22</u> 事故報告書	受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、別に定める「工事現場等における事故発生報告書」(福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱第7条第2項関係)を監督員が指示する期日までに、提出しなければならない。	<u>1. 2. 21</u> 事故報告書	受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、工事現場等における事故発生報告書指示する期日までに提出しなければならない。
1.2.23 火気の取扱い	建築物内での施工に当たり、火気は使用しない。ただし、やむを得ず、火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気等の取扱いに十分注意するとともに、次に示す火災防止の措置を講ずる。 (1) 使用する火気に適した種類及び容量の消火器等を設置する。 (2) 火気の使用箇所付近に可燃性のもの及び危険性のあるものを置かない。 (3) 火気の使用箇所付近は、防炎シート等による養生及び火花の飛散防止措置を講ずる。 (4) 作業終了後は、十分に点検を行い、異常のないことを確認する。		
1. 3. 1 足場 <mark>等</mark>	第3節 仮設物その他 1. 足場、作業構台、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱 (建築工事編) その他関係法令に基づき、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。 2. 外部足場、防護シート等 (1) 外部足場、防護シート等の設置及び範囲は、特記による。 (2) 足場を設ける場合には、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」(厚生労働省 平成21年4月24日)の「(別紙) 手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中桟及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。	1.3.1 足場 <u>、その他</u>	第3節 仮設物その他 1. 足場、 <u>桟橋、リフト</u> 、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(平成5年1月12日建設省 建発第1号) その他関係法令に <u>従い</u> 、適切な材料、構造のものとし、適切な保守管理を行う。

新	(R4	10	15	瀋	用	版)
/YY I	(117.	10.	10	JJH4	/ IJ	ハスノ

- (3) 外部足場の壁つなぎ材の施工は、撤去後の補修が少ない位置とし、壁つなぎ材を撤去した後、原状に復旧する。
- 3. 内部足場の設置は、特記による。特記がなければ、脚立、足場板等による。
- 4. 材料、撤去材等の運搬方法は表 1.3.1 により、種別は特記による。

表 1.3.1 材料、撤去材等の運搬方法

<u> </u>	<u> </u>				
種別	<u>運搬方法</u>				
<u>A種</u>	<u>二本構リフト等による。</u>				
<u>B種</u>	トラッククレーン等による。				
<u>C種</u>	既存エレベーターによる。				
<u>D種</u>	既存階段による。				
<u>E種</u>	登り桟橋等による。				

- 5. 屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落事故防止対策は、JIS A 8971 (屋根工事用足場及び施工方法)の施工標準に基づく足場及び装備機材を 設定する。
- 6. 定置する足場、<u>作業構台</u>等の設置は、特記がなければ建築工事とし、別契約の関連工事受注者は、無償で使用することができる。

1.3.3 危険物貯蔵所

塗料、油類等の引火性材料の貯蔵所は、関係法令等に<u>基づき</u>、適切な規模、構造<u>及び</u>設備を備えたものとする。また、関係法令等適用外の場合でも、建築物、仮設事務所、他の材料置場等から隔離した場所に設け、屋根、<u>壁等を</u>不燃材料で覆い、各出入口には錠を付け、「火気厳禁」の表示を行い、消火器を設け、安全対策を講ずる。

なお、やむを得ず工事目的物の一部を置場として使用する場合には、監督 員の承諾を受ける。

1.3.4 監督員事務所

1. 監督員事務所の設置は、特記による。

なお、設置する場合の規模及び仕上げの程度は、次による。

(1) 規模は、原則として表 1.3.2 により、種別は特記による。

表 1.3.2 監督員事務所の規模(単位:m²)

		4	// //-//	· · · · · ·	
種 別	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号
面積	10 程度	20 程度	35 程度	65 程度	100 程度

(2) 仕上げは、表 1.3.3 を標準とする。

表 1.3.3 監督員事務所の仕上げ(省略)

- 2. 監督員事務所の備品等
- (1) (省略)
- (2) 監督員事務所の<u>光熱水費</u>、<u>通信費</u>、便所の清掃料、消耗品等は、受注 者の負担とする。

現行

2. 定置する足場、<mark>桟橋、リフト</mark>等の設置は、特記がなければ建築工事とし、 別契約の関連工事請負者は、無償で使用することができる。

1.3.3 危険物貯蔵所

塗料、油類等の引火性材料の貯蔵所は、関係法令等に<u>従い</u>、適切な規模、構造、設備を備えたものとする。また、関係法令等適用外の場合でも、建築物、仮設事務所、他の材料置場等から隔離した場所に設け、屋根、<u>内外壁及び天井を防火構造とするか又は</u>不燃材料で覆い、各出入口には錠を付け、「火気厳禁」の表示を行い、消火器を置く等、配慮する。

なお、やむを得ず工事目的物の一部を置場として使用する場合には、監督 員の承諾を受ける。

1.3.4 監督員事務所

1. 監督員事務所の設置は、特記による。

なお、設置する場合の規模及び仕上げの程度は、次による。

(1) 規模は、原則として表 1.3.1 により、種別は特記による。

 表 1. 3. 1
 監督員事務所の規模(単位:m²)

 種 別
 1 号
 2 号
 3 号
 4 号
 5 号

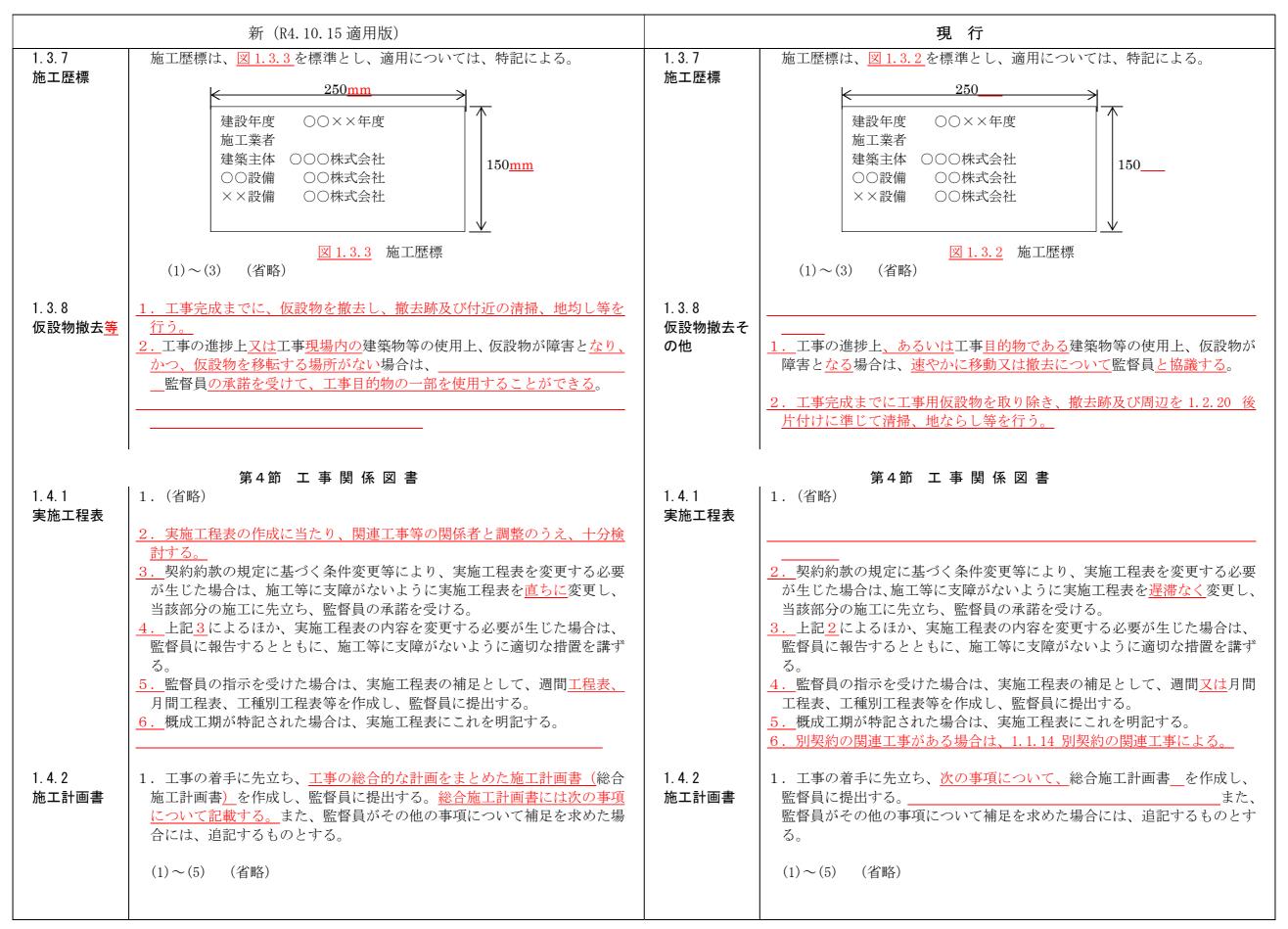
 面 積
 10 程
 20 程
 35 程
 65 程
 100 程度

(2) 仕上げは、表 1.3.2 を標準とする。

表 1.3.2 監督員事務所の仕上げ(省略)

- 2. 監督員事務所の備品等
- (1) (省略)
- (2) 監督員事務所の<u>光熱水料</u>、<u>電話の使用料</u>、便所の清掃料、消耗品等は、 受注者の負担とする。

新(R4.10.15 適用版) 現行 1. 受注者事務所、従業員休憩所、便所等は、関係法令 に基づき設ける。 1. 3. 5 1.3.5 1. 受注者事務所、従業員休憩所、便所等は_関係法令等に従って設ける。 受注者事務所 受注者事務所 2. 従業員宿舎は、構内に設けない。 2. 従業員宿舎は、工事現場内に設けてはならない。 その他 その他 3. (省略) 3. (省略) 1.3.6 1. (省略) 1.3.6 1. (省略) 工事用表示板 工事用表示板 2. 工事用表示板は、図1.3.1を標準とし、適用については特記による。 2. 工事用表示板は、図1.3.1を標準とし、適用については特記による。 なお、図1.3.1によることができない場合は、監督員と協議する。 なお、図1.3.1によることができない場合は、監督員と協議する。 1,200mm 工事名 工事名 ・エ 期 ・エ 期 ・発注者 ・発注者 • 設計者 • 設計者 〇〇建設事務所 建築住宅課 • 監理者 〇〇建設事務所 建築住宅課 ・監理者 900___ 900mm (電話) ×××-××× (電話) ×××-××× 施工者 〇〇〇株式会社 (電話) △△△-△△△ 施工者 〇〇〇株式会社 (電話) △△△-△△△ (休日・夜間連絡先) 〇〇〇一〇〇〇 (休日・夜間連絡先) 〇〇〇一〇〇〇 現場責任者 現場責任者 図 1.3.1 工事用表示板 図 1.3.1 工事用表示板 (1) 額縁部~75mm φ または 75mm□、県産木材使用(間伐材可) (1) 額縁部~75 φまたは75 □、県産木材使用(間伐材可) (2) 表示部~ラワン合板、厚さ 5.5mm、白ペンキ塗り (2) 表示部~ラワン合板、厚さ 5.5 、白ペンキ塗り 文字~ゴシック体 文字~ゴシック体 県章~あかみだいだい色 県章~あかみだいだい色 (3)~(5) (省略) (3)~(5) (省略) 3. 県章の図法は、図1.3.2 による。 3. 県章の図法は、下記による。 (注) a は 20mm 程度とする。 (注) a は 20mm 程度とする。 図 1.3.2 県章の図法



新(R4.	10.15 適用版)		現行
2. 施工計画書の作成に当計する。 計する。 3. 品質計画、施工の具体工の確認内容及びその確認内容及びそのできた。 本定めたの施工に先立ち作成し、承諾を受けた場合は、これを受けた場合は、これを受ける。 4. 上記1及び3の施工計算の承諾を受ける。 合は、監督員の承諾を受ける。	<u>4たり、関連工事等の関係者と調整のうえ、十分検</u> <u>さ的な計画(施工要領)、試験要領並びに</u> 一工程の施 <u>推認を行う段階</u> <u>施工計画書(工種別施工計画書)を、</u> 工事 監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の		2. 品質計画、 一工程の施工の 及び試験要領を定めた工種別の施工計画書 を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 3. 施工計画書のうち品質計画 については、監督員の承諾を受ける。 ただし、補修工事等必要性の低い工事については、監督員との協議により省略することができる。 4. 共仕やJIS等に記載のある施工、試験の要領については、施工計画書
ともに <u>、施工等に支障がる事項について、変更が</u> 員に提出する。 6. 共仕や JIS 等に記載の	変更する必要が生じた場合は、監督員に報告すると がないよう適切な措置を講ずる。また、変更に関す 返工計画書(変更又は追加した頁)を作成し、監督 のある施工、試験の要領については、施工計画書へ との場合は準拠する基準・章節を明記する。		への転記は不要とする。その場合は準拠する基準・章節を明記する。 5. 施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告するとともに変更に関する事項について変更計画書を作成し、監督員に提出する。 6. 別契約の関連工事がある場合は、1.1.14 別契約の関連工事による。
まり等について <u>、当該</u> 3. 施工図等の内容を変見 もに、施工等に支障がな	上り、	1.4.3 施工図等	1. (省略) 2. 施工図等の作成に <mark>際し、別契約の施工上密接に</mark> 関連 <u>する</u> 工事_との納まり等について十分検討する。 3. 施工図等の内容を変更する必要が生じた場合は、監督員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を <mark>講ずる</mark> 。 4. 補修工事等、必要性が低い工事については、監督員との協議により施工図の作成を省略することが出来る。
1.5.1 横材の品質等 1	機器及び材料(以下「機材」という。)は、設計図 機器及び材料(以下「機材」という。)は、設計図 を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機 温質及び性能が製造所から出荷された状態であるも の使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定 条件とするものではない。 に使用する機材は、「給水装置の構造及び材質の基 9年厚生省令第14号)に適合するものとする。 使用する機材が設計図書に定める との証明となる資料(1.5.3 機材の試験 に定め できるのかまする。 上との証明となる資料(1.5.3 機材の試験 に定め できるのかまする。 できる。 できる。 大きのができる。 できる。)の提出とすることができる。 できる。 では、以下の場合 製造者のカタログ等(必要に応じて設計図書との でする。)の提出とすることができる。 できる。	1. 5. 1 機材の品質等	第5節 機 1. 工事目的物に使用する機器及び材料(以下「機材」という。)は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。ただし、仮設に使用する機材は、新品でなくてもよい。 2. 各編において指定された工事目的物に使用する機材は、1.5.3 機材の試験に定める試験等により、設計図書に適合する機材又はその機材と同等以上の品質、性能を有する機材であることが確認できるものとし、その試験成績書等を監督員に提出する。

新(R4.10.15 適用版) 現行 する省令」によると指定された機材で、JIS マーク、JAS マーク又は「給 水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合することを示す認証 機関のマークのある機材を使用する場合。 (2) あらかじめ監督員の承諾を受けた場合。 (3) 建築基準法その他の認定品と指定された機材で、品質、性能を証明す る資料又はマーク等の確認ができる場合。 (4) その他特記した機材又は監督員が試験を省略することを認めた軽易な 機材で、品質、性能を証明する資料が確認できる場合。 (5) JIS 又は JAS と指定された機材及び「部品及び機器の品質・性能基準」 に規定された機材で、当該規格・基準に適合することが、第三者機関の 認証等により確認できるもの。 また、部品及び機器については、次の(1)から(3)の事項について確認で 部品及び機器については、以下の事項について確認できる資料を 監督員に提出する。 きる資料を監督員に提出する。 (1)~(3) (省略) (1)~(3) (省略) 5. 製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、国等によ る環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下 「グリーン購入法」という。)の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木 材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁 平成 18年2月15日) に準拠した証明書等を、監督員に提出する。 6. 工事現場でのコンクリートに使用するせき板の材料として合板を使用す る場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、「木材・木材製 品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠した内容の 板面表示等により合法性を確認し、監督員に報告する。 3. 次の(1)から(4)による場合は、設計図書に適合しているものとし、上記 2による資料の提出を省略し、製造者のカタログ等(必要に応じて設計図 書との照合ができる資料を添付する。) の提出とすることができる。 (1) JIS又はJASと指定された機材で、規格を証明するマーク表示等 の確認ができるもの。 (2) 建築基準法その他の認定品と指定された機材で、品質、性能を証明す る資料又はマーク等の確認ができるもの。 (3) その他特記した機材又は監督員が試験を省略することを認めた軽易な 機材で、品質、性能を証明する資料が確認できるもの。 (4) JIS又はJASと指定された機材及び「部品及び機器の品質・性能 基準」に規定された機材で、当該規格・基準に適合することが、第三者 機関の認証等により確認できるもの。 7. 調合を要する材料については、 調合表等を監督員に提出 4. 調合を要する材料については、調合に先立ち、調合表等を監督員に提出 する。 する。 8. 機器には、製造者名、製造年月又は製造年、形式、形番、性能等を明記 した銘板を付けるものとする。 9. 各編で使用する鋼材、ステンレス鋼材、アルミニウム材等の材料の呼称、 規格等は、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)第2編1.1.2 「材料・機材等の呼称及び規格」による。

5. 設計図書に定められた規格等が改正された場合は、1.1.5 疑義に対する

10. 設計図書に定める規格等が改正された場合は、1.1.6 疑義に対する協

新(R4.10.15 適用版)			現行		
	議等による。		協議等による。		
1.5.3 機材の試験	機材の試験は、各編の規定によるほか、次による。 (1)機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定められた試験方法による。ただし、設計図書に定めがない場合は、監督員の承諾を受けた試験方法による。 (2)試験の実施に当たり、試験計画書を作成し、監督員の承諾を受ける。	1.5.3 機材の試験	機材の試験は、各編の規定によるほか、次 <u>の(1)から(5)</u> による。 (1)機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定められた試験方法による。ただし、		
	(3)~(4) (省略)		(3)~(4) (省略)		
	(5) 試験 <u>の</u> 結果は、 <u></u> 監督員 <u>に報告する</u> 。		(5) 試験_結果は、 <u>直ちに記録を作成し、</u> 監督員 <u>の承諾を受ける</u> 。		
1.5.4 機材搬入の報 告	機材は工事現場へ搬入ごとに、監督員に報告する。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りではない。 ————————————————————————————————————	1.5.4 機材搬入の報 告	機材の現場搬入に当たっては、その機材が設計図書に適合していることを 規格証明書及び納品書若しくは品質表示するマーク等で確認し、監督員の指 示がある場合は、その納品書等を提示する。また、設計書に定めのある場合 は、監督員の確認を受ける。		
1.5.5 現場搬入機材 の確認等	1. <u>工事</u> 現場に搬入した機材は、種別ごとに監督員の確認を受ける。ただし、 あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 2. (省略)	1.5.5 現場搬入機材 の確認等	1現場に搬入した機材は、種別ごとに監督員の確認を受ける。ただし、 あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。 2. (省略)		
	3. 上記1による確認の結果、合格した機材と同じ種別の機材は、以後、抽出確認とすることができる。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。 4. 上記1による確認の結果、不合格となった機材は、直ちに工事現場外に搬出する。 5. 設計図書に定める JIS 若しくは JAS のマーク表示のある機材又は規格、基準等の規格証明書が添付された機材は、設計図書に定める品質及び性能		3. 上記1による確認の結果、合格した機材と同じ種別の機材は、以後、原則として、抽出確認とする。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。 4. 設計図書に定める J I S 又は J A S のマーク表示のある機材並びに規格、基準等の規格証明書が添付された機材は、設計図書に定める品質及び性能		
	を有するものとして、取り扱うことができる。		を有するものとして、取り扱うことができる。		
1.5.6 機材の保管等	 搬入した機材は、工事に使用するまで破損、変質等がないようにその特性に応じ適切に保管する。特に火気に注意しなければならないものについては、周囲の状況に応じて位置、構造等を定め、関係法規に従い保管倉庫を設置する。 搬入した機材のうち、破損、変質等により工事に使用することが適当でないと監督員の指示を受けたものは、工事現場外に搬出する。 	1.5.6 機材の保管等	 搬入した機材は、工事に使用するまで変質等がないようにその特性に応じ適切に保管する。特に火気に注意しなければならないものについては、周囲の状況に応じて位置、構造等を定め、関係法規に従い保管倉庫を設置する。 搬入した材料にあって変質等により工事に使用することが適当でないと監督員の指示を受けたものは、直ちに工事現場外に搬出する。 		
1.5.7 環境への配慮	1. 機材は、 <u>グリーン購入法</u> に <u>基づき</u> 、環境負荷を低減できる機材 <u>の</u> 選択 <u>に</u> 努める。	1.5.7 環境への配慮	1. 機材は、 <u>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年</u> <u>法律第100号)</u> に <u>定めるところにより</u> 、環境負荷を低減できる機材 <u>を</u> 選択 するよう努める。		
	2. 使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を含有しないものとする。				

	新(R4. 10. 15 適用版)	現 行
	3. 居室内において使用する資材は、特記なき限りホルムアルデヒド放散量 F☆☆☆☆、またはホルムアルデヒドを発散しない資材とし、監督員の確 認を受ける。	 2. 居室内において使用する資材は、特記なき限りホルムアルデヒド放散量 F☆☆☆☆、またはホルムアルデヒドを発散しない資材とし、監督員の確 認を受ける。 3. 使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康 への影響に配慮する。 4. 工事に使用する機材は、アスベストを含有しないものとする。
<u>1.5.8</u> 再使用品	1. 取外しを行い再使用する機材は、次による。 (1) 取外し前に状態及び性能・機能の確認を行い、機材に損傷を与えないように取外す。 なお、確認する状態及び性能・機能は図示による。図示がない場合は、監督員と協議する。 (2) 状態及び性能・機能の確認の結果、修理等の必要が生じた場合は、監督員と協議する。 (3) 取外し後、機材の清掃、洗浄等を行い、再取付け後は、状態、機材の性能・機能確認を行う。 なお、機材の分解・整備等による特別な清掃を行う場合は図示による。 (4) 取外し後、再取付けまでの間は、機器の性能・機能に支障がないように適切に養生を行い、保管する。なお、保管場所は、監督員と協議する。 (5) 既存の機器に配管を接続する場合は、機器接続部分の清掃を行った後に行う。 2. 再使用できない機器類は、監督員と協議する。	
<u>1. 6. 1</u> 施工計画調査	第6節 施 エ 調 査 1. 工事の着手に先立ち、実施工程表、施工計画書作成のための調査、打合 せを行う。 2. 消火設備等を改修する場合、現行法令に適合しない箇所が確認された場合は、監督員と協議する。	
<u>1.6.2</u> 事前調査	工事の施工に先立ち、設計図書に定められた調査を行い、監督員に報告す <u>る。</u>	
<u>1.6.3</u> 石綿含有建材 の調査	あらかじめ関係法令等に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。 (1) 調査範囲、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書の貸与等は、特記による。 (2) 調査は、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ、監督員に提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令等に基づき、官公庁へ報告を行う。 なお、分析調査を行う場合は「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成18年8月21日 基発第0821002号、最終改正 令和3年12月22日 基発1222第17号)に基づき、定性分析又は定量分析を行うこととし、適用は特記による。	

	新(R4. 10. 15 適用版)		現行
1.0.1	(3) 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督員と協議する。		
1. 6. 4 施工数量調査	1. 施工に先立ち、施工数量調査を行う。調査範囲及び調査方法は特記による。 2. 調査の結果を監督員に報告し、設計図書と異なる場合は、監督員と協議する。		
<u>1.6.5</u> <u>調査のための</u> 破壊部分の補	施工数量調査で、既存部分の破壊を行った場合の補修方法は、特記による。		
<u>修</u> 1. 6. 6 事前打合せ	 次の関係者と当該工事に必要な打合せを行う。 (1) 施設管理者 (2) 当該施設の電気主任技術者 (3) 関係官公庁(特定行政庁、建築主事、消防署等) (4) 電気事業者、通信事業者、保守管理会社 (5) その他 		
<u>1. 7. 1</u> 施工	第7節 加工 1施工は、設計図書、実施工程表、施工計画書、施工図等に基づき、行う。 2. 関連する設備工事等でコンクリート打込み等により、隠ぺい状態となる場合は、当該関連工事等の施工の確認が完了するまで、当該部分の施工を行わない。ただし、監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。	<u>1. 6. 1</u> 施工	第6節 施 エ 1. 工事の施工は、設計図書及び施工計画書並びに監督員の承諾を受けた実施工程表、施工図等に従って行う。 2. コンクリートの打設等で設備等が隠ぺいとなる部分を施工する場合は、別契約の関連工事の施工の確認が完了するまで、当該部分の施工を行わない。ただし、監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
<u>1.7.2</u> <u>一工程の施工</u> <u>の事前確認</u>	一工程の施工に先立ち、次の項目について監督員に報告する。 (1) 施工前の調査の時期及びその時間帯 (2) 工種別又は部位別の施工順序及び施工可能時間帯 (3) 工種別又は部位別の足場その他仮設物の設置範囲及びその期間		
1.7.3 一工程の施工 の確認及び報 告	1. 一工程の施工を完成したとき又は工程の途中において監督員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督員に報告する。なお、確認及び報告は、監督員の承諾を受けた者が行う。	<u>1.6.2</u> 一工程の施工 の確認及び報 告	1. 一工程の施工を完成したとき又は工程の途中において監督員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督員に報告する。なお、確認及び報告は、監督員の承諾を <u>得た</u> 者が行う。
<u>1. 7. 4</u> 施工の確認等	2. (省略) 1. 受注者は設計図書に従って、工事の施工に伴う監督員の確認及び立会等にあたっては、あらかじめ確認書(確認・立会願)を 監督員に提出しなければならない。	<u>1. 6. 3</u> 施工の確認等	2. (省略) 1. 受注者は設計図書に従って、工事の施工に伴う監督員の確認及び立会等にあたっては、あらかじめ確認書(確認・立会願)を <u>品質管理記録を添付し</u> 監督員に提出しなければならない。
	2. (省略)		2. (省略)
	3. <u>上記</u> 2による確認の結果、合格した工程と同じ <u>材料及び</u> 工法により施工 した部分 <u>は</u> 、以後 <u>、</u> 抽出確認とする <u>ことができる</u> 。ただし、監督員の指示		32による確認の結果、合格した工程と同じ工法により施工 した部分 <u>について</u> 、以後 <u>の監督員の確認は原則として</u> 抽出確認とする

	新(R4.10.15 適用版)		現行
	を受けた場合は、この限りでない。 4. 見本施工の実施が特記された場合は、仕上がり程度等が判断_できる見本施工を行い、監督員の承諾を受ける。 5. 確認に用いる基準巻尺は、JIS B 7512 (鋼製巻尺)の1級とする。		。ただし、監督員の指示を受けた場合は、この限りでない。 4. 見本施工の実施が特記された場合は、仕上がり程度等 <u>の</u> 判断 <u>の</u> できる見本施工を行い、監督員の承諾を受ける。
<u>1.7.5</u> 施工確認に伴 う試験	(省略)	<u>1. 6. 4</u> 施工確認に伴 う試験	(省略)
<u>1.7.6</u> 施工の立会い 一		<u>1.6.5</u> 施工の立会い <u>等</u>	1. <u>設計図書に定められた場合及び監督員の指示を受けた</u> 場合は、監督員の立会いを受ける。
	2. 監督員の立会いが指定されている場合は、適切な時期に監督員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督員の指示を受ける。 3. 監督員の立会いに必要な資機材及び労務等を提供 <u>する</u> 。		この際、適切な時期に監督員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督員の指示を受ける。2. 監督員の立会いに必要な資機材及び労務等を提供し、これに直接要する費用は受注者の負担とする。
<u>1.7.7</u> 工法等の提案	設計図書に定められた工法等以外 <u>について、次の</u> 提案がある場合は、監督員と協議する。 (1) 所定の品質及び性能の確保が可能な工法等の提案 (2) 環境の保全に有効な工法等の提案 (3) 生産性向上に有効な工法等の提案	<u>1.6.6</u> 工法等の提案	設計図書に定められた工法等以外 <u>で所要の品質及び性能を確保が可能な工</u> <u>法並びに環境の保全に有効な工法等の</u> 提案がある場合は、監督員と協議する。
<u>1.7.8</u> 化学物質の濃 度測定	1. (省略) 2. <u>測定時期、</u> 測定対象化学物質、測定方法、測定対象室 <u>、</u> 測定箇所数 <u>等</u> は、特記による。 3. 測定結果は、監督員に提出する。	1. 6. 7 化学物質の濃 度測定	1. (省略) 2測定対象化学物質、測定方法、測定対象室及び測定箇所数 は、特記による。
<u>1.8.1</u> 工事の記録 <mark>等</mark>	第8節 記 録 1. 監督員が指示した事項及び監督員と協議した結果について、記録を整備する。 2. 工事の施工に当たり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。 3. 次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。 (1)設計図書に定められた施工の確認を行った場合 (2) 工事の進捗により隠ぺい状態となる等、後日の目視による確認が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合	<u>1.7.1</u> 工事の記録 <u></u>	第7節 記 録 1. 監督員の指示した事項及び監督員と協議した結果について、記録を整備し、監督員に提出する。 2. 工事の全般的な経過を記録した書面を作成する。 3. 工事の施工に際し、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。 4. 次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真、見本等を整備する。 (1) 工事の施工によって隠ぺいされる等、後日の目視による確認が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合

新(R4. 10. 15 適用版)					
	(3) 一工程の施工を完了した場合 (4) 適切な施工であることの証明を監督員から指示された場合 4. 上記1から3の記録等について、監督員より請求されたときは、提示又は提出する。		(2) 一工程の施工を完了した場合 (3) 監督員が適切な施工であることを証明する必要があると認めて指示した場合 た場合 (4) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合 5. 上記1から4の記録」について、監督員より請求されたときは、提出又は提示する。		
<u>1.8.2</u> 工事報告	1. 工事経過の次の内容について、工事 <u>履行</u> 報告書として取りまとめ、毎月 1回、監督員に提出する。 (1) 工事履行報告書 (2) 工事別工程進度表 (3) 主要材料入場状況(仮設用材を含む) (4) 当月の出来高状況 (5) 工事状況写真 (6) 月間工程表** ※月間工程表には、①当月予定工程及び予定進捗率、②前月実績工程及 び進捗率実績(朱書)を記載する。 2. 工事 <u>履行</u> 報告書の提出及びその内容、提出時期、添付書類について、監 督員からの指示を受けた場合は、それによる。	1. 7. 2 工事報告	1. 工事経過の次の内容について、工事報告書として取りまとめ、毎月 1回、監督員に提出する。 (1) 工事別工程進度表 (2) 主要材料入場状況(仮設用材を含む) (3) 当月の出来高状況 (4) 工事状況写真 (5) 月間工程表** ※月間工程表には、①当月予定工程及び予定進捗率、②前月実績工程及び進捗率実績(朱書)を記載する。 2. 工事報告書の提出及びその内容、提出時期、添付書類について、監督員からの指示を受けた場合は、それによる。		
1.8.3 工事写真	 エ事写真は、次のとおり作成し、工事完成時に監督員に提出する。 種類は、工事施工前、竣工及び工事経過とし、検査の種別ごとに提出する。なお、種類及び部数は表1.8.1 による。表1.8.1 工事写真の種類及び提出部数(省略) 工事写真の撮影は、福島県土木部制定「建築関係工事写真管理基準」によることとし、工事経過写真は、原則として工事内容を記入した小黒板を被写体に入れ撮影する。ただし、小黒板の内容が判読できない場合又は小黒板を入れることができない場合は、台紙余白に工事内容を記入する。 (3) (省略) 	1.7.3 工事写真	 エ事写真は、次のとおり作成し、工事完成時に監督員に提出する。 (1) 種類は、工事施工前、竣工及び工事経過とし、検査の種別ごとに提出する。なお、種類及び部数は表1.7.1による。表1.7.1 工事写真の種類及び提出部数(省略) (2) 工事写真の撮影は、福島県土木部制定「建築・設備工事写真管理基準」によることとし、工事経過写真は、原則として工事内容を記入した小黒板を被写体に入れ撮影する。ただし、小黒板の内容が判読できない場合又は小黒板を入れることができない場合は、台紙余白に工事内容を記入する。 (3) (省略) 		
<u>1.8.4</u> 完成図その他	2. (省略) 1. ~2. (省略) 3. 標識その他 (1) 消防法 (昭和23年法律第186号) 等に定めるところによる標識(危険物表示板、機械室等の出入口の立入禁止表示、火気厳禁の標識等)を設置する。 (2) 機器には、名称及び記号を表示する。 (3) 配管・弁及びダクトには、次の識別を行う。なお、配管の識別は、原則としてJIS Z 9102 (配管系の識別表示) によるものとし、識別方法及び色合いは監督員の指示による。	<u>1.7.4</u> 完成図その他	2. (省略) 1. ~2. (省略) 3. 1の図書に目録を添付し、監督員に提出する。		

	新(R4.10.15 適用版)		現行
	(7) 配管及びダクトには、用途及び流れの方向を表示する。 (4) 弁には、弁の開閉を表示する。 4. 保守工具 当該工事のうちポンプ、送風機、吹出口、衛生器具、桝等の保守点検に 必要な工具一式を監督員に提出する。		
<u>1. 9. 1</u> 工事検査	第9節 工事検査 1. 契約約款に基づく工事を完成したときの通知は、次の(1)及び(2)に示す要件の全てを満たす場合に、監督員に提出することができる。 (1) 監督員の指示を受けた事項が全で完了していること。 (2) 設計図書に定められた工事関係図書の整備が全で完了していること。 2. 契約約款に基づく部分払いを請求する場合は、当該請求に係る工事について、上記1の要件を満たすものとし、工事出来高報告書及び出来形内訳書を作成し、監督員に提出しなければならない。 3. 契約約款に基づく指定部分に係る工事完成の通知を監督員に提出する場合は、指定部分に係る工事について、上記1の要件を満たすものとする。 4. 上記1から3の通知又は請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に受ける。 5. 工事検査に必要な資機材、労務等を提供する。	<u>1. 8. 1</u> 工事検査	第8節 エ 事 検 査 1. 契約約款に規定する工事 完成 の通知は、次の(1)から(3)に示す要件をすべて満たした場合に、監督員に提出する (1)設計図書に示すすべての工事が完了していること。 (2) 監督員の指示した事項がすべて完了していること。 (3) 設計図書に定められた工事関係図書及び記録の整備がすべて完了していること。 2. 契約約款に規定する部分払いを請求する場合は、当該請求部分に係る工事について、上記1の要件を満たすものとする。 3. 契約約款に規定する指定部分に係る工事完成の通知を監督員に提出する場合は、指定部分に係る工事について、上記1の(1)から(3)の要件を満たすものとする。 4. 上記1から3の通知又は請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。 5. 工事検査に必要な資機材及び労務等を提供し、これに直接要する費用は、受注者の負担とする。
<u>1.9.2</u> <u>中間検査</u>	6. ~7. (省略) 1. 中間検査は、契約約款第32条の2及び中間検査実施要領に基づき、対象 工事と定められた工事について実施するものとする。 2. 受注者は、当該中間検査については、監督員による確認、及び把握に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他の資料を整備するものとする。また、受注者は当該中間検査に立ち会わなければならない。		6. ~ 7. (省略)
<u>1.9.3</u> 書類の提示等	1. 受注者は、工事の竣工検査、一部竣工検査、既済部分検査及び中間検査を受検する場合は、次の資料及び記録を整備し、監督員に提出しなければならない。 (1)~(3) (省略)	<u>1.8.2</u> 書類の提示等	 受注者は、工事の竣工検査、一部竣工検査、既済部分検査及び中間検査を受検する場合は、次の(1)から(6)に示す資料及び記録を整備し、監督員に提出しなければならない。 (1)~(3) (省略)
	(4) 社内検査記録 (確認書で提出済みのものは除く) (5) その他監督員の指示するもの 2. 受注者は、工事の検査に必要な次の資料及び記録を整備し、検査員に提示しなければならない。 (1)~(2) (省略)		(4) 上記以外の使用材料に関する資料 (5) 社内検査結果資料 (施工検査確認願いで提出済みのものは除く) (6) その他監督員の指示するもの 2. 受注者は、工事の検査に必要な次の資料及び記録を整備し、検査員に提示しなければならない。 (1)~(2) (省略)

	新(R4.10.15 適用版)		
<u>1. 9. 4</u> 社内検査	(3) 設計図書で指示した工事材料以外の使用材料に関する資料 (4) 産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェスト 3. 建設リサイクル法に基づき通知を行った場合は、「通知書」の写しを検査員に提示しなければならない。 (省略)	<u>1.8.3</u> 社内検査	(3) 産業廃棄物管理票(紙マニフェスト)又は電子マニフェスト 3. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき通知を行った場合は、「通知書」の写しを検査員に提示しなければならない。 (省略)
社内検査 1.10.1 出来形の管理 基準	第10節 出来形管理基準 建築工事における出来形の管理基準は、表1.10.1、表1.10.2を標準とする。ただし、構造強度に支障ないことを原則とする。 表1.10.1 工事別管理基準値(省略) 表1.10.2 建築物用途による管理基準(省略)	1.9.1 出来形の管理 基準	第9節 出来形管理基準は、下記を標準とする。ただし、構造強度に支障ないことを原則とする。 表1.9.1 工事別管理基準値(省略) 表1.9.2 建築物用途による管理基準(省略)

新(R4.10.15 適用版)		現行		
	第2編 建築工事		第2編 建築工事	
第1章 一般共通事項		第1章 一般共通事項		
	第1節 一般事項		第1節 一般事項	
1.1.1 適用範囲	<u>この編</u> に定める仕様は、建築工事に適用するものとし、建築工事に <mark>関連する</mark> 他工事の仕様は、それぞれ該当する編による。	1.1.1 適用範囲	建築編 に定める仕様は、建築工事に適用するものとし、建築工事に <mark>関する</mark> 他 工事の仕様は、それぞれ該当する編による。	
1.1.2 準用規定	1. 建築工事に関する規定は、以下の国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各仕様書の一般共通事項を除いて準用する。 (1) 「公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)(令和4年版)」(2章~20章まで準用)(以下「公仕(建築編)」という。) (2) 「公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)(令和4年版)」 (3) 「建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)」 (4) 「公共建築木造工事標準仕様書 (令和4年版)」(以下「木造標仕」という。) 2. 準用にあたり、上記1(1)から(4)の仕様書に記載されている「監督職員」は「監督員」と、「監督職員の検査」は「監督員の確認」と読み替える。 また、各仕様書の一般共通事項の項目は、第1編 総則 の該当箇所と読み替える。	1.1.2 準用規定	建築工事に関する規定は、以下の 仕様書の一般共通事項を除いて準用する。 <u>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修</u> 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)(<u>平成31年版</u>)(2章~20章まで準用) <u>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修</u> 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)(<u>平成31年版</u>) <u>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修</u> 建築物解体工事共通仕様書 (<u>平成31年版</u>) <u>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修</u> 公共建築木造工事標準仕様書 (<u>平成31年版</u>) <u>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修</u> 公共建築木造工事標準仕様書 (<u>平成31年版</u>) <u>準用するにあたり本文中の以下の事項について読み替える。</u> ・「監督職員」は「監督員」と <u>読み替える。</u> ・「監督費の検査」は「監督員の確認」と読み替える。 ・「監督員の検査」は「監督員の確認」と読み替える。 ・ 各仕様書の一般共通事項の項目は、第1編 総則 の該当箇所と読み替える。	
		<u>1.1.3</u> 関連工事との 取り合い	建築工事と電気設備工事又は機械設備工事などが別契約の場合、取り合工 事の区分は特記による。	
<u>1.1.3</u> 電気配管	PC 部材及び内装パネルにあらかじめ工場で埋設され、現場に搬入される製品の電気配管等は、第4編 電気設備工事 1.1.1 適用範囲 の諸法令に従い、電気工事士が行うものとする。	<u>1.1.4</u> 電気配管	PC 部材及び内装パネルにあらかじめ工場で埋設され、現場に搬入される製品の電気配管等は、4編[電気設備工事]1.1.1.[適用範囲]の諸法令に従い、電気工事士が行うものとする。	
		<u>1.1.5</u> <u>化学物質の室</u> 内濃度測定	化学物質の室内濃度測定の適用及び測定方法等は、特記による。	
1. 1. 4 完成図等	1. 工事が完成(中間検査を除く)したときは、監督員の指示により完成図及び保全に関する資料などを作成し、監督員に提出する。 2. 完成図は、工事完成時における建物の現状を表現し、種類及び記入内容は表1.1.1のとおりとする。	<u>1. 1. 6</u> 完成図等	1. 工事が完成(中間検査を除く)したときは、監督員の指示により完成図及び保全に関する説明書などを作成し、監督員に提出する。 2. 完成図は、工事完成時における建物の現状を表現したものとし、種類及び記入内容などは_のとおりとする。 (1) 完成図の種類及び記入内容 (7) 配置図及び案内図:敷地及び建築物等の面積表、屋外排水系統図を含む。 (4) 平面図:室名、耐震壁を表示する。	

	新(R4.10.15 適用版)		現行
			(ウ) 立面図:外壁仕上げを表示する。 (エ) 断面図:階高、天井高などを表示する。(2面以上) (オ) 仕上表:屋外、屋内の仕上を表示する。 (2) 完成図の様式など (ア) 寸法、縮尺などは、設計図書に準ずる。 (イ) 提出部数、CAD データの有無等、様式は特記による。
	種類 記入内容 配置図及び案内図 敷地及び建築物等の面積表、屋外排水系統図、 外構、植栽 各階平面図室名、室面積、耐震壁 各立面図外壁仕上げ 断面図階高、天井高等を表示し、2面以上作成 仕上ま屋外、屋内の仕上げ (注)寸法、縮尺等は、設計図書に準ずる。		
	3. 保全に関する <u>資料</u> は、次による。 <u>資料の作成に当たり、監督員と記載事項に関する協議を行う。</u> (1) 建築物 <u>等</u> の利用に関する説明書 (2) 機器取扱い説明書		3. 保全に関する <u>説明書</u> は、次に <u>より提出部数は特記に</u> よる。 <u>特記がない場合は1部とする。また、提出時に内容の説明を行う。</u> (1) 建築物_の <u>保守</u> に関する説明書 (2) 機器取 <u>り</u> 扱い説明書
	(3) ~ (5) (省略)		(3) ~ (5) (省略)
<u>1.1.5</u> 検査用具	(省略)	<u>1. 1. 7</u> 検査用具	(省略)
	第2章 独自規定		第2章 独自規定
	· ——公共建築工事標準仕様書(建築工事編)————		· ——公共建築工事標準仕様書(建築工事編)————
	2章 仮設工事 2節 縄張り、遣方、足場 <mark>等</mark>		2章 仮設工事 2節 縄張り、遣方、足場 <mark>その他</mark>
2. 2. 1-2 地盤高の確認 (追加)	(省略) 4章 地業工事	<u>2. 2. 1−1</u> 地盤高の確認 (追加)	(省略) 4章 地業工事
<u>4. 3. 2−2</u> 専門技術者 (追加)	3節 既製コンクリート杭地業 (省略)	<u>4. 3. 2−1</u> 専門技術者 (追加)	3節 既製コンクリート杭地業 (省略)

	新(R4. 10. 15 適用版)		現行
4.3.4-2 打込み工法 (追加)	(省略)	4.3.4-1 打込み工法 (追加)	(省略)
4.3.7 継手の溶接作 業を行う技能 資格者 <u>(2)</u> (追加)	(省略)	4.3.7 継手の溶接作 業を行う技能 資格者 (追加)	(省略)
4.3.8 杭頭の処理等 (1) (追加)	特記のない場合は、下記による。 (ア)~(コ) (省略) (サ)杭頭の補強は特記がなければ <u>図 4.3.1</u> から <u>図 4.3.2</u> を標準とする。 <u>図 4.3.1 杭頭補強図 (1)</u> (省略) <u>図 4.3.2 杭頭補強図 (2)</u> (省略)	4.3.8 杭頭の処理等 (1) (追加)	特記のない場合は、下記による。 (ア)~(コ) (省略) (サ)杭頭の補強は特記がなければ <u>図 4. 2. 3</u> から <u>図 4. 2. 4</u> を標準とする。 <u>図 4. 2. 3</u> (省略) <u>図 4. 2. 4</u> (省略)
<u>5. 4. 5−2</u> 圧接計画書 (追加)	 5節 場所打ちコンクリート杭地業 (省略) 5章 鉄筋工事 4節 ガス圧接 (省略) 6章 コンクリート工事 4節 レディミクストコンクリート工場の選定、コンクリートの製造及び運搬 (省略) 	<u>5. 4. 5−1</u> 圧接計画書 (追加)	 5節 場所打ちコンクリート杭
6.5.1 品質管理一般 (3)~(6) (追加)	5節 コンクリートの品質管理 (3) 受注者は、コンクリートの品質を確かめるためのスランプ、空気量及び圧縮強度等の検査を自ら直接実施しなければならない。 やむを得ず第三者に検査のための試験を代行させる場合には、受注者がその試験に臨場しなければならない。 ただし、公的試験機関にこの試験を代行させる場合には、臨場を要しない_ (公的試験機関とは、国及び地方公共団体の試験機関並びに国及び地方公共団体が設立に関わった公益法人の試験機関 「県内では(一財)ふくしま市町村支援機構)をいう。)。	6.5.1 品質管理一般 (3)~(6) (追加)	5節 コンクリートの品質管理 (3) 受注者は、コンクリートの品質を確かめるためのスランプ、空気量及び圧縮強度等の検査を自ら直接実施しなければならない。 やむを得ず第三者に検査のための試験を代行させる場合には、請負者がその試験に臨場しなければならない。 ただし、公的試験機関にこの試験を代行させる場合には、臨場を要しない。 (公的試験機関とは、国及び地方公共団体の試験機関、(財)ふくしま市町村支援機構並びに国及び地方公共団体が設立に関わった公益法人の試験機関

	新(R4.10.15 適用版)		現行
	(4)~(6) (省略)		(4)~(6) (省略)
	6節 コンクリートの工事現場内運搬、打込み及び締固め		6節 コンクリートの工事現場内運搬、打込み及び締固め
<u>6. 6. 3−2</u> 打込み準備等	(1)~(2) (省略)	<u>6.6.3-1</u> 打込み準備等	(1)~(2) (省略)
(追加)	(3) 設備機器用スリーブ及び <u>ドレン</u> は、あらかじめ埋設しておく。	(追加)	(3) 設備機器用スリーブ及び <u>ドレイン</u> は、あらかじめ埋設しておく。
	(4) (省略)		(4) (省略)
	8節 型枠		8節 型枠
<u>6.8.1-2</u> 型枠一般 (追加)	(省略)	<u>6.8.1-2</u> 型枠一般 (追加)	(省略)
	7章 鉄骨工事 3節 工作一般	(足 加 /	7章 鉄骨工事 3節 工作一般
7. 3. 12	(1)梁貫通孔の内法寸法は、図 7.3.1 による。	7. 3. 12	(1)梁貫通孔の内法寸法は、図 7.3.1 による。
梁貫通孔の補 強(鉄骨、鉄骨 鉄筋コンクリ	図 7.3.1 <u>梁貫通孔の内法寸法</u> (省略)	梁貫通孔の補 強(鉄骨、鉄骨 鉄筋コンクリ	
 一ト造) (追加)	(2)補強方法は、特記がなければ、図 7.3.2 又は図 7.3.3 のいずれかによる。 (ア) 補強プレート法	- 鉄 筋コンケリ - 一ト造) - (追加)	(2)補強方法は、特記がなければ、図 7.3.2 又は図 7.3.3 のいずれかによる。 (ア) 補強プレート法
	図 7.3.2 <u>補強プレート法</u> (省略) (注)(省略)		図 7.3.2(省略)
	(イ)補強トラス法		(イ)補強トラス法
	図 7.3.3 <u>補強トラス法</u> (省略)		図 7.3.3(省略)
	9章 防水工事 8節 屋根コンクリート防水(追加)		9章 防水工事 8節 屋根コンクリート防水(追加)
9.8.2 材料	(1) 防水材を混入するベースコンクリートは、次による。 次以外については <u>公仕(建築編)</u> 6章_コンクリート工事_による。	9. 8. 2 材料	(1)防水材を混入するベースコンクリートは、次による。 次以外については <u>第</u> 6 章[コンクリート工事]による。
	(ア) (省略)		(ア) (省略)
	(イ) 所要スランプは、18cm 以下とする。なお、流動化コンクリートを使用する場合は、公仕(建築編) 6章 15節 流動化コンクリート により、ベースコンクリートスランプは12cm 以下とする。		(イ)所要スランプは、18cm 以下とする。なお、流動化コンクリートを使用する場合は、 <u>第</u> 6 章 15 節 <u>「</u> 流動化コンクリート <u></u> 」により、ベースコンクリートスランプは 12cm 以下とする。
	(ウ) (省略)		(ウ) (省略)

			現。行
	(2)~(3) (省略)		(2)~(3) (省略)
9.8.3 屋根スラブの 配筋	 (1) 屋根スラブの配筋は特記による。特記がなければ公仕(建築編) [各部配筋参考図] 表 5. 1_スラブの配筋_とする。 (2) 9.8.2 材料 の(3)による溶接金網を全面に敷き込む。 (3) 屋根スラブ、隅角部に隅角の2等分方向に、径13mm以上、長さ2m以上の鉄筋を3本配筋する。(図9.7.1参照) 	9.8.3 屋根スラブの 配筋	(1)屋根スラブの配筋は特記による。特記がなければ [各部配筋参考図]表5.1[スラブの配筋]とする。 (2)9.8.2の(3)による溶接金網を全面に敷き込む。 (3)屋根スラブ、隅角部に隅角の2等分方向に、径13mm以上、長さ2m以上の鉄筋を3本配筋する。(図9.7.1参照)
	図 9.7.1 <u>屋根スラブの配筋</u> (省略)		図 9.7.1(省略)
	鉄筋及び溶接金網のかぶり厚さは、図 9.7.2 を標準とする。		鉄筋及び溶接金網のかぶり厚さは、図 9.7.2 を標準とする。
	図 9.7.2 <u>鉄筋及び溶接金網のかぶり厚さ</u> (省略)		図 9.7.2(省略)
9. 8. 4 工法	(1)~(5) (省略)	9. 8. 4 工法	(1)~(5) (省略)
- 1/4	(6) 型枠の取外しは <u>公仕(建築編) 6章 8節</u> 6.8.4_型枠の存置期間及 び取外し_によることとするが、支柱の盛替えを行ってはならない。	- /A	(6)型枠の取外しは <u>6.8.4</u> 型枠の存置期間及び 取外し <u>1</u> によることとするが、支柱の盛替えを行ってはならない。
	12章の2 木造工事(追加) 1節 一般事項		12章の2 木造工事(追加) 1節 一般事項
12-2.1.1 総則	(1) この章は、軸組 <u>構法</u> 工事、大断面集成材工法工事に適用する。	12-2.1.1 総則	(1) この章は、軸組 <u>工法</u> 工事、大断面集成材工法工事に適用する。
1,500ki	(2) (省略)	ניאטויי	(2) (省略)
	(3) この章に使用する材料等は、 <mark>第1編</mark> 総則_1.5.1_機材の品質等_によるものとし、JIS 又は JAS によるものは、その規格に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとする。		(3) この章に使用する材料等は、終則編_1.5.1 [機材の品質等]による ものとし、JIS 又は JAS によるものは、その規格に適合するもの又はこれら と同等以上の性能を有するものとする。
12-2.1.2 技術基準	(1) 構造耐力上必要な部分である木造の継手及び仕口の構造方法は、「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1460 号) による。 (2) 面材耐力壁の種類、材料、工法等は、「建築基準法施行令第 46 条第 4 項表 1(1)項から(7)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値」(昭和 56 年 6 月 1 日建設省告示第 1100 号) による。	12-2. 1. 2 技術基準	(1) 構造耐力上必要な部分である木造の継手及び仕口の構造方法は_「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」(平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1460 号) による。 (2) 面材耐力壁の種類、材料、工法等は_「構造耐力上必要な軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件」(昭和 56 年 6 月 1 日建設省告示第 1100 号) による。
12-2.1.3 基本要求品質	(1) 軸組構法工事に用いる材料は、所定のものであること。 (2) 構造耐力上主要な部分である木造の継手及び仕口の構造方法は、建物に生じる鉛直力及び水平力を負担し、伝達できるものであること。また、構造材及び下張材は、所定の方法で接合されていること。 (3) 床 は、床鳴りが生じないこと。	12-2.1.3 基本要求品質	(1) 軸組 <u>工法</u> 工事に用いる材料は、所定のものであること。 (2)

	新(R4. 10. 15 適用版)	現行	
12-2.1.4 木材	木材の含水率及び木材の材質、樹種などは、2節、3節で定めるもの以外は <u>公仕(建築編) 12章 2節</u> 12.2.1_木材_による。	12-2.1.4 木材	木材の含水率及び木材の材質、樹種などは、2 節、3 節で定めるもの以外は 12.2.1[木材]による。
12-2.1.5 防腐·防蟻処 理	(1) 防腐・防蟻・防虫処理は次による。 なお、ひのき、ひば等の耐腐朽性及び耐蟻性の大きい樹種を使用する場合は、 使用部位等に応じて、(イ)又は(ウ)に掲げる薬剤による処理の適用を省略するこ とができる。	12-2.1.5 防腐・防蟻処 理	(1) 防腐・防蟻・防虫処理は次による。 なお、ひのき、ひば等の耐腐朽性及び耐蟻性の大きい樹種を使用する場合は、 使用部位等に応じて、(イ)又は(ウ)に掲げる薬剤による処理の適用を省略するこ とができる。
	(ア) (省略)		(ア) (省略)
	(イ) 防腐・防蟻薬剤を用いて工場で処理した木材を使用する場合は、次による。 (i) JAS 1083 又は JAS 0600 の保存処理の性能区分 K2 から K4 までの区分 に適合するもの若しくは (公財) 日本住宅・木材技術センターの優良木 質建材等認証制度に基づく AQ3 種から AQ1 種までの認証を受けたものを使用する。		(イ) 防腐・防蟻薬剤を用いて工場で処理した木材を使用する場合は、次による。 (i) 各種製材の「日本農林規格」の保存処理 (K 1 を除く。) によるものを使用する。
	(ii) (省略)		(ii) (省略)
	(iii)人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、JIS K 1570 (木材 <mark>保存</mark> 剤)又は日本木材保存協会規格による加圧注入用木材 <mark>保存</mark> 剤を用いて、JIS A 9002(<u>木質材料</u> の加圧式 <mark>保存</mark> 処理方法)による加 圧式防腐処理を行ったものを使用する。		(iii)人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、JIS K 1570 (木材 <mark>防腐</mark> 剤)又は日本木材保存協会規格による加圧注入用木材 <mark>防腐</mark> 剤を用いて、JIS A 9002(<u>木材</u> の加圧式 <mark>防腐</mark> 処理方法)による加圧式 防腐処理を行ったものを使用する。
	(iv) (省略)		(iv) (省略)
	(ウ) 薬剤を用いて現場で処理を行う場合は、次による。 (i)防腐処理に使用する薬剤は、特記がなければ人体への安全性及び環境 への影響について配慮され、かつ、JIS K 1571(木材保存剤-性能基 準及びその試験方法)に適合する表面処理用木材保存剤又はこれと同 等の性能を有する木材保存剤により処理を行ったものとする。		(ウ) 薬剤を用いて現場で処理を行う場合は、次による。 (i)防腐処理に使用する薬剤は、特記がなければ人体への安全性及び環境 への影響について配慮され、かつ、JIS K 1570 又は日本木材保存協会 規格による ものとする。
	(ii) (省略)		(ii) (省略)
	(iii) 現場処理の方法は、特記がなければ、次による。 木材保存剤を製造若しくは販売する者が作成した取扱説明書又は製品 に貼付されているラベルに指定されている方法による。 なお、木材の木口、仕口及び継手の接合箇所、孔あけ等を行った箇所、 割れ並びにコンクリート、モルタル等に接する部分は、特に入念な処理 を行う。		 (iii) 現場処理の方法は、特記がなければ、次による。 ①塗布、吹付け又は浸漬に使用する薬剤の量は、木材又は合板の表面積 1 m³当たり 300ml を標準とする。 ②塗布等は、処理むらが生じないよう①の使用量の範囲内で2回処理以上とする。 ③木材の木口、仕口、継手の接合箇所、<u>亀裂部分、コンクリート及び東石</u>等に接する部分は、特に入念な処理を行う。
	(工) (省略)		(エ) (省略)
	(オ) 床下地面の防蟻処理は特記による。 なお、薬剤による土壌処理は、次による。		(オ) 床下地面の防蟻処理は特記による。 なお、薬剤による土壌処理は、次による。

	新(R4. 10. 15 適用版)		現行
	(i)土壌の防蟻処理に使用する薬剤は、特記がなければ人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、 <u>(公社)</u> 日本しろあり対策協会又は <u>(公社)</u> 日本木材保存協会 <u>の認定</u> によるものとする。 (ii)処理方法は、 <u>(公社)</u> 日本しろあり対策協会「防除施工標準仕様書」に準ずる。 (iii)合成樹脂等の配管配線が設置されている場所に土壌処理を行う場合は、配管配線が薬剤により <u>劣化</u> しないよう <u>に適切な養生</u> を行う。 (2) 土台の防腐・防蟻処理土台の防腐・防蟻処理は、特記による。特記がなければ、(ア)又は(イ)により適用は特記による。		(i)土壌の防蟻処理に使用する薬剤は、特記がなければ人体への安全性及び環境への影響について配慮され、かつ、日本しろあり対策協会又は日本木材保存協会規格によるものとする。 (ii)処理方法は、(社)日本しろあり対策協会「防除施工標準仕様書」に準ずる。 (iii)塩化ビニル管に接する部分に土壌処理を行う場合は、薬剤により管が損傷しないような処置を行う。 (2)土台の防腐・防蟻処理土台の防腐・防蟻処理は、特記による。特記がなければ、(ア)又(イ)により適用は特記による。
	(ア)~(イ) (省略)		(ア)~(イ) (省略)
	(3) (省略)		(3) (省略)
12-2.1.6 養生	養生は <u>公仕(建築編) 12章 1節</u> 12.1.6 <u>養生</u> による。	12-2.1.6 養生	養生は12.1.6 <u>【</u> 養生 <u>】</u> による。
	2節 木造基礎工事		2節 木造基礎工事
12-2.2.1 総則	この節は、軸組 <mark>構法</mark> 工事に適用する。	12-2.2.1 総則	この節は、軸組 <mark>工法</mark> 工事に適用する。
12-2.2.4 べた基礎	べた基礎の構造は、12-2.2.3 <u>布基礎</u> に準ずる。ただし、根入れ深さは、 地面より 120mm 以上、底盤の厚さは 150mm 以上とし、特記による。また、底盤 部分の補強筋は特記による。	12-2.2.4 べた基礎	べた基礎の構造は、12-2.2.3 に準ずる。ただし、根入れ深さは、 地面より 120mm 以上、底盤の厚さは 150mm 以上とし、特記による。また、底 盤部分の補強筋は特記による。
12-2. 2. 6 腰壁	(1) 1 階浴室回り(当該浴室に浴室ユニットを使用する場合を除く。)には布基礎の立上りの上にコンクリートブロックを積み上げた腰壁若しくは鉄筋コンクリート造による腰高布基礎を設けるもの又は壁の軸組若しくは枠組に対して防水上有効な措置を講ずるものとし、適用は特記による。 (2) 便所、浴室回り等で布基礎の立上りの上にコンクリートブロックを積み上げた腰壁とする場合は、次による。なお、鉄筋コンクリート造による腰壁とする場合は、特記による。(ア)~(ウ)	12-2. 2. 6 腰壁	(1) 1 階浴室回り(当該浴室に浴室ユニットを使用する場合を除く。)には布基礎の立ち上がりの上にコンクリートブロックを積み上げた腰壁若しくは鉄筋コンクリート造による腰高布基礎を設けるもの又は壁の軸組若しくは枠組に対して防水上有効な措置を講ずるものとし、適用は特記による。 (2) 便所、浴室回り等で布基礎の立上りの上にコンクリートブロックを積み上げた腰壁とする場合は、次による。なお、鉄筋コンクリート造による腰壁とする場合は、特記による。
	(エ) コンクリートブロックは 12-2.2.3 布基礎 の立上りの上に積み上げるものとし、積上げ高さは6段以内とする。(オ)~(カ) (省略)		(エ) コンクリートブロックは 12-2.2.3 の布基礎 の立上りの上に積み上げるものとし、積上げ高さは 6 段以内とする。(オ)~(カ) (省略)
12-2.2.7 鉄筋	(1) 配筋検査は <u>公仕(建築編) 5章 1節</u> 5.1.3 <u>配筋検査</u> による。 (2) 鉄筋は <u>公仕(建築編) 5章 2節</u> 5.2.1 <u>鉄筋</u> による。	12-2.2.7 鉄筋	(1) 配筋検査は
	(3)~(5) (省略)		(3)~(5) (省略)

新(R4.10.15 適用版)		現。行
 アンカーボルトは次による。 (ア) アンカーボルト及び座金の品質等は、公仕(建築編) 7章 2節 7.2.4 アンカーボルト による。 	12-2. 2. 8 アンカーボル ト	(1) アンカーボルトは次による。 (7) アンカーボルト及び座金の品質等は、 7.2.4による。
2)~(5) (省略)		(2)~(5) (省略)
6) アンカーボルトの保持及び埋込み工法は、特記がなければ 鉄筋等を用いて <u>アンカーボルトを</u> 組み立て、適切な補助材で型枠の類に固 定し、コンクリートの打込みを行うものとする。		(6) アンカーボルトの保持及び埋込み工法は、特記がなければ <u>アンカーボルトを</u> 鉄筋等を用いて <u>組み立て、適切な補助材で型枠の類に固定し、コンクリートの打込みを行うものとする。</u>
7) (省略)		(7) (省略)
1) 引き寄せ専用アンカーボルトの品質等は、12-2.2.8 アンカーボルト (1)(ア)によりコンクリートへの埋込み長さは360mm以上とする。	引き寄せ専用	(1) 引き寄せ専用アンカーボルトの品質等は、12-2.2.8 <u>の</u> (1)(7)によりコン クリートへの埋込み長さは360mm以上とする。
2) (省略)	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	(2) (省略)
3) 専用アンカーボルトの心出し、保持等は12-2.2.8 アンカーボルト (3)、(4)、(5)及び(7)による。		(3) 専用アンカーボルトの心出し、保持等は 12-2. 2. 8 <u>の</u> (3)、(4)、(5)及び (7)による。
1) 基礎に用いるコンクリートは、 <u>公仕(建築編)</u> 6章 コンクリート工事 による。	12-2. 2. 11 コンクリート	(1) 基礎に用いるコンクリートは、 <u>第</u> 6章コンクリート工事による。
2)~(3) (省略)		(2)~(3) (省略)
3 節 軸組 <mark>構法</mark> 工事		3 節 軸組 <mark>工法</mark> 工事
1) この節は、柱、横架材等、構造耐力上 <mark>主要</mark> な部分(基礎及び基礎杭を除く。) を軸組工法によって構成する階数 2 以下で、かつ、床の積載荷重が住宅の 居室程度の建築物に適用する。	12-2. 3. 1 適用範囲	(1) この節は、柱、横架材等、構造耐力上 <mark>必要</mark> な部分(基礎及び基礎杭を除く。) を軸組工法によって構成する階数 2 以下で、かつ、床の積載荷重が住宅の 居室程度の建築物に適用する。
2) (省略)		(2) (省略)
1) 見え掛り面の表面の仕上げ程度は、機械加工(製材・構造用集成材)の場合は、表 12-2.3.1 及び表 12-2.3.2、手加工(製材)の場合は、表 12-2.3.3、機械加工(丸太材)の場合は、表 12-2.3.4、手加工(丸太材)の場合は、表 12-2.3.5 により、種別は特記による。特記がなければ、機械加工(構造用集	12-2.3.2 表面仕上げ	見え掛り面の仕上げは <u>表 12.1.1、表 12.1.2 による。</u>
<u>種別</u> <u>仕上げの程度</u>		
<u>自動機械かんな掛け仕上げ</u>		
<u>C 種</u> <u>サンダー掛け仕上げ</u>		
2 6 7 1 1 1 1	(アンカーボルトは次による。 (ア) アンカーボルト及び座金の品質等は、公仕(建築編) 7章 2節 7.2.4 アンカーボルト及び座金の品質等は、公仕(建築編) 7章 2節 7.2.4 アンカーボルト による。)~(5) (省略)) アンカーボルトの保持及び埋込み工法は、特記がなければ 鉄筋等を用いてアンカーボルトを組み立て、適切な補助材で型枠の類に固定し、コンクリートの打込みを行うものとする。) (省略)) 引き寄せ専用アンカーボルトの品質等は、12-2.2.8 アンカーボルト (1) (ア)によりコンクリートへの埋込み長さは 360mm 以上とする。) (省略)) 専用アンカーボルトの心出し、保持等は 12-2.2.8 アンカーボルト (3)、(4)、(5) 及び(7)による。) 基礎に用いるコンクリートは、公仕(建築編) 6章 コンクリート工事による。) 本値に用いるコンクリートは、公仕(建築編) 6章 コンクリート工事による。) (省略) 3 節 軸組構法工事) この節は、柱、横架材等、構造耐力上主要な部分(基礎及び基礎杭を除く。)を軸組工法によって構成する階数 2 以下で、かつ、床の積載荷重が住宅の居室程度の建築物に適用する。) (省略)) 見え掛り面の表面の仕上げ程度は、機械加工(製材・構造用集成材)の場合は、表 12-2.3.1 及び表 12-2.3.2、手加工(製材)の場合は、表 12-2.3.3、機械加工(丸太材)の場合は、表 12-2.3.3、機械加工(丸太材)の場合は、表 12-2.3.5 により、種別は特記による。特記がなければ、機械加工(構造用集成材)の仕上げの程度は、B種とする。 表 12-2.3.1 機械加工による仕上げの程度(製材) 種別 仕上げの程度(製材) 種別 仕上げの程度(製材) 種別 仕上げの程度(製材)	12-2.2.8

新(R4. 10. 15 適用版)	現 行
表 12-2.3.2 機械加工による仕上げの程度 (構造用集成材) 通別 仕上げの程度	12-2.3.3

新 (R4.10.15 適用版)

- (キ) 構造用パーティクルボードは、JIS A 5908 (パーティクルボード) による。
- (ク) 構造用 MDF (ミディアムデンシティファイバーボード)、ハードファイバーボード (以下「ハードボード」という。) 及びシージングボードは、JIS A 5905 (繊維板) による。
- (ケ) 構造用合板は、「合板の日本農林規格」第6条 「構造用合板の規格」による。
- (コ) 化粧ばり構造用合板は、「合板の日本農林規格」第7条「化粧ばり構造 用合板」による。
- (†) 構造用パネルは、JAS 0360 (構造用パネル) による。
- (シ) パーティクルボードは、JIS A 5908 (パーティクルボード) による。
- (A) 硬質木片セメント板は、JIS A 5404 (木質系セメント板) による。
- (t) パルプセメント板は、JIS A 5414 (パルプセメント板) による。
- (ツ) 構造用せっこうボード A 種、構造用せっこうボード B 種、せっこうボード、強化せっこうボード及びせっこうラスボードは、JIS A 6901 (せっこうボード製品) による。
- (タ) ラスシートは、JIS A 5524 (ラスシート (角波亜鉛鉄板ラス)) による。
- (2) (省略)
- (3) ホルムアルデヒド放散量

木造標仕で規定する材料は、JAS 又は JIS 等の材料規格でホルムアルデヒド 放散量が規定されている場合、特記がなければ、次による。

- (ア) JAS に基づく材料の場合
 - (i)ホルムアルデヒド放散量による性能区分がF☆☆☆のものとする。
 - (ii) 該当する JAS <u>に基づき</u>、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用したと認められたものとする。
 - (iii)表面に塗装加工を施したものについては、該当する JAS <u>に基づき</u>、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料を使用したと認められたものとする。
- (イ) JIS 等に<u>基づく</u>材料の場合
- (i)ホルムアルデヒド放散量による区分が、F☆☆☆☆のものとする。
- (ii)建築基準法施行令第20条の<u>7</u>第4項<u>に基づき</u>、ホルムアルデヒドの 発散量が0.005mg/m²h以下のものとして規定されたものとする。
- (iii) (省略)
- (4) 樹種

部材ごとの樹種は特記による。特記がなければ、 $\underline{\mathbf{x}}$ 12-2.3.6 を標準とする。なお、特記により禁止されない限り $\underline{\mathbf{x}}$ 12-2.3.6-2 の代用樹種を使用することができる。

珥	行
シビ	.1.1

(<mark>オ)</mark> 構造用合板は る。	「構造用合板の規格」(
(<u>)</u> (カ) 構造用パネルは「構造用パネルの日本農 ^材	★規格」による。
(キ)パーティクルボードは、JIS A 5908	による。
(ク)MDFは、JIS A 5905による。	
(ケ)ハードボードは、JIS A 5905による。	
<u>(□)</u> 硬質木片セメント板は、JIS A 5404	による。
(†)	 せっこうス
	は、JIS A 6901
ド	
・による。	
による。 (シ)せっこうラスボード、JIS A 6901 による。	
・による。	

(3)ホルムアルデヒド放散等級

木造標準仕様書で規定する材料は、JAS 又は JIS 等の材料規格でホルムアルデヒド放散等級が規定されている場合、特記がなければ、次による。

- (ア) JAS による材料の場合
- (i)ホルムアルデヒド放散等級による性能区分が_F☆☆☆のものとする
- (ii)該当する JAS <u>の規定により</u>、非ホルムアルデヒド系接着剤を使用したと認められたものとする。
- (iii)表面に塗装加工を施したものに<u>あって</u>は、該当する JAS <u>の規定により</u>、非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない 塗料を使用したと認められたものとする。
- (イ) JIS 等による材料の場合
- (i)ホルムアルデヒド放散量による区分が F☆☆☆☆のものとする。
- (ii)建築基準法施行令第20条の<u>5</u>第4項<u>の規定により</u>、ホルムアルデヒドの発散量が0.005mg/m²h以下のものとして規定されたものとする。
- (iii) (省略)
- (4)樹種

	新(R4.10.15 適用版)		現行		
	<u>表 12-2.3.6</u> 樹種(省略)		<u>表 12-2. 3. 1</u> 樹種(省略)		
	<u>表 12-2. 3. 6-2</u> 代用樹種(省略)		<u>表 12-2. 3. 1-2</u> 代用樹種(省略)		
12-2.3.4 接合具及び接	(1) 釘打ち工法	12-2.3.4 接合具及び接 合金物等	(1) 釘打ち工法		
	(ア)~(イ) (省略)		(ア)~(イ) (省略)		
	(ウ) 釘以外の接合具及び接合金物は、下記による。		(ウ) 釘以外の接合具及び接合金物は、下記による。		
	(i)~(iii) (省略)		(i)~(iii) (省略)		
	 (iv)(i)から(iii)以外の接合具及び接合金物は、次により種類・記号等は、特記がなければ接合する部材等に応じた適切なものとする。①~⑤は(公財)日本住宅・木材技術センターが規定するもの。 ① 「接合金物規格(Zマーク表示金物)」によるもの。 ② 「接合金物規格(Cマーク表示金物)」によるもの。 ③ 「接合金物規格(Xマーク表示金物)」によるもの。 ④ 「接合金物規格(Mマーク表示金物)」によるもの。 ⑤ 「木造建築物用接合金物認定規程」により認定されたもの。 ⑥ ①から⑤と同等以上の性能を有し監督員の承諾を受けたもの。 	 (iv)(i)から(iii)以外の接合具及び接合金物は、次により種類・特記がなければ接合する部材等に応じた適切なものとする。 ①(財)日本住宅・木材技術センター「接合金物規格(Zマークをによるもの。 ②(財)日本住宅・木材技術センター「枠組壁工法用金物規格表示金物)」によるもの。 ③(財)日本住宅・木材技術センター「丸太組構法用金物規格の示金物)」によるもの。 ④(財)日本住宅・木材技術センター「木造建築物用接合金物設より認定されたもの。 ⑤ ①から④と同等以上の性能を有し監督員の承諾を受けたも 			
12-2.3.5 工法	(1) 床組みの工法は、 <u>表 12-2.3.7</u> による。	12-2.3.5 工法	(1)床組みの工法は、 <u>表 12-2.3.2</u> による。		
	<u>表 12-2. 3. 7</u> 用材の工法		表 12-2.3.2 用材の工法		
	名称 工 法		名称 工 法 法 上台		
	土台 〜 床ば り		<mark>構</mark> 土台 造 ~ (省略) <mark>材</mark> 床ば		
	断面寸法 (省略)		断面寸法 (省略)		
	かたぎ大入れ、六角ボルトM12 締めとする。但しはり・ 胴差・けた等の上端又は下端に取り付ける場合は、渡り あご又はすべりあごとし、いずれも六角ボルトM12 締 めとする。 (梁・胴 り 差・桁等 との) 大打梁を省略する場合は、特記による。 大打梁を省略する場合は特記により、床組の補強方法 は、次による。		かたぎ大入れ、六角ボルトM12 締めとする。但しはり・胴差・けた等の上端又は下端に取り付ける場合は、渡りあご又はすべりあごとし、いずれも六角ボルトM12 締めとする。 大打 仕口 六角ボルトM12 締めとする。 ちば (梁・胴 鋼製火打とする場合は、特記による。 り 差・桁等 火打梁を省略する場合は特記により、床組の補強 との) 方法は、次による。		
	(ア)~(ウ) (省略)		(ア)~(ウ) (省略)		

	新(R4.10.15 適用版)
	(エ)根太と床梁及び胴差の上端高さが同じ場合の取合 いは、次による。
	(i)~(ii) (省略)
	 (iii)床下張り板は次により、適用は特記による。 ①公仕(建築編) 12章 2節 12.2.1 木材 (6)(ア)(b)による構造用合板とし、特記がなければ接着の程度は1類、厚さは12mmとする。
	② <u>公仕(建築編) 12章 2節</u> 12.2.1 <u>木材</u> (6)(オ)によるパーティクルボードとし、強度及び接着剤による区分は13Pタイプ又は13Mタイプ厚さは15mmとする。 ③ <u>公仕(建築編) 12章 2節</u> 12.2.1 <u>木材</u> (6)(カ)による構造用パネルとする。
	(iv)~(v) (省略)
	(才) (省略)
(2) i	軸組みの工法は、 <u>表 12-2.3.8</u> による。
	表 12-2.3.8 軸組みの工法
名称	工 法

名 称		工 法
柱	断面寸法 ~ 仕口 (筋交い 端部の仕 口)	(省略)
	仕口 (と 組 機 化口) を 組 機 化口)	(1)軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口は、特記がなければ、軸組の種類及び柱の位置に応じて表12-2.3.9による。(2)軸組の種類と柱の位置に応じた仕口の工法は、表12-2.3.10による。
間 化 化 切 の で ぎ の で ぎ の で ぎ の で ぎ の で ぎ の で ぎ の で ぎ の で ぎ の で ぎ の で ぎ の で ぎ の で ぎ の で ぎ の で ぎ の で で き で き で き で き で き で き で き で で ぎ い か で か で か で か い か で か で か い か で か い か い	(省略)	
筋交い	断面寸法 仕口	30mm×90mm 以上とする。 (1)見付け平使いとし、上下端部の仕口は <u>表 12-2.3.9</u> による。

現行	
(エ)根太と床梁及び胴差の上端高さが同じ場合の	1

(i)~(ii) (省略)

とする。

取合いは、次による。

- (iii)床下張り板は次により、適用は特記による。
- ____(6)(ア)(b)による構造用合板とし、特記がなければ接着の程度は1類、厚さは12mm
- ②_______12.2.1____ (6)(t)によるパーティクルボードと し、強度及び接着剤による区分は13Pタイ プ又は13Mタイプ厚さは15mmとする。
- ③_____12.2.1____(6) (カ) による構造用パネルとする。
- (iv)~(v) (省略)
- (オ) (省略)

(2)軸組みの工法は、<u>表 12-2.3.3</u>による。

表 12-2.3.3 軸組みの工法

		18/15-7	- 1
<u>区</u> 分	名称		工 法
構造材	構 柱 断面寸法 造 ~		(省略) (1) 軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口は、特記がなければ、軸組の種類及び柱の位置に応じて表 12-2.3.4による。 (2) 軸組の種類と柱の位置に応じた仕口の工法は、表 12-2.3.5による。
	間の間切(つぎ)	(省略)	
	筋交い	断面寸法 仕口	30mm×90mm 以上とする。 (1)見付け平使いとし、上下端部の仕口は <u>表 12-</u> <u>2.3.4</u> による。

新(R4. 10. 15 適用版)						
		$(2) \sim (3)$	(省略)			
通し ぬき						
木ずり	(省略)					

表 12-2.3.9 軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口(省略)

(注) 表中の記号は、表 12-2.3.10 の工法を示す。

表 12-2.3.10 軸組の種類と柱の位置に応じた仕口の工法(省略)

- (3)大壁造の面材耐力壁
- (ア)大壁耐力壁の種類等
- (i)構造用合板及び各種ボード類(以下「構造用面材」という。)の面材耐力壁の種類、材料、工法等は、表 12-2.3.11 により、その種類、厚さ等は特記による。

表 12-2.3.11 面材耐力壁の種類、材料、工法等

		1 1 1	• •
構造用面材の		釘	打ちの方法
種類	材料	釘の 種類	釘の間隔
構造用合板	<u>(ケ)</u> による構造用合板で、接着の程度は特類とし、厚さは 7.5mm 以上とする。		
パーティクル ボード	(シ)による <u>パーティクルボード</u> で、 種類は曲げ強さの区分が 8 タイプ 以外のものとし、厚さは 12mm 以上 とする。		
構造用パネル	<u>(サ)</u> による構造用パネルとする	N50	150mm 以下
ハードボード	(ク)によるハードボードで、曲げ強 さの種類は、35 タイプ又は 45 タ イプとし、厚さは 5mm 以上とする。		
硬質木片セメ ント板	(ス)による硬質木片セメント板と し、厚さは12mm以上とする。		
せっこうボード	<u>(ソ)</u> によるせっこうボードで、厚さ は 12mm 以上とする。	GNF40 又は GNC40	150mm 以下
シージングボード	<u>(ク)</u> によるシージングボードとし、 厚さは 12mm 以上とする。	SN40	1 枚の壁材に つき外周部分 は100m以下、 その他の部分

		$(2) \sim (3)$	(省略)		
通し ぬき					
\sim	(省略)				
木ず					
り					

表 12-2.3.4 軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口(省略)

(注) 表中の記号は、表 12-2.3.5 の工法を示す。

表 12-2. 3. 5 軸組の種類と柱の位置に応じた仕口の工法(省略)

現行

- (3) 大壁造の面材耐力壁
- (ア)大壁耐力壁の種類等
- (i)構造用合板及び各種ボード類(以下「構造用面材」という。)の面材耐力壁の種類、材料、工法等は、表 12-2.3.6 により、その種類、厚さ等は特記による。

表 12-2. 3. 6 面材耐力壁の種類、材料、工法等

/(12 	四位的20元公区次(1011) 工区(
構造用面材		釘打	ちの方法
の種類	材料	釘の種 類	釘の間隔
構造用合板	(1)(t)による構造用合板で、接着 の程度は特類とし、厚さは 7.5mm 以上とする。		
パーティクルボード	(1)(キ)による _で、種類は曲げ強さの区分が8 タイプ以外のものとし、厚さは 12mm 以上とする。		
構造用パネル	(1)(カ)による構造用パネルとする	N50	150mm 以下
/ ハードボー ド	(1)(b)によるハードボードで、曲 げ強さの種類は、35 タイプ又は 45 タイプとし、厚さは5mm以上 とする。		
硬質木片セメン ト板	(1)(コ)による硬質木片セメント 板とし、厚さは12mm 以上とする。		
せっこうボード	(1)(†) によるせっこうボード で、厚さは12mm 以上とする。	GNF40 又は GNC40	150mm 以下
シージングボード	(1)(ス)によるシージングボード とし、厚さは12mm 以上とする。	SN40	1 枚の壁材 につき外周 部分は 100m 以下、その

新	(R4.	10	15	瀋	用	胎)	١
717/1	(11/1.	10.	10	ДЩ	/ 1.1	/ I/X /	,

			は 200mm 以下
ラスシート	<u>(タ)</u> によるラスシートで、種類はLS 4とする。	N38	150mm 以下

(注) 表中の(ク)~(タ)は、12-2.3.3 木材 (1)における材料を示す。

(イ)~(ウ) (省略)

(4) 真壁造の面材耐力壁

(ア) 真壁耐力壁の種類等

構造用面材による真壁造の面材耐力壁は、表 12-2.3.12 による受材を用いる場合(受材タイプ)及び表 12-2.3.13 による貫を用いる場合(貫タイプ)に区分し、その適用、タイプごとの種類、厚さ等は特記による。

表 12-2.3.12 面材耐力壁の種類、材料、工法等(受材タイプ)

<u> </u>			
構造用面材の	材 料 –	釘打ち	の方法
種類	12) 1억	釘の種類	釘の間隔
構造用合板	<u>(ケ)</u> による構造用合板で、接着の 程度は特類とし、厚さは 7.5mm 以 上とする。		
パーティクル ボード	(シ)によるパーティクルボードで、種類は曲げ強さの区分が8タイプ以外のものとし、厚さは12mm以上とする。	N50	
構造用パネル	(<u>サ</u>)による構造用パネルとする。		150m 以下
せっこう <u>ラス</u> ボード	(ソ)によるせっこうラスボードで、厚さは9mm以上とし、その上にJIS A 6904 (せっこうプラスター)によるせっこうプラスターを厚さ15mm以上塗る。	GNF32 又は GNC32	
せっこう ボード	<u>(ソ)</u> によるせっこうボードで、厚 さは 12mm 以上とする。	GNF40 又は GNC40	

(注) 表中の(ケ)~(ソ)は、12-2.3.3 木材 (1)における材料を示す。

表 12-2.3.13 面材耐力壁の種類、材料、工法等(貫タイプ)

<u> </u>			
構造用面材の	材料	釘打ち	の方法
種類		釘の種類	釘の間隔
構造用合板	<u>(ケ)</u> による構造用合板で、接着の 程度は特類とし、厚さは 7.5mm 以 上とする。		
パーティクル ボード	(シ)によるパーティクルボードで、種類は曲げ強さの区分が8タイプ以外のものとし、厚さは12mm以上とする。	N50	150m 以下

現行

				他の部分は 200mm以下
3	ラスシート	(1)(t)によるラスシートで、種類 はLS4とする。	N38	150mm 以下

(イ)~(ウ) (省略)

(4) 真壁造の面材耐力壁

(ア)真壁耐力壁の種類等

構造用面材による真壁造の面材耐力壁は、表 12-2.3.7 による受材を用いる場合(受材タイプ)及び表 12-2.3.8 による貫を用いる場合(貫タイプ)に区分し、その適用、タイプごとの種類、厚さ等は特記による。

表 12-2. 3. 7 面材耐力壁の種類、材料、工法等(受材タイプ)

構造用面材	材料	釘打ち(の方法
の種類	19 17	釘の種類	釘の間隔
構造用合板	<u>(1)(</u> かによる構造用合板で、接着 の程度は特類とし、厚さは 7.5mm 以上とする。		
パーティクルボード	(1)(*)によるパーティクルボードで、種類は曲げ強さの区分が8 タイプ以外のものとし、厚さは 12mm以上とする。	N50	
構造用パネ ル	<u>(1) (カ)</u> による構造用パネルとす る。		150m以 下
せっこう_ _ボード	(1)(シ)によるせっこうラスボードで、厚さは9mm以上とし、その上に JIS A 6904 (せっこうプラスター)によるせっこうプラスターを厚さ 15mm 以上塗る。	GNF32 又は GNC32	
せっこう <u>ラ</u> <u>ス</u> ボード	<u>(1)(†)</u> によるせっこうボードで、 厚さは 12mm 以上とする。	GNF40 又は GNC40	

表 12-2. 3. 8 面材耐力壁の種類、材料、工法等(貫タイプ)

<u>12 12 2. 3. 0</u>	山竹町刀笙り埋頬、竹村、工伝寺	(貝グイフ)	
構造用面材	材料	釘打ちの方法	
の種類	17 PT	釘の種類	釘の間隔
構造用合板	<u>(1)(</u> かによる構造用合板で、接着 の程度は特類とし、厚さは 7.5mm 以上とする。		150 [7]
パーティクルボード	(1)(キ)によるパーティクルボードで、種類は曲げ強さの区分が8 タイプ以外のものとし、厚さは 12mm以上とする。	N50	150m以 下

新(R4.10.15 適用版)

構造用パネル	<u>(†)</u> による構造用パネルとする。		
せっこう <u>ラス</u> ボード	(ソ)によるせっこうラスボードで、厚さは 9mm 以上とし、その上に JIS A 6904 (せっこうプラスター)によるせっこうプラスターを厚さ 15mm 以上塗る。	GNF32 又は GNC32	
せっこう	<u>(ソ)</u> によるせっこうボードで厚さ		
ボード	は 12mm 以上とする。		

(注) 表中の(ケ)~(ソ)は、12-2.3.3 木材 (1)における材料を示す。

(イ) (省略)

- (ウ) 構造用面材の張り方
- (i)受材を用いた構造用面材の張り方は、次による。
- ①構造用合板の張り方は、(3)(ウ)(i)による。
- ②せっこうラスボードの張り方は 910×2 , 420 (mm) 版を縦張りとし、やむを得ず 910×1 , 820 (mm) 版を用いる場合は、縦張り又は横張りとする。その上にせっこうプラスターを塗る場合は 公仕 (建築編) 15 章 8節 せっこうプラスター塗り による。
- ③ (省略)
- (ii) 貫を用いた構造用面材の張り方は、次による。
- ① (省略)
- ②せっこうラスボードの張り方は、原則として横張りとする。その上にせっこうプラスターを用いる場合、公仕(建築編) 15章 <u>左官工</u>事 による。
- ③ (省略)
- (エ) 小屋組みの工法は表 12-2.3.14 による。

表 12-2.3.14 小屋組の工法

	<u>表 12-2.3.14</u> 小座組の上法
名 称	工法
小屋ばり ~	(省略)
たるき 火打ちば り	小屋組の火打ちばりは <u>表 12-2.3.7</u> (火打ちばり) による。
桁筋交い・	(省略)
振れ止め	

現行

構造用パネ	<u>(1)(カ)</u> による構造用パネルとす		
ル	る。		
	<u>(1)(シ)</u> によるせっこうラスボー		
せっこう	ドで、厚さは9mm以上とし、その		
ボード	上に JIS A 6904(せっこうプラス	GNF32	
	ター) によるせっこうプラスター	又は	
	を厚さ 15mm 以上塗る。	GNC32	
せっこう <u>ラ</u>	<u>(1)(†)</u> によるせっこうボードで		
<u>ス</u> ボード	厚さは12mm 以上とする。		

(イ) (省略)

- (ウ) 構造用面材の張り方
- (i)受材を用いた構造用面材の張り方は、次による。
- ①構造用合板の張り方は、3(3)(i)による。
- ②せっこうラスボードの張り方は910×2,420 (mm) 版を縦張りとし、やむを得ず910×1,820 (mm) 版を用いる場合は、縦張り又は横張りとする。その上にせっこうプラスターを塗る場合は_____15章_8節_[せっこうプラスター塗り]による。
- ③ (省略)
- (ii) 貫を用いた構造用面材の張り方は、次による。
- ① (省略)
- ②せっこうラスボードの張り方は、原則として横張りとする。その上にせっこうプラスターを用いる場合_____15 章____による。
- ③ (省略)
- (エ) 小屋組みの工法は表 12-2.3.9 による。

表 12-2.3.9 小屋組の工法

<u>区</u>	名 称	工法
	小屋ばり	
	\sim	(省略)
1 #±	たるき	
<u>構</u> 造 <u>材</u>	火打ちば り	小屋組の火打ちばりは <u>表 12-2.3.2</u> (火打ちばり) による。
<u>121</u>	桁 筋 交 い・ 振れ止め	(省略)

新(R4.10.15 適用版)

(5) 屋根野地、軒回りその他の工法は、表 12-2.3.15 による。

表 12-2.3.15 屋根野地、軒回りその他の工法

<u> </u>			
名 称		工 法	
鼻隠し			
~	(省略)		
広小舞	(
登り淀			
野地板	挽き板		
(適用	野地板	(省略)	
厚さ等			
は特記	合板	(1) 合板は <u>(ケ)</u> による構造用合板とし、接着の程度は 1	
による)	野地板	類、厚さ 9mm 以上とする。	
		(2) (省略)	
	パーテ	(1) パーティクルボードは、 <u>(シ)</u> により、曲げ強さ及び	
	イクル	接着剤による区分は 13P 又は 13M 以上とし、厚さは	
	ボード	12mm 以上とする。	
	野地板		
		(2) (省略)	
	構造用	(1) 構造用パネルは <u>(サ)</u> による。	
	パネル		
	野地板	(2)~(3) (省略)	
面戸板		(省略)	

(注) 表中の(ケ)~(シ)は、12-2.3.3 木材 (1)における材料を示す。

4 節 大断面集成材工法工事

12-2. 4. 11 ボルト接合

(1)~(2) (省略)

- (3) ボルト孔は次のとおりとする。
- (ア) ボルト孔の径は、特記による。特記がなければ、ボルトの径に、集成材等にあっては表 12-2.4.7、接合金物にあっては表 12-2.4.8 の値を加えたものとする。

表 12-2.4.7 ボルトの径に加える大きさ(単位:mm)(集成材の場合)

ボルトの径	ボルト <mark>径</mark> に加える大きさ		
16 未満	1.0		
16 以上	2.0		

表 12-2.4.8 ボルトの径に加える大きさ(単位:mm)(接合金物の場合)

7 (2/4 - 7/2)					
ボルトの径	ボルト <mark>径</mark> に加える大きさ				
16 未満	1.0				
16 以上	2. 0				

現行

(5)屋根野地、軒回りその他の工法は、表 12-2.3.10 による。

表 12-2.3.10 屋根野地、軒回りその他の工法

		上 因 为 也	C TID COROLLO
<u>区</u> 分 下	名 称		工 法
下	鼻隠し		
地	~	(小M(女)	
<u>地</u> <u>材</u>	広小舞	(省略)	
	登り淀		
	野地板	挽き板	
	(適用	野地板	(省略)
	厚さ等		
	は特記	合板	(1) 合板は <u>(1) (t)</u> による構造用合板とし、接着の
	による)	野地板	程度は1類、厚さ9mm以上とする。
			(2) (省略)
		パーテ	(1) パーティクルボードは、 <u>(1)(キ)</u> により、曲げ強さ及
		イクル	び接着剤による区分は 13P 又は 13M 以上と
		ボード	し、厚さは12mm 以上とする。
		野地板	
			(2) (省略)
		構造用	(1) 構造用パネルは <u>(1)(カ)</u> による。
		パネル	
		野地板	(2)~(3) (省略)
	面戸板		(省略)

4節 大断面集成材工法工事

12-2. 4. 11 ボルト接合

(1)~(2) (省略)

- (3) ボルト孔は次のとおりとする。
- (ア) ボルト孔の径は、特記による。特記がなければ、ボルトの径に、集成材等にあっては表 12-2.4.7、接合金物にあっては表 12-2.4.8 の値を加えたものとする。

表 12-2.4.7 ボルトの径に加える大きさ(単位:mm)(集成材の場合)

ボルトの径	ボルト <mark>経</mark> に加える大きさ
16 未満	1. 0
16 以上	2. 0

表 12-2.4.8 ボルトの径に加える大きさ(単位:mm)(接合金物の場合)

ボルトの径	ボルト <mark>経</mark> に加える大きさ
16 未満	1.0
16 以上	2. 0

	新(R4.10.15 適用版)		現行
	(イ) (省略)		(イ) (省略)
	(4)~(5) (省略)		(4)~(5) (省略)
	(6) 締付けは次のとおりとする。		(6) 締付けは次のとおりとする。
	(ア)~(ウ) (省略)		(ア)~(ウ) (省略)
	(エ) ボルトの締付けは、2回以上に分けて行い、1群のボルトの締付けは一様となるように行う。 なお、緩みが発生するおそれのある場合は、第1編 総則 1.4.2 施工計画書_による品質計画に基づき締増しを行う。		(エ) ボルトの締付けは、2回以上に分けて行い、1群のボルトの締付けは一様となるように行う。 なお、緩みが発生するおそれのある場合は、1.2.2 [施工計画書] による品質計画に基づき締増しを行う。
	(オ) (省略)		(オ) (省略)
	(7) (省略)		(7) (省略)
12-2.4.12 ラグスクリュ	(1) ラグスクリューは次のとおりとする。	12-2. 4. 12 ラグスクリュ 一接合	(1)ラグスクリューは次のとおりとする。
一接合	(ア) (省略)		(ア) (省略)
	(イ) 材料等は、12-2.4.11 <u>ボルト接合</u> による。		(イ)材料等は、12-2.4.11による。
	(ウ) (省略)		(ウ) (省略)
	(2) 孔径と孔加工は次のとおりとする。		(2)孔径と孔加工は次のとおりとする。
	(ア)~(エ) (省略)		(ア)~(エ) (省略)
	(オ)接合金物、鋼板等の孔径は12-2.4.11 <u>ボルト接合</u> による。		(オ)接合金物、鋼板等の孔径は 12-2.4.11による。
	(3) ラグスクリューの取扱いは 12-2.4.11 <u>ボルト接合</u> による。		(3) ラグスクリューの取扱いは 12-2.4.11による。
	(4)~(5) (省略)		(4)~(5) (省略)
12-2. 4. 13	(1) ドリフトピンは次のとおりとする。	12-2. 4. 13	(1)ドリフトピンは次のとおりとする。
ドリフトピン 接合	(ア) (省略)	ドリフトピン 接合	(ア) (省略)
	(イ) ドリフトピンの材質は 12-2.4.7 接合金物等 の SS400 とし、形状等は JIS G 3191 (熱間圧延棒鋼とバーインコイルの形状、寸法及び重量並びにその許容差) の丸鋼による。		(イ)ドリフトピンの材質は 12-2.4.7の SS400 とし、形状等は JIS G 3191 (熱間圧延棒鋼とバーインコイルの形状、寸法及び重量並び にその許容差)の丸鋼による。
	(ウ) (省略)		(ウ) (省略)
	(2) 孔径と孔加工は次のとおりとする。		(2)孔径と孔加工は次のとおりとする。

	新(R4.10.15 適用版)	現行	
	(ア)~(イ) (省略)		(ア)~(イ) (省略)
	(ウ) 接合金物、鋼板等の孔径は、12-2.4.11 <u>ボルト接合</u> による。 (3) ドリフトピンの取扱いは、12-2.4.11 <u>ボルト接合</u> に準ずる。		(ウ)接合金物、鋼板等の孔径は、12-2.4.11による。 (3)ドリフトピンの取扱いは、12-2.4.11に準ずる。
	(4)~(5) (省略)		(4)~(5) (省略)
12-2.4.14 ジベル接合	(1)~(3) (省略)	12-2. 4. 14 ジベル接合	(1)~(3) (省略)
7 170 IX II	(4) ボルト孔の径及び加工は、12-2.4.11 ボルト接合 による。	7 17 IX I	(4)ボルト孔の径及び加工は、12-2.4.11による。
	(5)~(7) (省略)		(5)~(7) (省略)
	(8) ボルトの締付けは、12-2.4.11 <u>ボルト接合</u> による。 (9) 検査は次のとおりとする。		(8) ボルトの締付けは、12-2. 4. 11による。 (9) 検査は次のとおりとする。
	(ア)~(イ) (省略)		(ア)~(イ) (省略)
	(ウ) ボルトの締付け検査は、12-2.4.11 <u>ボルト接合</u> による。		(ウ)ボルトの締付け検査は、12-2.4.11による。
12-2.4.15 かすがい等に	(1) (省略)	12-2.4.15 かすがい等に よる接合	(1) (省略)
よる接合	(2) かすがい等 かすがい等の材質は 12-2.4.7 <u>接合金物等</u> による SS400 とし、寸法等 は、特記による。		(2)かすがい等 かすがい等の材質は 12-2. 4. 7による SS400 とし、寸法 等は、特記による。
	(3)~(4) (省略)		(3)~(4) (省略)
12-2.4.16	(1) (省略)	12-2. 4. 16	(1) (省略)
□ 並初寺防頸処 □ 理	独等防錆処金物等防錆処(2) 錆止め塗装は、公仕(建築編) 18章 3節 18.3.3		(2) 錆止め塗装は、18.3.3 により防錆処理を行う構造金物及び接合具等は特記による。
	(3) (省略)		(3) (省略)
	13章 屋根及びとい工事 1節 <mark>共通</mark> 事項		13章 屋根及びとい工事 1節 一般事項
13.1.3 施工一般 (追加)	(1) 屋根の下地材に使用する合板及び木材は、 <u>公仕(建築編) 12章 3節</u> 12.3.1 <u>防腐・防蟻処理</u> による防腐処理に準ずる。	13.1.3 施工一般 (追加)	(1)屋根の下地材に使用する合板及び木材は、 12.3.1による防腐処理に準ずる。
	(2)~(5) (省略)		(2)~(5) (省略)

新(R4. 10. 15 適用版)			現行	
	<u>3節の2</u> 化粧スレート葺及び厚形スレート <mark>葺</mark> (追加)		<u>3-1節</u> 化粧スレート葺及び厚形スレート <mark>葺き</mark> (追加)	
<u>13. 3−2. 1</u> 適用範囲	(省略)	<u>13. 3−1. 1</u> 適用範囲	(省略)	
13. 3-2. 2 材料	(省略)	13. 3-1. 2 材料	(省略)	
13.3-2.3 工法	(省略)	13.3-1.3 工法	(省略)	
	1 6 章 建具工事 1 節 共通事項		16章 建具工事 1節 共通事項	
<u>16. 1. 2-2</u> 施工図の作成	(省略)	<u>16. 1. 2-1</u> 施工図の作成	(省略)	
(追加)	8節 建具用金物	(追加)	8節 建具用金物	
16.8.2 材質、形状及 び寸法(1) (読み替え)	(1) 各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前は、次による。	16.8.2 材質、形状及 び寸法(1) (読み替え)	(1)各住戸玄関扉用及び勝手口扉用錠前は、次による。 (i)錠前の種別は特記による。特記がなければ、サムターン付シリンダー面付箱錠前とする。ただし、次のいずれかの措置を講じた場合は、シリンダー彫込箱錠とすることができる。 ①補助錠として、シリンダー本締錠(補助錠)を設け、二重ロックとする。この場合、シリンダー本締錠は、シリンダー彫込箱錠と同一製造所の製品とする。 ②錠前のデッドボルトが屋外側から見えず、かつ、触れないよう召し合わせ又はL型フロントを設ける。 (ii) タンブラー類は6本以上有すること。 (iii) 鍵は、扉 1 箇所につき3 本を1 組とする。 (iv) コンストラクションキー装置の取付けは特記による。 (2) 引違い戸、引き違い窓については、次による。 (i)接地階及びその直上階並びに共用廊下等に面する引違い戸のクレセントは、面格子等がない場合、鍵付きとする。 (ii) 鍵違いの種類は特記による。 (3)~(10) (省略) 表 16.7.1-1 建具用金物 1 9章 内装工事 7節 中のこうボード・その他ボード及び合板張り	
19. 7. 2 材料 <u>(2) (7) (a)</u> (追加)	表 19.7.1-2 普通合板の樹種及び品質等(省略)	19. 7. 2 材料 <u>(3) (7)</u> (追加)	表 19.7.2 普通合板の樹種及び品質等(省略)	

新(R4. 10. 15 適用版)			現行	
	9節 断熱・防露		9節 断熱・防露	
19.9.3 断熱材打込み 工法(1) (読み替え)	断熱材は、JIS A 9511(発泡プラスチック保温材)によるビーズ法ポリスチレンフォーム保温材、押出法ポリスチレンフォーム保温材、硬質ウレタンフォーム保温材 A 種及びフェノールフォーム保温材の F☆☆☆☆とし、材種は特記による。特記なき限り、押出法ポリスチレンフォーム保温板 3 種 b とする。	19.9.2 断熱材打込み 工法 (1) (読み替え)	断熱材は、JIS A 9511(発泡プラスチック保温材)によるビーズ法ポリスチレンフォーム保温材、押出法ポリスチレンフォーム保温材、硬質ウレタンフォーム保温材 A 種及びフェノールフォーム保温材の F☆☆☆☆とし、材種は特記による。特記なき限り、押出法ポリスチレンフォーム保温板 3 種 b とする。	
	(ア) (省略)		(ア) (省略)	
	 (イ) 発泡プラスチック保温材裏打ちせっこうボード(S1 工法用) (i)発泡プラスチック保温材裏打ちせっこうボードは、公仕(建築編) 1 9章 7節 19.7.2 材料 (1)による厚さ 9.5mm 又は 12.5mm のせっこうボードに発泡プラスチック保温材を工場において接着剤又は自己接着により裏打ちしたものとする。 		(4) 発泡プラスチック保温材裏打ちせっこうボード (S1 工法用) (i)発泡プラスチック保温材裏打ちせっこうボードは、	
	(ii) (省略)		(ii) (省略)	
	(ウ)~(キ) (省略)		(ウ)~(キ) (省略)	
(2)	(ア) (省略)	(2)	(ア) (省略)	
(読み替え)	(イ) 下地	(読み替え)	(イ) 下地	
	(i) (省略)		(i) (省略)	
	(ii)コンクリート下地の精度は、 <u>公仕(建築編) 6章 コンクリート工事</u> 表 6.2.5 の中段とし、汚れ、付着物及びレイタンスは除去し、清掃する。		(ii)コンクリート下地の精度は、 表 6.2.4 の中段とし、汚れ、付着物及びレイタンスは除去し、清掃する。	
	(iii) (省略)		(iii) (省略)	
	(ウ) S1 工法(あと張り工法) (i)コンクリート面の下地処理は <u>公仕(建築編) 18章 塗装工事</u> 表 18.2.6による。		(ウ) S1 工法 (あと張り工法) (i)コンクリート面の下地処理は表 18.2.6による。	
	(ii)~(ix) (省略)		(ii)~(ix) (省略)	
	図 19.9.1 <u>接着剤の塗り付け位置等</u> (省略)		図 19.9.1(省略)	
	図 19.9.2 <u>プラスチックピンの留めつけ位置</u> (省略)		図 19.9.2(省略)	
	(エ) S1-F 工法 (先打込み工法)		(エ) S1-F 工法(先打込み工法)	
	(i)~(iv) (省略)		(i)~(iv) (省略)	
	(v)開口部等のモルタル詰めの部分及び型枠緊張用ボルト、コーンの撤去跡は、断熱材を張り付けるか又は公仕(建築編) 19章 9節 19.9.3 <u>断熱材打込み工法</u> により断熱材を充填する。		(v)開口部等のモルタル詰めの部分及び型枠緊張用ボルト、コーンの撤去跡は、断熱材を張り付けるか又は19.9.3 により断熱材を充填する。	

	新(R4. 10. 15 適用版)		現 行
	(オ) (省略)		(オ) (省略)
	1 1 節 乾式遮音二重床工法用床下地材(追加)		1 1 節 乾式遮音二重床工法用床下地材(追加)
19.11.1 材料	二重床下地材に使用する材料は、以下によるほか、施工登録図による。 (1) ベースパネルに使用するパーティクルボードは、JIS A 5908 (パーティクルボード) によるものとし、以下による。	19.11.1 材料	二重床下地材に使用する材料は、以下によるほか、施工登録図による。 (1) ベースパネルに使用するパーティクルボードは、JIS A 5908 (パーティクルボード) によるものとし、以下による。
	(ア)~(ウ) (省略)		(ア)~(ウ) (省略)
	 (エ) 水掛かりの範囲に使用する場合には、表・裏面及び小口面にパラフィン(50g/㎡以上)を含浸させたものとする。なお、現場で切り使いをする場合は、小口面に防湿剤(液状パラフィン)を塗布する等の有効な防湿処理を行う。水掛かりの範囲は19.10.1 材料 による。 (2) ベースパネル及び捨て張りに使用する合板は、JAS(合板)の構造用合板の規格1類2級B-C又はJAS(合板)の普通合板の2類2等品とする。ただし、水掛かりに用いる場合は、JAS(合板)の普通合板の1類2等品とする。水掛かりの範囲は19.10.1 材料 による。また、合板のホルムアルデヒド放散等級は、JASに定めるF☆☆☆☆とする。 		 (エ) 水掛かりの範囲に使用する場合には、表・裏面及び小口面にパラフィン(50g/㎡以上)を含浸させたものとする。なお、現場で切り使いをする場合は、小口面に防湿剤(液状パラフィン)を塗布する等の有効な防湿処理を行う。水掛かりの範囲は19.10.1 による。 (2) ベースパネル及び捨て張りに使用する合板は、JAS(合板)の構造用合板の規格1類2級B-C又はJAS(合板)の普通合板の2類2等品とする。ただし、水掛かりに用いる場合は、JAS(合板)の普通合板の1類2等品とする。水掛かりの範囲は19.10.1 による。また、合板のホルムアルデヒド放散等級は、JASに定めるF☆☆☆とする。
	(3)~(8) (省略)		(3)~(8) (省略)
19. 11. 2	(1)~(4) (省略)	19. 11. 2	(1)~(4) (省略)
工法	(5) 捨て張り合板の止め付けに当たっては、捨て張り合板に浅木又は <u>ベースパネル</u> 位置の墨出しを行い、適切な位置へ釘打ちする。	工法	(5) 捨て張り合板の止め付けに当たっては、捨て張り合板に浅木又は <u>ベースス</u> パネル位置の墨出しを行い、適切な位置へ釘打ちする。
	(6)~(7) (省略)		(6)~(7) (省略)
	12節 天然木化粧複合フローリング張り(追加)		12節 天然木化粧複合フローリング張り(追加)
19.12.1 材料	(1) 天然木化粧複合フローリングは、次によるものとし、種別は特記による。 (7) 天然木化粧複合フローリング A 種 (積層フローリング)	19. 12. 1 材料	(1) 天然木化粧複合フローリングは、次によるものとし、種別は特記による。 (ア) 天然木化粧複合フローリング A 種(積層フローリング)
	(i)~(ii) (省略)		(i)~(ii) (省略)
	(iii)表面は、工場においてサンダーがけをする。表面塗装は、 <u>公仕(建築</u> 編) 18章 塗装工事 表 18.10.1 の2 液形ポリウレタンワニスの 3回塗り仕上げとする。なお、着色する場合は顔料ステインで行う。		(iii)表面は、工場においてサンダーがけをする。表面塗装は、 表 18.11.1 の 2 液形ポリウレタンワニスの 3 回塗り仕上げとする。なお、着色する場合は顔料ステインで行う。
	(iv) (省略)		(iv) (省略)
	(イ) 天然木化粧複合フローリング B 種 (ベニヤフローリング B 種)		(イ) 天然木化粧複合フローリング B 種 (ベニヤフローリング B 種)
	(i)~(iii) (省略)		(i)~(iii) (省略)

新(R4.10.15 適用版)			現行		
	(iv)表面は、工場においてサンダーがけ及び塗装を行う。塗装は、公仕(建 <u>築編) 18章 塗装工事 表18.10.1</u> の2液形ポリウレタンワニス の3回塗り仕上げとする。なお、着色する場合は顔料ステインで行う。		(iv)表面は、工場においてサンダーがけ及び塗装を行う。塗装は、 表 18.11.1 の 2 液形ポリウレタンワニス の 3 回塗り仕上げとする。なお、着色する場合は顔料ステインで行う。		
	(v) (省略)		(v) (省略)		
	(ウ) 天然木化粧複合フローリング C 種 (ベニヤフローリング C 種)		(ウ) 天然木化粧複合フローリング C 種 (ベニヤフローリング C 種)		
	(i)~(iv) (省略)		(i)~(iv) (省略)		
	(v)表面は、工場においてサンダーがけ及び塗装を行う。塗装は、 <u>公仕(建築編) 18章 塗装工事 表18.10.1</u> の2液形ポリウレタンワニスの3回塗り仕上げとする。なお、着色する場合は顔料ステインで行う。		(v)表面は、工場においてサンダーがけ及び塗装を行う。塗装は、 表 18.11.1 の 2 液形ポリウレタンワニス の 3 回塗り仕上げとする。なお、着色する場合は顔料ステインで行う。		
	(vi) (省略)		(vi) (省略)		
	(エ) 天然木化粧複合フローリング D 種 (ベニヤフローリング D 種)		(エ) 天然木化粧複合フローリング D 種 (ベニヤフローリング D 種)		
	(i)~(iv) (省略)		(i)~(iv) (省略)		
	(v)表面は、工場においてサンダーがけ及び塗装を行う。塗装は、 <u>公仕(建築編) 18章 塗装工事 表18.10.1</u> の2液形ポリウレタンワニスの3回塗り仕上げとする。なお、着色する場合は顔料ステインで行う。		(v)表面は、工場においてサンダーがけ及び塗装を行う。塗装は、 表 18.11.1 の 2 液形ポリウレタンワニス の 3 回塗り仕上げとする。なお、着色する場合は顔料ステインで行う。		
	(vi) (省略)		(vi) (省略)		
	(2)~(3) (省略)		(2)~(3) (省略)		
	13節 内装プレハブ工法(追加)		13節 内装プレハブ工法(追加)		
19.13.3 材料	材料は、特記なき限り以下による。 (1) 木材は、 <u>公仕(建築編) 12章 2節</u> 12.2.1 <u>木材</u> によるのもので、 内装部品の目的に応ずる強度を有し、ひび割れ、あて等ないものとする。 (2) 普通合板は、 <u>公仕(建築編) 19章 7節</u> 19.7.2 <u>材料 (2)</u> による。 (3) 化粧合板は、 <u>公仕(建築編) 19章 7節</u> 19.7.2 <u>材料 (2)</u> による。 (4) 化粧ばり造作用集成材は、 <u>公仕(建築編) 12章 2節</u> 12.2.1 <u>木材</u> による。 (5) (省略)	19. 13. 3 材料	材料は、特記なき限り以下による。 12.2.1 によるのもので、 内装部品の目的に応ずる強度を有し、ひび割れ、あて等ないものとする。 (2) 普通合板は、 19.7.2 (3)による。 (3) 化粧合板は、 19.7.2 (3)による。 (4) 化粧ばり造作用集成材は、 12.2.1 による。 (5) (省略) (6) 化粧せっこうボード等は、 表 19.7.1		
	(6) 化粧せっこうボード等は、 <u>公仕(建築編) 19章 内装工事</u> 表 19.7.1 による。		(6) 化粧せっこゥホード等は、表 19.7.1 による。		
	(7)~(8) (省略)		(7)~(8) (省略)		

	新(R4. 10. 15 適用版)		現行
	第3編 屋 外 整 備 工 事 第1章 一般共通事項	第3編 屋 外 整 備 工 事 第1章 一般共通事項	
	第1節 一般事項		第1節 一般事項
1. 1. 1 適用範囲 <u>1. 1. 2</u> 準用規定	 この編に定める仕様は、主として構内の屋外整備工事に適用する。 1.屋外整備工事に関する規定は、本編に定めるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(以下「公仕(建築編)という。」)21章~23章を準用する。 2.準用 にあたり、上記1の仕様書に記載されている「監督職員」は、「監督員」と、「監督職員の検査」は、「監督員の確認」と読み替える。 	1. 1. 1 適用範囲 1. 1. 1-1 準用規定	屋外整備編に定める仕様は、主として構内の整備工事に適用する。 整備工事に関する規定は、本編に定めるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」21章~23章を準用する。 21章~23章を準用する。 準用するにあたり、本文中の以下の事項について読み替える。 ・「監督員」は、「監督員」と読み替える。 ・「監督員の検査」は、「監督員の確認」と読み替える
	また、各仕様書の一般共通事項の項目は、第1編_総則の該当箇所と読み替える。 基本・大学 第二・大学 第二・大学	1.1.2 関連工事との 取合い 1.1.3 施工管理技術 者	 ・各仕様書の一般共通事項の項目は、第1編_総則の該当箇所と読み替える。 屋外整備工事と建築工事又は設備工事などが別契約の場合、取合い工事の区分は特記による。 (1)施工管理技術者は、設計図書に定められた者又はこれらと同等以上の能力のある者とする。 (2)施工管理技術者の選定に当っては、資格又は能力を証明する資料により、監督員の承諾を受ける。 (3)施工管理技術者は、当該工事の施工、製作等に係る指導及び品質管理を行う。
1. 1. 3 電気配管	PC 部材等にあらかじめ埋設され、現場に搬入される製品の電気配管などは、 第4編 電気設備工事_1.1.1_適用範囲_の諸法令等に従い、電気工事士が 行うものする。	1. 1. <u>4</u> 電気配管	PC 部材等にあらかじめ埋設され、現場に搬入される製品の電気配管などは、 4 編[電気設備工事]1.1.1[適用範囲]の諸法令等に従い、電気工事士が行うも のする。
1.1.4 隠ぺい部分の 施工 1.1.5 完成図等	(省略) 1. 工事が完成(中間完成を除く)したときは、監督員の指示により、完成図及び保全に関する資料などを作成し監督員に提出する。 2. 完成図は、工事完成時における構内の現状を表現し、種類及び記入内容は表1.1.1による。	1.1.5 隠ぺい部分の 施工 1.1.6 完成図等	(省略) (1) 工事が完成(中間完成を除く)したときは、監督員の指示により、完成図及び保全に関する説明書などを作成し監督員に提出する。 (2) 完成図は、工事完成時における構内の現状を表現したものとし、種類及び記入内容などは下記による。 (ア) 完成図の種類及び記入内容 (i) 配置図及び案内図:面積表、建物位置図、屋外排水系統図を含む。 (ii) 平面図:構内舗装、構造物、樹木等の位置、種別を表示する。 (iii) 断面図:構内主要部分の縦横断(高低差)、舗装厚等を表示する。 (iv) 仕上表:構内舗装、構造物、樹木等の種別仕上げを表示する。 (が) 仕上表:構内舗装、構造物、樹木等の種別仕上げを表示する。 (が) 仕上表:構内舗装、構造物、樹木等の種別仕上げを表示する。

	新(R4. 10. 15 適用版)		現行
1.1.6 検査用具 1.2.1 構造物土工	第 (R4. 10. 15 適用版) 表1.11 完成図の種類及び記入内容 種類 記入内容 配置図及び案内図 面積表、建物位置図、屋外排水系統図 平面図 構内舗装、構造物、樹木等の位置、種別 断面図 構内主要部分の縦横断(高低差)、舗装厚等 住上表層内舗装、構造物、樹木等の種別仕上げ (注) 寸法、縮尺等は、設計図書に準する。 3. 保全に関する資料は、下記による。資料の作成に当たり、監督員と記載事項に関する協議を行う。 (1)~(5) (省略) 検査用具については、第2編 建築工事 1.1.5 検査用具 による。 第2節 土工事 1. 床掘り、掘削など (1)~(2) (省略) (3) 水道管、下水管、ガス管、ケーブルなどの既設地下埋設物の取扱いは、第1編 総則編 1.2.15 地下埋設物等 の規定によるが、試掘を行い、位置を確認したとき、また、予期しない埋設物に掘り当たったときは、損傷しないように注意し、その処置については監督員の指示を受けなければならない。 (4)~(5) (省略) (6) 床掘り仕上がり面の床掘りにおいては、地山を乱きないように、かつ不	1.1.7 検査用具 1.2.1 構造物土工	現 行 (3) 保全に関する説明書は、下記による。 (7)~(才) (省略) 検査用具については、 建築工事編 1.1.7 による。 第2節 土工事 (1)床掘り、掘削など (7)~(才) (省略) (少)水道管、下水管、ガス管、ケーブルなどの既設地下埋設物の取扱いは、 終則編 1.2.15 (地下埋設物等) の規定によるが、試掘を行い、位置を確認したとき、また、予期しない埋設物に掘り当たったときは、損傷しないように注意し、その処置については監督員の指示を受けなければならない。 (エ)~(才) (省略) (カース) (イ) (省略) (カース) (イ) (省略) (カース) (イ) (イ) (イ) (イ) (イ) (イ) (イ) (イ) (イ) (イ
	ならない。 (4)~(5) (省略)		ならない。 <u>(エ)~(オ)</u> (省略)
	(6) 床掘り仕上がり面の床掘りにおいては、地山を <u>乱さない</u> ように、かつ不 陸が生じないように施工する。 (7)~(11) (省略)		(<u>h</u>) 床掘り仕上がり面の床掘りにおいては、地山を <u>乱さをい</u> ように、かつ不陸が生じないように施工する。 (キ) ~ (†) (省略)
	<u>2.</u> 土留工		(2) 土留工
	<u>(1)~(4)</u> (省略)		<u>(ア)~(エ)</u> (省略)
	<u>3.</u> 埋戻し		<u>(3)</u> 埋戻し
	<u>(1)~(4)</u> (省略)		<u>(ア)~(エ)</u> (省略)
	<u>4. 建設発生土</u> 処理 <u>建設発生土</u> 処理方法は、 <u>公仕(建築編) 3章 2節</u> 3.2.5 <u>建設発生土</u> <u>の処理</u> による。		(4)作業残土処理 作業残土処理方法は、建築工事編3.2.5 による。

	新(R4.10.15 適用版)		現行
1. 2. 2 道路土工	新 (R4. 10. 15 適用版) 1. 路床及び路体 (1)~(2) (省略) 2. 掘削一般 (1)~(3) (省略) 3. 盛土一般 (1) 材料 (7)~(ウ) (省略) (2) 工法 (7) 路体盛土 (i)~(ii) (省略) (4) 路床盛土 (i)構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土工の施工については、上記 3(2)(7)(iii)の規定により施工する。 (ii)~(iii) (省略)	1.2.2 道路土工	現 行 (1) 路床及び路体 (ブ)~(イ) (省略) (2) 掘削一般 (ブ)~(ウ) (省略) (3) 盛土一般 (ブ) 材料 (i)~(iii) (省略) (イ) 工法 (i) 路体盛土 ①~③ (省略) (ii) 路床盛土 ①構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土工の施工については、1.2.2(3)(イ)(i)③の規定により施工する。 ②~③ (省略)
1. 3. 1 適用範囲	4. 路床の排水 (1)~(2) (省略) 5. 建設発生土処理 建設発生土処理方法は、公仕(建築編) 3章 2節 3.2.5 建設発生土 の処理による。 6. ~7. (省略) 第3節 コンクリート工事 1. 適用範囲 (1)~(3) (省略) 2. 一般事項 (1)~(2) (省略)	1.3.1 適用範囲	(4) 路床の排水 (7)~(1) (省略) (5) 作業残土処理 作業残土処理方法は、

新(R4.10.15 適用版) 3. コンクリートの品質 (1)~(2) (省略)

(3) レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) により実施し、その結果を監督員 に提出し、確認を受ける。なお生産者等に検査のための試験を代行させる 場合は受注者がその試験に臨場し、その結果を監督員に提出し、確認を受ける。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずる。

(4)~(6) (省略)

(7) コンクリートの耐久性確保については、<u>公仕(建築編) 6章 2節</u> 6.2.3 コンクリートの調合 による。

(8) コンクリートの品質管理については、<u>公仕(建築編)</u>6章 5節<u>コ</u>ンクリートの品質管理による。

4. 材料

(1) セメント

(7) (省略)

(1) コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメント及び高炉セメント(B種)の規格は、公仕(建築編) 6章 3節 6.3.1 コンクリートの材料 の規定に適合するものとする。ただし、雑工事などの少量コンクリートで監督員の承諾を得た場合には、この項の適用を除外することができる。

(2) 混和材料

(ア)~(オ) (省略)

(カ) 上記(ア)~(オ)以外の混和材料については、品質を証明する資料を、工事に使用する前に監督員に提出し、確認を受ける。

(3) 砕石

(ア)~(イ) (省略)

(4) 品質管理

<u>5.</u> レディーミクストコンクリート レディーミクストコンクリートの選定と指示等については、<u>公仕(建築編)</u> 6章 コンクリート工事 の規程による。

1. 3. 2

1. 準備

運搬・打込み・

継目・養生 (1)~(3) (省略)

(3) コンクリートの品質

(ア)~(イ) (省略)

(ウ) レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) により実施し、その結果を監督員に提出し、確認を受ける。なお生産者等に検査のための試験を代行させる場合は請負者がその試験に臨場し、その結果を監督員に提出し、確認を受ける。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずる。

(エ)~(カ) (省略)

(<u>キ</u>) コンクリートの耐久性確保については、<u>建築工事編 6.2.4</u>

現行

(1) コンクリートの品質管理については、建築工事編 6 章 5 節_ による。

(4)材料

(ア)セメント

(i) (省略)

(ii) コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメント及び高炉セメント(B 種)の規格は、 6.3.2

の規定に適合するものとする。ただし、雑工事などの 少量コンクリートで監督員の承諾を得た場合には、この項の適用を除 外することができる。

(1) 混和材料

(i)~(v) (省略)

(vi)上記(i)~(v)以外の混和材料については、品質を証明する資料を、 工事に使用する前に監督員に提出し、確認を受ける。

(ウ) 砕石

(i)~(ii) (省略)

(エ) 品質管理

材料の品質管理については、<u>建築工事編</u>6章5節_ による。

(5) レディーミクストコンクリート レディーミクストコンクリートの選定と指示等については、<u>建築編</u>6章 ____の規程による。

1.3.2 (1) 準備

運搬・打込み・ 継目・養生

(ア)~(ウ) (省略)

55

	新(R4.10.15 適用版)		現行
			<u>(2)</u> 運搬
	<u>(1)~(3)</u> (省略)		<u>(ア)~(ウ)</u> (省略)
	<u>3.</u> 打込み		<u>(3)</u> 打込み
	<u>(1)~(9)</u> (省略)		<u>(ア)~(ケ)</u> (省略)
	4. 締固め		<u>(4)</u> 締固め
	<u>(1)~(2)</u> (省略)		<u>(ア)~(イ)</u> (省略)
			<u>(5)</u> 打継目
	<u>(1)~(7)</u> (省略)		<u>(ア)~(キ)</u> (省略)
	<u>6.</u> 養生	1.3.3 寒中コンクリ ート	<u>(6)</u> 養生
	<u>(1)~(5)</u> (省略)		<u>(ア)~(オ)</u> (省略)
1.3.3 寒中コンクリ	<u>1.</u> 適用範囲		<u>(1)</u> 適用範囲
_ F	<u>(1)~(3)</u> (省略)		<u>(ア)~(ウ)</u> (省略)
	2. 配合		<u>(2)</u> 配合
	<u>(1)~(2)</u> (省略)		<u>(ア)~(イ)</u> (省略)
	<u>3.</u> 運搬、打込み		<u>(3)</u> 運搬、打込み
	<u>(1)~(5)</u> (省略)		<u>(ア)~(オ)</u> (省略)
	4. 養生		<u>(4)</u> 養生
	<u>(1)~(5)</u> (省略)		<u>(ア)~(オ)</u> (省略)
1.3.4 暑中コンクリ	<u>1.</u> 適用範囲	1.3.4 暑中コンクリ	<u>(1)</u> 適用範囲
− ト	<u>(1)~(3)</u> (省略)	_ /	<u>(ア)~(ウ)</u> (省略)
	2. 配合		<u>(2)</u> 配合
	<u>(1)~(2)</u> (省略)		<u>(ア)~(イ)</u> (省略)

	新	(R4. 10. 15 適用版)		現行	
	<u>3.</u> 運搬、打込み			(3) 運搬、打込み	
	(1)~(5) (省略)			<u>(ア)~(オ)</u> (省略)	
	<u>4.</u> (省略)			<u>(4)</u> (省略)	
1.3.5 鉄筋	1. 一般事項		1.3.5 鉄筋	(1) 一般事項	
20(7)/3	(1)~(7) (省略)		30(1)03	<u>(ア)~(キ)</u> (省略)	
	2. 加工			(2)加工	
	<u>(1)</u> (省略)			<u>(7)</u> (省略)	
	<u>(2)</u> 鉄筋の曲げ形状 <u>(7)</u> 標準フック	は、次によるものとする。		(1) 鉄筋の曲げ形状は、次によるも(i)標準フック	っのとする。
	$\underline{(i)} \sim (\underline{iv}) \qquad (2)$	省略)		①~④ (省略)	
	<u>(1)</u> (省略)			<u>(ii)</u> (省略)	
		表 1.3.3 フック曲げ内半径		表 1. 3. 3	フック曲げ内半径
	種類	曲げ内半径(r) フック スターラップ、帯鉄筋及びフープ鉄筋		種類	曲げ内半径(r) スターラップ、帯鉄筋及びフープ鉄筋
	普通丸綱 SR235			普通丸綱 SR235	
	SR295 異形棒鋼 <u>SD295</u>	(省略)		SR295 異形棒鋼 <u>SD295A、B</u>	(省略)
	SD345 SD390	(HPH)		SD345 SD390	(11747)
	SD490 (注)φは鉄筋の直径			SD490 (注)φ は鉄筋の直径	
		、帯鉄筋及びフープ鉄筋		(<u>iii)</u> スターラップ、帯鉄筋及び	フープ鉄筋
	<u>(i)∼(v)</u> (i	省略)		<u>①~⑤</u> (省略)	
	<u>(エ)</u> その他の鉄筋			<u>(iv)</u> その他の鉄筋	
	<u>(i)∼(iii)</u> (i	省略)		①~③ (省略)	
	(3) (省略) 3. 組立て			<u>(ウ)</u> (省略) <u>(3)</u> 組立て	
	<u>(1)~(4)</u> (省略)			<u>(ア)~(エ)</u> (省略)	
		いない鋼材(組立用鉄筋など)を配置する場合は、その 定のかぶりを確保し、かつその鋼材と他の鉄筋とのあき			L立用鉄筋など)を配置する場合は、その鋼 催保し、かつその鋼材と他の鉄筋とのあき

	新(R4. 10. 15 適用版)		現行
1.3.6 型枠及び支保	は公仕(建築編) 5章 <u>鉄筋工事</u> の規定によるものとし、監督員の承諾を得る。 (6)~(7) (省略) 4. 継手 (1)~(6) (省略) 5章 4節 ガス圧接 の規定による。 (8) 継手部と隣接する鉄筋とのあき、又は鉄筋部相互のあきは、公仕(建築編) 5章 鉄筋工事 の規定によるものとする。 1. 一般事項	1.3.6 型枠及び支保	は 第 5 章 の規定によるものとし、監督員の承諾を得る。 (力)~(本) (省略) (名略) (名略) (予) (省略) (多数 (金融) (金融) (金融) (金融) (金融) (金融) (金融) (金融)
1.4.1 一般事項 1.4.2 敷地整地工	1. 地質調査 (1)~(2) (省略) 2. ~3. (省略) 1. ~4. (省略)	1. 4. 1 一般事項 1. 4. 2 敷地整地工	(1) 地質調査 (7) ~ (イ) (省略) (2) ~ (3) (省略) (1) ~ (4) (省略)

	新(R4. 10. 15 適用版)		
1.4.3 のり面工	1. 法面整形 (1)~(2) (省略) 2. 法面削取 法面削取にあたり、特記にしたがって正しい形状に削取りを行い、上記1 の規定など仕上げの精度は要しないが、ゆるんだ転石、岩塊などがなく、法 面勾配及び掘削数量の確認が可能な程度に仕上げる。 3. 種子吹付 法面の種子吹付は公仕(建築編) 23章 4節 芝張り、吹付けは種及 び地被類 の規定による。 4. 法面芝付 (1) 切土法面の張芝は公仕(建築編) 23章 4節 芝張り、吹付けは種 及び地被類 の規定による。 (2) 盛土法面の筋芝は公仕(建築編) 23章 4節 芝張り、吹付けは種 及び地被類 の規定による。 (2) 盛土法面の筋芝は公仕(建築編) 23章 4節 芝張り、吹付けは種 及び地被類 の規定による。	1.4.3 のり面工	(1) 法面整形 (ア)~(イ) (省略) (2) 法面削取 法面削取にあたり、特記にしたがって正しい形状に削取りを行い、(1) の規定など仕上げの精度は要しないが、ゆるんだ転石、岩塊などがなく、法面勾配及び掘削数量の確認が可能な程度に仕上げる。 (3) 種子吹付 法面の種子吹付は 23 章 4 節 の規定による。 23 章 4 節 24 節 25 章 4 節
1.4.4 集山工	1. 材料 (1)~(2) (省略) 2. 工法 (1)~(2) (省略)	1.4.4 築山工	(1)材料 (ア)~(イ) (省略) (2)工法 (ア)~(イ) (省略)
1.4.5 植栽基盤工	1. ~6. (省略)	1.4.5 植栽基盤工	<u>(1)~(6)</u> (省略)
	第2章 舗装工事		第2章 舗装工事
	第1節 一般事項		第1節 一般事項
<u>2. 1. 2</u> 準用規定	屋外整備工事に関する規定は、 <u>公仕(建築編)</u> 22章 <u>舗装工事</u> を準用する。読み替えに関する事項は、 <u>1.1.2</u> による。	<u>2. 1. 1−1</u> 準用規定	屋外整備工事に関する規定は、 <u>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」</u> 22 章を準用する。読み替えに関する事項は、 <u>1.1.1-1</u> による。
	第2節 独自規定		第2節 独自規定
2. 2. 1 福島県独自仕様	2.1.2 準用規定の他に、以下の内容は県独自の仕様として追加する。県独自 仕様と各仕様書が重複する場合は県独自仕様書を優先する。	2.2.1 福島県独自仕 様	2.1.1-1 準用規定の他に、以下の内容は県独自の仕様として追加する。県独自仕様と各仕様書が重複する場合は県独自仕様書を優先する。

	新(R4.10.15 適用版)		現 行
	第10節 土系園路工(追加)		第 10 節 土系園路工(追加)
22.10.1	1. 材料	22.10.1	<u>(1)</u> 材料
工术函跖工	<u>(1)~(8)</u> (省略)	工水图四工	<u>(ア)~(ク)</u> (省略)
	2. 工法		(2)工法
	<u>(1)~(6)</u> (省略)		<u>(7)~(ħ)</u> (省略)
	第11節 レンガ舗装工(追加)		第 11 節 レンガ舗装工(追加)
22.11.1 レンガ舗装工	1. (省略)	22. 11. 1 レンガ舗装工	(1) (省略)
	<u>2.</u> 工法		(2) (7) 割付け
	<u>(1)</u> 割付け 割付けについては、 <u>公仕(建築編) 22章 8節</u> 22.8.4 <u>施工</u> によ		
	る。 <u>(2)</u> 目地		る。 <mark>(イ)</mark> 目地
	<u>(ア) ~ (ウ)</u> (省略)		<u>(i)∼(iii)</u> (省略)
	(3) 据付け 据付けについては、 <u>公仕(建築編) 22章 8節</u> 22.8.4 <u>施工</u> によ る。		(ウ) 据付け 据付けについては、 22.8.4 る。
	第12節 タイル舗装工(追加)		第 12 節 タイル舗装工(追加)
22. 12. 1	1材料	22.12.1 タイル舗装工	(1)材料
タイル舗装工	<u>(1)∼(2)</u> (省略)		<u>(ア)~(イ)</u> (省略)
	(3) 張付け用モルタルは、 <u>公仕(建築編) 22章 8節</u> 22.8.4 <u>施工</u> の		(†) 張付け用モルタルは、22.8.4の 規定による。
	規定による。 <u>2.</u> 工法		規定による。 (2) 工法
	(1) 割付け 割付けについてけ、公共(建筑紀) 2.2音 2.2 4 拡工 によ		(7) 割付け 割付けについては、
	割付けについては、 <u>公仕(建築編) 22章 8節</u> 22.8.4 <u>施工</u> による。		る。
	(<u>2)</u> 目地		<u>(1)</u> 目地
	<u>(ア) ~ (ウ)</u> (省略)		(i)~(iii) (省略)
	(3) 据付け (7) 据付けについては、 <u>公仕(建築編) 22章 8節</u> 22.8.4 <u>施工</u> に		(ウ) 据付け (i) 据付けについては、 22.8.4
	よる。		よる。
	<u>(イ)</u> (省略)	60	(<u>ii)</u> (省略)

	新(R4.10.15 適用版)		現 行
	第13節 石材系舗装工(追加)		第 13 節 石材系舗装工(追加)
22.13.1 石材系園路工	1. 材料	22.13.1 石材系園路工	<u>(1)</u> 材料
	<u>(1)~(5)</u> (省略)		<u>(ア)~(オ)</u> (省略)
	2. 工法		<u>(2)</u> 工法
	<u>(1)~(2)</u> (省略)		<u>(ア)~(イ)</u> (省略)
	(3) 型枠、伸縮目地などは、 <u>公仕(建築編) 22章 5節</u> 22.5.4 <u>施工</u> による。		<u>(ウ)</u> 型枠、伸縮目地などは、に よる。
	第3章 雨水·汚水排水設備工事 		第3章 雨水·汚水排水設備工事
	第1節 一般事項		第1節 一般事項
3.1.1 適用範囲	この章の工法等は、共通仕様書(土木工事編)及び <u>公仕(建築編)</u> 21章 <u>排水工事</u> を準用する。	3.1.1 適用範囲	この章の工法等は、共通仕様書(土木工事編)及び <u>国土交通省大臣官房</u> <u>官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」</u> 21 章を 準用する。
	第4章 植 栽 工 事		第4章 植栽工事
	第1節 一般事項		第1節 一般事項
4. 1. 2 準用規定	屋外整備工事に関する規定は、 <u>公仕(建築編)</u> 23章 <u>植栽及び屋上緑化工事</u> を準用する。読み替えに関する事項は、 <u>1.1.2 準用規定</u> による。	4.1.2 準用規定	屋外整備工事に関する規定は、 <u>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」</u> 23 章を準用する。 読み替えに関する事項は、 <u>1.1.1-1</u> による。

	新(R4. 10. 15 適用版)		現行
	第5章 工作物工事		第5章 工作物工事
	第1節 一般事項		第1節 一般事項
5.1.1 一般事項	1. 適用範囲 鉄筋、左官、塗装、給水、排水、溶接、電気設備、機械設備工事などで本 章に記載のないものは、 <u>第2編</u> 建築 <u>工事</u> 、 <u>第4編</u> 電気 <u>設備工事</u> 又は <u>第5</u> 編 機械 <u>設備工事</u> の規定による。	5.1.1 一般事項	(1) 適用範囲 鉄筋、左官、塗装、給水、排水、溶接、電気設備、機械設備工事などで本 章に記載のないものは、建築 <mark>編</mark> 、電気 <mark>編</mark> 又は機械 編の規定による。
	2. ~3. (省略)		<u>(2)~(3)</u> (省略)
	4. コンクリート コンクリートについては、1.3.1 適用範囲~1.3.4 暑中コンクリート の規定による。 5. 型枠 型枠については、1.3.6 型枠及び支保 の規定による。 6. 鉄筋 鉄筋については、1.3.5 鉄筋 の規定による。 7. 木材の防腐処理		(4) コンクリート コンクリートについては、1.3.1 ~4 (コンクリート) の規定による。 よる。 (5)型枠 型枠については、1.3.6 (型枠) の規定による。 (6) 鉄筋 鉄筋については、1.3.5 (鉄筋) の規定による。 (7) 木材の防腐処理
	<u>(1)</u> (省略)		<u>(ア)</u> (省略)
	(2) 材料 木材防腐処理は、特記なき限り次による。また、表面処理用防腐剤は、環境に配慮した防腐剤とし、種類及び品質は特記による。なお、特記のない場合は、次の(7)~(エ)に基づき使用する防腐剤を決定し、監督員の承諾を受ける。		(1) 材料 木材防腐処理は、特記なき限り次による。また、表面処理用防腐剤は、環境に配慮した防腐剤とし、種類及び品質は特記による。なお、特記のない場合は、次の(i)~(iv)に基づき使用する防腐剤を決定し、監督員の承諾を受ける。
	<u>(ア)~(エ)</u> (省略)		(<u>i)~(iv)</u> (省略)
	8. 構造物土工 構造物土工については、1.2.1 構造物土工 の規定による。		(8) 構造物土工 構造物土工については、1.2.1 (構造物土工) の規定による。
5.1.2 遊具組立設置 工	1. 材料 (1) 金属製遊戯器具など 遊戯施設整備工に使用する金属材料は、次の規格に適合したもの又は、 これと同等以上の品質を有するものとする。	5.1.2 遊具組立設置 工	(1) 材料 (7) 金属製遊戯器具など 遊戯施設整備工に使用する金属材料は、次の規格に適合したもの又は、 これと同等以上の品質を有するものとする。
	<u>(ア)~(カ)</u> (省略)		<u>(i)∼(vi)</u> (省略)
	<u>(2)</u> (省略)		<u>(1)</u> (省略)
	(3) 木製遊戯器具など (7) 木材の規格及び樹種等は特記による。なお、取合い、おさまりの詳細 について、監督員の指示するものは、施工図を作成のうえ提出する。防 腐処理は特記なき限り、5.1.1の <u>7</u> (木材の防腐処理)による。		(ウ)木製遊戯器具など (i)木材の規格及び樹種等は特記による。なお、取合い、おさまりの詳細 について、監督員の指示するものは、施工図を作成のうえ提出する。 防腐処理は特記なき限り、5.1.1の(7)(木材の防腐処理)による。

	新(R4. 10. 15 適用版)		現行
	<u>(1)</u> (省略)		(ii) (省略)
	(4) 木材その他の工作物 (7) 木材 木材の規格及び樹種などは特記による。防腐処理は特記なき限り、 5.1.1の7(木材の防腐処理)の規定による。 (4) レンガ及びタイル (i)レンガは22.11.1の1(材料)の規定による。 (ii)タイルは22.12.1の1(材料)の規定によるほか、公仕(建築編) 11章 タイル工事の規定による。 なお、徒渉池等に使用するモザイクタイルは、磁器質無ゆうのものを使用する。 (ウ) 自然石		(エ) 木材その他の工作物(i) 木材木材の規格及び樹種などは特記による。防腐処理は特記なき限り、5.1.1の(7)(木材の防腐処理)の規定による。(ii) レンガ及びタイル①レンガは22.11.1(材料)の規定による。②タイルは22.12.1(材料)の規定によるほか、建築編11章の規定による。なお、徒渉池等に使用するモザイクタイルは、磁器質無ゆうのものを使用する。(iii) 自然石
	(i)~(ii) (省略)		①~② (省略) (iv)砂
			(2) 工法 (7) 金属製遊戯器具など
	<u>(ア)~(カ)</u> (省略)		<u>(i)∼(vi)</u> (省略)
	(2) コンクリート工作物		<u>(1)</u> コンクリート工作物
	<u>(ア)~(オ)</u> (省略)		<u>(i)∼(v)</u> (省略)
	(3) 木材その他の工作物 木工事については <u>公仕(建築編)</u> 12章 <u>木工事</u> の規定による。		(<u>ウ</u>)木材その他の工作物 木工事については <u>建築編</u> 12章の規定による。
	第2節 修景施設整備工事		第2節 修景施設整備工事
5.2.1 一般事項	 1. 一般事項については、特記によるもののほか、5.1.1 一般事項 の規定による。 2. 材料については、5.1.2の1 (材料)の規定による。 3. 工法については、5.1.2の2 (工法)の規定による。 4. 土工については、1.2.1 構造物土工 の規程による。 	5.2.1 一般事項	(1) 一般事項については、特記によるもののほか、5.1.1 (一般事項) の規定による。 (2) 材料については、5.1.2の(1)(材料)の規定による。 (3) 工法については、5.1.2の(2)(工法)の規定による。 (4) 土工については、1.2.1 (構造物土工) の規程による。
5. 2. 2 石組工	1. 材料 (1)~(2) (省略)	5.2.2 石組工	(1) 材料 (7) ~ (1) (省略)
	(3) 現場搬入後 <u></u> 施工 <u>前に、数量、品質及び重量証明を監督員に提出する。</u>		(ウ)現場搬入後_施工 <u>する</u> 前に、数量、品質及び重量証明を監督員に提出する。
	(<u>4</u>) (省略)		<u>(工)</u> (省略)

	新(R4.10.15 適用版)		現行
5.2.3 四つ目垣工	2. 工法 (1)~(3) (省略) 1. 材料 (1)~(3) (省略)	5.2.3 四つ目垣工	(2) 工法 (ア)~(ウ) (省略) (1) 材料 (ア)~(ウ) (省略)
5. 3. 1	2. 工法 (1)~(2) (省略) 第3節 管理施設整備工事 一般事項については、特記によるもののほか、5.1.1 一般事項	5. 3. 1	(2) 工法 (ア)~(1) (省略) 第3節 管理施設整備工事 一般事項については、特記によるもののほか、5.1.1 の規定によ
一般事項 5.3.2 柵工	る。 1. 材料 (1) (省略) (2) ネットフェンス 	一般事項 5.3.2 柵工	る。 (1) 材料 (<u>ア</u>) (省略) (<u>(1)</u> ネットフェンス
	(ア)~(ウ) (省略) 2. 工法 (1) パイプ柵など (ア)~(エ) (省略)		(i)~(iii) (省略) (2)工法 (7)パイプ柵など (i)~(iv) (省略)
5.4.1 一般事項	第4節 グラウンド・コート整備工事1. ~5.(省略)		第4節 グラウンド・コート整備工事(1)~(5) (省略)
5.4.2 グラウンド・コート用 舗装工	1. 材料 (1)~(4) (省略) 2. 工法	5. 4. 2 グラウンド・コート用 舗装工	(1) 材料 (ア)~(エ) (省略) (2) 工法
	(1) (省略)(2) クレイ舗装(ア)~(オ) (省略)		(7) (省略)(1) クレイ舗装(i) ~ (v) (省略)

新(R4. 10. 15 適用版)		現行	
(3) コート仕上げ		光 11 <u>(ウ)</u> コート仕上げ	
	<u>(ア)~(ウ)</u> (省略)		(i)~(iii) (省略)
	<u>(4)</u> グラウンド仕上げ		(エ) グラウンド仕上げ
	<u>(ア)~(オ)</u> (省略)		<u>(i)~(v)</u> (省略)
	第5節 ウォール・擁壁工事		第5節 ウォール・擁壁工事
5.5.1 一般事項	1. 調査	5.5.1 一般事項	<u>(1)</u> 調査
	<u>(1)~(2)</u> (省略)		<u>(ア)~(イ)</u> (省略)
	2. 材料一般		(2) 材料一般
	<u>(1)~(5)</u> (省略)		<u>(ア)~(オ)</u> (省略)
	3. 工法一般		(3) 工法一般
	<u>(1)~(7)</u> (省略)		<u>(ア)~(キ)</u> (省略)
	4. 構造物土工 構造物土工は、1.2.1 構造物土工 による。		(4)構造物土工 構造物土工は、1.2.1による。
5.5.2 プレキャスト 擁壁工	1. ~6. (省略)	5. 5. 2 プレキャスト 擁壁エ	<u>(1) ~ (6)</u> (省略)
5. 5. 3	1. (省略)	5. 5. 3	(<u>1</u>) (省略)
ブロック積 (張)擁壁エ	2. 工法一般	ブロック積 (張) 擁壁エ	(2) 工法一般
	<u>(1)~(6)</u> (省略)		<u>(ア)~(カ)</u> (省略)
	3. コンクリートブロック積み		(3) コンクリートブロック積み
	<u>(1)~(6)</u> (省略)		<u>(ア)~(カ)</u> (省略)
	4. コンクリートブロック張り		(<u>4)</u> コンクリートブロック張り
	<u>(1)~(5)</u> (省略)		<u>(ア)~(t)</u> (省略)
5.5.4 石積(張)擁壁	1. 工法一般	5.5.4 石積(張)擁壁	(1)工法一般
I	(1)~(8) (省略)	工	<u>(ア)~(ク)</u> (省略)

新(R4.10.15 適用版)		現行	
	2. 石積み (1) 割石積み		(2) 石積み <u>(7)</u> 割石積み
	<u>(ア)</u> (省略)		<u>(i)</u> (省略)
	(1) 合端は10~50mm、目地幅は10mm以下とし、 <u>玄能払い</u> を行い、なじみよくする。		(ii)合端は10~50mm、目地幅は10mm以下とし、 <u>玄能ばらい</u> を行い、なじみよくする。
	<u>(ウ)</u> (省略)		<u>(iii)</u> (省略)
	<u>(2)</u> 切り石積		<u>(1)</u> 切り石積
	<u>(ア)~(ウ)</u> (省略)		<u>(i)~(iii)</u> (省略)
	3. 石張り		(3) 石張り
	<u>(1)~(4)</u> (省略)		<u>(ア)~(エ)</u> (省略)
5. 5. 5 レンガウォー	1. 材料 普通レンガは、特記なき限り 22.11.1 レンガ舗装工 の規定による。	レンガウォー	(1) 材料 普通レンガは、特記なき限り 22.11.1の規定による。
ル	2. (省略)	ル	(2) (省略)
5. 5. 6 タイルウォー ル	1. 材料 (1) タイルは、公仕(建築編) 11章 2節 11.2.2 材料 の規定による。 (2) 張付けモルタルは、公仕(建築編) 11章 2節 11.2.3 張付け用 材料等 の規定による。 2. 工法 (1) モザイクタイル張り、マスク張り、密着張り、改良圧着張り及び圧着張り工法におけるコンクリート下地面の処理は、公仕(建築編) 11章 2 節 11.2.5 張 11.2.6 施工 による。 (2) タイル張付け用モルタルは、公仕(建築編) 11章 2節 11.2.5 張 付けモルタル等の調合 による。 (3) タイルの種別による、タイル張り工法及び張付け材料の塗り厚は、公仕(建築編) 11章 タイル工事 表 11.2.3 による。 (4) 各タイル張り工法の施工は、公仕(建築編) 11章 2節 11.2.6 施工 による。	5.5.6 タイルウォー ル	(1) 材料 (7) タイルは、建築編 11.2.2 の規定による。 (4) 張付けモルタルは、建築編 11.2.3 規定による。 (2) 工法 (7) モザイクタイル張り、マスク張り、密着張り、改良圧着張り及び圧着張り工法におけるコンクリート下地面の処理は、建築編 11.2.7 (施工) による。 (4) タイル張付け用モルタルは、建築編 11.2.5 による。 (ウ) タイルの種別による、タイル張り工法及び張付け材料の塗り厚は、建築編表 11.2.3 による。 (エ) 各タイル張り工法の施工は、建築編 11.2.7 による。
5. 5. 7 コンクリート ブロックウォ ール	1. ~2. (省略)	5. 5. 7 コンクリート ブロックウォ ール	<u>(1)~(2)</u> (省略)

新(R4.10.15 適用版)		現行		
5. 5. 8	1. 一般事項	5. 5. 8	(1) 一般事項	
現場打擁壁工	To To To To To To To To	現場打擁壁工	この項に記載なき事項は、 <u>1 章 3 節 (</u> コンクリート工事 <u>)</u> の規定による。	
5. 5. 9 玉石横工	1. ~2. (省略)	5. 5. 9 玉石横工	<u>(1)~(2)</u> (省略)	
5.5.10 割石・雑割石 積工	1. 材料 (1)~(2) (省略)	5.5.10 割石·雑割石 積工	(1) 材料 (7)~(4) (省略)	
5.5.11 間知石及びコンクリート間知ブロック積	1. (省略) 2. 材料 (1)~(3) (省略)	5.5.11 間知石及びコンクリート間知ブロック積	(1) (省略) (2)材料 (7)~(ウ) (省略)	
H	(4) 地業の材料は <u>公仕(建築編) 4章 6節</u> 4.6.2 材料 により適用は特記による。 (5) コンクリートは、1.3.1 <u>適用範囲</u> ∼1.3.4 暑中コンクリート による。	<i>H</i>	(エ) 地業の材料は建築編 4.6.2 により適用は特記による。 (オ) コンクリートは、1.3.1 ~4	
	<u>(6)~(7)</u> (省略)		<u>(ħ)~(キ)</u> (省略)	
	3. 工法 (1) 土工事は、1.2.1 構造物土工 による。 (2) 地業は、材料に応じて、公仕(建築編) 4章 6節 4.6.2 材料 による。 (3) 間知石積みは、練積みとし、次による。		(3) 工法 <td <="" color="2" rowspan="2" th=""></td>	
	<u>(ア)~(ウ)</u> (省略)		<u>(i)~(iii)</u> (省略)	
	(エ) 石積みは、根石から積み始め、合端は玄能払いを行い、控えが法面に 直角になるようにして、なるべく石面が一様になるように据え付け、裏 込めコンクリートを打ち込みながら積み上げる。また、石面には、モル タルが付着しないようにする。		(iv) 石積みは、根石から積み始め、合端は <u>げんのう払い</u> を行い、控えが法面に直角になるようにして、なるべく石面が一様になるように据え付け、裏込めコンクリートを打ち込みながら積み上げる。また、石面には、モルタルが付着しないようにする。	
	<u>(オ)~(サ)</u> (省略)		<u>(v)~(xi)</u> (省略)	
	(4) コンクリート間知ブロック積みは、次による。(7) 合端合せは鉄棒等を用い、玄能は用いない。		(エ) コンクリート間知ブロック積みは、次による。(i) 合端合せは鉄棒等を用い、<u>げんのう</u>は用いない。	
	<u>(1)</u> (省略)		<u>(ii)</u> (省略)	
	(ウ) (ア)及び(イ)以外は、(3)による。 (5) 寒冷期の施工及び養生は、公仕(建築編) 22章 5節 22.5.4 施工_及び22.5.5 養生_による。		(iii)(i)及び(ii)以外は、(ウ)による。 (大)寒冷期の施工及び養生は、	

新(R4. 10. 15 適用版)		現行	
	4. 養生		(4) 養生
	<u>(1)~(2)</u> (省略)		<u>(ア)~(イ)</u> (省略)
	第6節 道路園路広場整備工事		第6節 道路園路広場整備工事
5.6.1	1. ~5. (省略)	5.6.1	<u>(1)~(5)</u> (省略)
加工于公	<u>6.</u> 土工については、1.2.2 <u>道路土工</u> の規定による。	以子公	(6) 土工については、1.2.2 (道路土工) の規定による。
5.6.2 舗装準備工	<u>1.~2.</u> (省略)	5. 6. 2 舗装準備工	<u>(1)~(2)</u> (省略)
5.6.3 地盤改良工	1. 路床安定処理工 (1) 一般事項	5.6.3 地盤改良工	(1) 路床安定処理工 (7) 一般事項
	<u>(ア)~(オ)</u> (省略)		<u>(i)∼(v)</u> (省略)
	(2) 施工		<u>(小</u> 施工
	<u>(ア)~(ク)</u> (省略)		<u>(i)∼(viii)</u> (省略)
	<u>2.</u> 置換工		(2) 置換工
	<u>(1)~(4)</u> (省略)		<u>(ア)~(エ)</u> (省略)
	1		

	I		
「(R4. 10. 15 適用版)		現行	
第4編 電気設備工事		第4編 電気設備工事	
章 一般共通事項		第1章 一般共通事項	
関する規定は、この編に定めるもののほか、次の各仕様書を準規定と準用する各仕様書の規定が重複する場合には、この編の新営工事に係る電気設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕築工事標準仕様書(電気設備工事編) <u>令和4年版</u> 」による。(以編)」という。) 進仕様書 第1編 一般共通事項 第1章 一般事項を除いて 改修及び修繕(以下「改修」という。)に係る電気設備工事は、官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備年版」による。 準仕様書 第1編 一般共通事項 第1章 一般事項を除いて のである。 単仕様書 第1編 一般共通事項 第1章 一般事項を除いて を 後生 及び 第8節 撤去 についる。 上記1(1)、(2)の仕様書に記載されている「監督職員」は「監	1. 1. 2 準用規定	第1節 一般事項 1. 電気設備工事に関する規定は、この編に定めるもののほか、次の各仕様書を準用して適用する。 なお、この編の規定と準用する各仕様書の規定が重複する場合には、この編の規定を優先する。 (1) 建築・設備の新営工事に係る電気設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部_「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 平成31年版」による。(以下、公仕(電気編)」という。) (2) 建築・設備の改修及び修繕(以下「改修」という。)に係る電気設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部_「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事は、工事編)平成31年版」による。 ただし、同第3節1.3.6 火気の取扱い、第4節1.4.3 再使用機材、第5節施工調査、第7節養生、第8節撤去及び第9節発生材の処理等については、準用する。 2. 準用にあたり、上記1(1)、(2)の仕様書に記載されている「監督職員」は「監督員」と、「監督員の検査」は「監督員の確認」と読み替える。	
第4節 工事検査	1.4.1 完成図等 1.4.2 保全に関する資料 1.4.3 取扱説明書	第4節 完成図書等 (省略) 住宅については、本書 1.4.1 完成図等によるほか、取扱説明書を次のとおりとする。なお、取扱説明書は、監督員の確認を受けたものとする。 (1) 発電設備、充電器、制御盤(操作盤)、蓄電池、増幅器、自動火災報知設備、非常警報設備、防火戸自動閉鎖設備、住宅用分電盤、防犯カメラ設備、その他設計図書に示された設備等の取扱説明書。 (2) 表 1.4.1 に定める住戸内機材は、取扱説明書を住戸内に備え、用途表示をする。	
1	第 1 節 一般 共通 事項 第 1 節 一般 事項 関する規定は、この編に定めるもののほか、次の各仕様書を準 の規定と準用する各仕様書の規定が重複する場合には、この編の の新営工事に係る電気設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕等工事標準仕様書(電気設備工事編)合和4年版」による。(以に編)」という。) 「選生様書 第 1 編 一般 共通 事項 第 1 章 一般 事項を除いて の改修及び修繕(以下「改修」という。)に係る電気設備工事は、管房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備年版」による。 「選生様書 第 1 編 一般 共通 事項 第 1 章 一般 事項を除いて 節 養生 及び 第 8 節 撤去 につい。 上記 1 (1)、(2)の仕様書に記載されている「監督職員」は「監職員の検査」は「監督員の確認」と読み替える。	編 電気設備工事 1章 一般共通事項 第1節 一般事項 関する規定は、この縄に定めるもののほか、次の各仕様書を準 規定と準用する各仕様書の規定が重複する場合には、この編の 新営工事に係る電気設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕 築工事標準仕様書(電気設備工事編)合和4年版」による。(以(縄)」という。) 準仕様書 第1編 一般共通事項 第1章 一般事項を除いて 一改修及び修繕(以下「改修」という。)に係る電気設備工事は、信房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備年版」による。 準仕様書 第1編 一般共通事項 第1章 一般事項を除いて 節 養生及び第8節 撤去 につい。 上記1(1)、(2)の仕様書に記載されている「監督職員」は「監議員の検査」は「監督員の確認」と読み替える。 第4節 工事検査 1.4.1 完成図等 1.4.2 保全に関する資料 1.4.3	

新(R4. 10. 15 適用版)		現 行			
	第5節 完成図等				
<u>1.5.1</u> 完成図等	(省略)	1.5.1 準備すべき検査 用具	(省略)		
<u>1.5.2</u> 保全に関する資 料	(省略)	· 加共			
<u>1.5.3</u> 取扱説明書	住宅については、本書 1.5.1 完成図等によるほか、取扱説明書を次のとおりとする。なお、取扱説明書は、監督員の確認を受けたものとする。 (1) 発電設備、充電器、制御盤(操作盤)、蓄電池、増幅器、自動火災報知設備、非常警報設備、防火戸自動閉鎖設備、住宅用分電盤、防犯カメラ設備、その他設計図書に示された設備等の取扱説明書。 (2) 表 1.5.1 に定める住戸内機材は、取扱説明書を住戸内に備え、用途表示をする。 表 1.5.1 取扱説明書及び用途表示をする機材(省略)				
	第2章 共通工事		第2章 共通工事		
	第1節 共通工事		第1節 共通工事		
2.1.2 塗装工事	1. 塗装工事は、公仕(電気編)によるほか、公共住宅建設工事共通仕様書(電気編)(以下「公住仕(電気編)」という。)による。 2. 塗装及びめっきは、公仕(電気編)に基づくほか、公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)(以下「公住仕(建築編)」という。)14章2節「表面処理」、同編18章2節「素地ごしらえ」、同章4節「合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)」及び同章9節「合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)」を準用する。 3. 屋外に使用する鉄製材料(公住仕(電気編)表2.7.1に記載のもの及び盤類を除く。)には、めっきを施す。なお、原則としてめっきは、JISH8641「溶融亜鉛めっき」による亜鉛めっきとし、種別は、図示による。	2.1.2 塗装工事	1. 塗装工事は、公仕(電気編)によるほか、公共住宅建設工事共通仕様書(電気編)(以下、公住仕(電気編)_という。)による。 2. 塗装及びめっきは、公仕(電気編)に基づくほか、公共住宅建設工事共通仕様書(建築編)(以下、公住仕(建築編)_という。)14章2節「表面処理」、同編18章2節「素地ごしらえ」、同章4節「合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)」及び同章9節「合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)」を準用する。 3. 屋外に使用する鉄製材料(公住仕(電気編)表2.7.1に記載のもの及び盤類を除く。)には、めっきを施す。なお、原則としてめっきは、JISH8641「溶融亜鉛めっき」による亜鉛めっきとし、種別は、特記による。		
	第3章 電力設備工事	第3章 電力設備工事			
	第1節機材		第1節機材		
<u>3.1.1</u> 一般事項	電力設備工事は、公仕(電気編)第2編 によるほか、次による。	<u> </u>			
3. 1. <u>2</u> 電線類	電線類の内、公共住宅に使用するEM分岐付きケーブル (EM-MB) は、JCS 4427による。また、ビニルキャブタイヤケーブル (VCT) JIS C 3312による。	<u>3. 1. 1</u> 電線類	電線類の内、公共住宅に使用するEM分岐付きケーブル (EM-MB) は、JCS 4427による。また、ビニルキャブタイヤケーブル (VCT) JIS C 3312による。		
<u>3. 1. 3</u> プルボックス	鋼板製の埋込ボックスの見え掛りになる蓋は、 <mark>図示</mark> がない場合、合成樹脂調合ペイント仕上げとする。	<u>3. 1. 2</u> プルボックス	鋼板製の埋込ボックスの見え掛りになる蓋は、特記がない場合、合成樹脂調合ペイント仕上げとする。		

新(R4. 10. 15 適用版)		現行		
<u>3. 1. 4</u> ケーブルラック	(省略)	<u>3.1.3</u> ケーブルラック	(省略)	
<u>3. 1. 5</u> 配線器具	(省略)	3.1.4 配線器具	(省略)	
3. 1. <u>6</u> 家庭用照明器具	(省略)	3. 1. <u>5</u> 家庭用照明器具	(省略)	
3.1.7 住宅用分電盤	 1. ~3. (省略) 4. 電力量計、電話端子箱(盤)、照明器具、テレビ共同受信機器等を取付ける取付け板は、次による。 (1)屋内の施工に使用する取付け板は、ホルムアルデヒド等の放散量の極力少ないものを選定し、JIS等の材料規格において放散量の規定がある場合は、図示がなければ、F☆☆☆☆とする。 (2)~(3) (省略) 5. 住宅用分電盤は、次によるほか、JIS C 8328「住宅用分電盤」による。 (1) (省略) (2)過電流警報装置の品質及び性能は、図示による。 (3)~(9) (省略) 6. (省略) 	3.1.6 住宅用分電盤	 (省略) 電力量計、電話端子箱(盤)、照明器具、テレビ共同受信機器等を取付ける取付け板は、次による。 屋内の施工に使用する取付け板は、ホルムアルデヒド等の放散量の極力少ないものを選定し、JIS 等の材料規格において放散量の規定がある場合は、特配がなければ、F☆☆☆☆とする。 (2)~(3) (省略) 住宅用分電盤は、次によるほか、JIS C 8328「住宅用分電盤」による。 (1) (省略) 過電流警報装置の品質及び性能は、特記による。 (3)~(9) (省略) (省略) 	
<u>3. 1. 8</u> 機材の試験	(省略)	<u>3.1.7</u> 機材の試験	(省略)	
	第2節 施 工		第2節 施 工	
<u>3. 2. 1</u> 一般事項	電力設備工事は、公仕(電気編)第2編 によるほか、次による。			
<u>3. 2. 2</u> 電線の接続	(省略)	3. 2. 1 電線の接続	(省略)	
3. 2. 3 位置ボックス及 びジョイントボ ックス	(省略)	3. 2. 2 位置ボックス及 びジョイントボ ックス	(省略)	

新(R4.10.15 適用版)		現 行		
3. 2. 4 プルボックス	(省略)	3. 2. 3 プルボックス	(省略)	
3.2.5 隠ぺい配管の敷 設	(省略)	3. 2. <mark>4</mark> 隠ぺい配管の敷 設	(省略)	
3.2.6 垂直ケーブル配 線	(省略)	3.2.5 垂直ケーブル配 線	(省略)	
<u>3.2.7</u> 造営材沿い配線	(省略)	<u>3.2.6</u> 造営材沿い配線	(省略)	
<u>3. 2. 8</u> 管路等の敷設	(省略)	<u>3. 2. 7</u> 管路等の敷設	(省略)	
3.2.9 機器の取付け及 び接続	(省略)	3.2.8 機器の取付け及 び接続	(省略)	
<u>3. 2. 10</u> 屋外灯	(省略)	<u>3. 2. 9</u> 屋外灯	(省略)	
<u>3. 2. 11</u> 施工の立会い	(省略)	<u>3.2.10</u> 施工の立会い	(省略)	
	4章 受変電設備工事		第4章 受変電設備工事	
	第1節機材		第1節機材	
<u>4.1.1</u> 一般事項	受変電設備工事は、公仕(電気編)第3編 によるほか、次による。	<u> </u>		
<u>4.1.2</u> キュービクル式 配電盤	(省略)	<u>4. 1. 1</u> キュービクル式 配電盤	(省略)	
<u> </u>		0		

	新(R4.10.15 適用版)	現行	
	第2節 施 工	第2節 施 工	
4. 2. 1	受変電設備工事は、公仕(電気編)第3編 によるほか、次による。		
<u>一般事項</u> 4. 2. 2 ** T. Q = 4 F P	(省略)	4. 2. 1 tr. T. O. F. F. P.	
施工の試験		施工の試験 	
	第5章 電力貯蔵設備工事	第5章 電力貯蔵設備工事	
	第1節 機材 <u>及び施工</u>	第1節 機材 	
5. 1. 1 <u>一般事項</u>	電力貯蔵設備 <u>工事</u> は、公仕(電気編)第4編 による。	5.1.1 電力貯蔵設備 <u></u> は、公仕(電気編)第4編 <u>電力貯蔵設備工事</u> による。 機材	
		5.2.1 電力貯蔵設備は、公仕(電気編)第4編 電力貯蔵設備工事 第2章 施工による。 施工	
	第6章 発電設備工事	第6章 発電設備工事	
	第1節 機 材	 	
6. 1. 1 一般事項	発電設備工事は、公仕(電気編)第5編 による。	6.1.1 発電設備は、公仕(電気編)第5編 による。 機材	
	第2節 施 工	第2節 施 工	
6. 2. 1 <u>一般事項</u>	発電設備 <u>工事</u> は、公仕(電気編)第5編 による <u>ほか、次による。</u>	6.2.1 発電設備は、公仕(電気編)第5編 発電設備工事 第2章 施工による。 施工	
	第7章 通信・情報設備工事	第7章 通信・情報設備工事	
	第1節 機 材	第 1 節 機 材	
<u>7.1.1</u> 一般事項	通信・情報設備工事は、公仕(電気編)第6編 によるほか、次による。		

	新(R4.10.15 適用版)		現行	
<u>7.1.2</u> 電線類	(省略)	<u>7.1.1</u> 電線類	(省略)	
<u>7.1.3</u> 電話用コンセン ト	電話用コンセントは、 <mark>図示</mark> がなければ、6極2心用モジュラジャックを用いた 自動落下式ふた付きコンセントとし、電線接続方式は、差込み式とする。	<mark>7. 1. 2</mark> 電話用 コンセント	電話用コンセントは、 <mark>特記</mark> がなければ、6極2心用モジュラジャックを用いた 自動落下式ふた付きコンセントとし、電線接続方式は、差込み式とする。	
<u>7.1.4</u> LAN 用コンセント	(省略)	7.1.3 LAN用コンセ ント	(省略)	
<u>7.1.5</u> 機器収納ラック	(省略)	<mark>7.1.4</mark> 機器収納ラック	(省略)	
<u>7.1.6</u> インターホン	(省略)	<u>7.1.5</u> インターホン	(省略)	
<u>7. 1. 7</u> 住宅情報盤装置	1. 住宅情報盤の形式、性能等は、公共住宅建設工事共通仕様書の「機材の品質・性能基準」及び <mark>図示</mark> による。	7. 1. <u>6</u> 住宅情報盤装置	1. 住宅情報盤の形式、性能等は、公共住宅建設工事共通仕様書の「機材の品質・性能基準」及び <mark>特記</mark> による。	
<u>7.1.8</u> インターホンオ ートロック装置	3. 機器は、次によるほか、 <u>本書 7.1.6</u> による。 5. 表示は、公仕(電気編)第 6 編 <u>1.10.9</u> 「表示」による。	7.1.7 インターホンオ ートロック装置	3. 機器は、次によるほか、 <u>本書 7.1.5</u> による。 5. 表示は、公仕(電気編)第 6 編 <u>1.10.10</u> 「表示」による。	
<mark>7. 1. 9</mark> 電気制御式宅配 ボックス装置	2. 電気制御式宅配ボックス装置の品質及び性能は、図示による。	7.1.8 電気制御式宅配 ボックス装置	2. 電気制御式宅配ボックス装置の品質及び性能は、 <mark>特記</mark> による。	
<u>7. 1. 10</u> 監視カメラ装置	(省略)	<u>7. 1. 9</u> 監視カメラ装置	(省略)	
<u>7. 1. 11</u> 自動火災報知設 備	(省略)	7. 1. 10 自動火災報知設 備	(省略)	
<mark>7. 1. 12</mark> 共同住宅用 受信機	(省略)	7. 1. 11 共同住宅用 受信機	(省略)	
<u>7. 1. 13</u> 住棟受信機	(省略)	7.1.12 住棟受信機	(省略)	
7. 1. 14 補助音響装置 (共同住宅用)	(省略)	7. 1. 13 補助音響装置 (共同住宅用)	(省略)	

	新(R4. 10. 15 適用版)		現行
7. 1. 15 戸外表示器 (共同住宅用)	(省略)	<mark>7. 1. 14</mark> 戸外表示器 (共同住宅用)	(省略)
<u>7. 1. 16</u> 住戸用受信機	(省略)	<u>7.1.15</u> 住戸用受信機	(省略)
7. 1. 17 補助音響装置 (住戸用)	(省略)	7.1.16 補助音響装置 (住戸用)	(省略)
7. 1. 18 戸外表示器 (住戸用)	(省略)	<mark>7. 1. 17</mark> 戸外表示器 (住戸用)	(省略)
7. 1. 19 自動火災報知設 備表示	(省略)	7. 1. 18 自動火災報知設 備表示	(省略)
	第2節 施 工		第2節 施 工
<u>7. 2. 1</u> 一般事項	通信・情報設備工事は、公仕(電気編)第6編 によるほか、次による。		
7. 2. 2 位置ボックス及 びジョイントボ ックス	(省略)	7.2.1 位置ボックス及 びジョイントボ ックス	(省略)
<u>7. 2. 3</u> 管路等の敷設	(省略)	<u>7. 2. 2</u> 管路等の敷設	(省略)
<u>7. 2. 4</u> 構内交換設備 配線等	(省略)	<u>7. 2. 3</u> 構内交換設備 配線等	(省略)
<u>7. 2. 5</u> 拡声設備受信調 査	(省略)	<mark>7. 2. 4</mark> 拡声設備受信調 査	(省略)
<mark>7. 2. 6</mark> 誘導支援設備 機器の取付け	1. 住宅情報盤装置の取付けは、次による。 (1) 自動火災報知装置の施工は、共仕(電気編) 第6編 通信・情報設備工事 第2章 施工 第24節「自動火災報知設備」による。 (2) ガス漏れ火災警報装置の施工は、共仕(電気編) 第6編 通信・情報設備工事	<u>7. 2. 5</u> 誘導支援設備 機器の取付け	1. 住宅情報盤装置の取付けは、次による。 (1) 自動火災報知装置の施工は、共仕(電気編)

	新(R4.10.15 適用版)		現行
	第2章 施工 第27節「ガス漏れ火災警報設備」による。		第 27 節「ガス漏れ火災警報設備」による。
<u>7.2.7</u> テレビ共同受信 設備 受信調査	(省略)	7.2.6 テレビ共同受信 設備 受信調査	(省略)
<u>7. 2. 8</u> 監視カメラ装置 機器の取付け	(省略)	<u>7.2.7</u> 監視カメラ装置 機器の取付け	(省略)
<mark>7. 2. 9</mark> 自動火災報知設 備機器の取付け	(省略)	7.2.8 自動火災報知設 備機器の取付け	(省略)
<u>7. 2. 10</u> 施工の立会い	(省略)	<u>7.2.9</u> 施工の立会い	(省略)
<mark>7. 2. 11</mark> 施工の試験	(省略)	<u>7. 2. 10</u> 施工の試験	(省略)
	第8章 中央監視制御設備工事		第8章 中央監視制御設備工事
	第 1 節 <u>機材及び施工</u>		第 1 節 <u>一般事項</u>
8.1.1 一般事項	中央監視制御設備 <u>工事</u> は、公仕(電気編)第7編 による。	8.1.1 一般事項	中央監視制御設備は、公仕(電気編)第7編 による。
	<u>第9章 医療関係設備工事</u>		
	第1節 機材及び施工		
<u>9.1.1</u> 一般事項	医療関係設備工事は、公仕(電気編)第8編 による。		

新(R4. 10. 15 適用版)	現行		
第10章 電気設備工事標準図	第 <u>9章</u> 電気設備工事標準図		
第1節 一般事項	第 1 節 一 般 事 項		
10.1.1 電気設備工事標準図は、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 一般事項 建築設備工事標準図(電気設備工事編)	9.1.1 電気設備工事標準図は、国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課「公共 一般事項 建築設備工事標準図(電気設備工事編) 平成31年版」による。		

	新(R4. 10. 15 適用版)	現 行	
	第5編 機械設備工事	第5編 機械設備工事	
	第1章 一般共通事項	第1章 一般共通事項	
	第1節 一般事項	第1節 一般事項	
1. 1. 2 準用規定	1.機械設備工事に関する規定は、この編に定めるもののほか、次の各仕様書を準用して適用する。なお、この編の規定と準用する各仕様書の規定が重複する場合には、この編の規定を優先する。 (1) 建築・設備の新営工事に係る機械設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版」による。(以下「公仕(機械編)」という。) その際、同標準仕様書 第1編 一般共通事項 第1章 一般事項を除いて準用する。 (2) 建築・設備の改修及び修繕(以下「改修」という。)に係る機械設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版」による。その際、同標準仕様書第1編 一般共通事項第1章 一般共通事項を除いて準用する。 2. 準用にあたり、上記1(1)、(2)の仕様書に記載されている「監督職員」は「監督員」と、「監督職員の検査」は「監督員の確認」と読み替える。	1.1.2 準用規定 1. 機械設備工事に関する規定は、この編に定めるもののほか、次の各任・用して適用する。 なお、この編の規定と準用する各仕様書の規定が重複する場合には、規定を優先する。 (1) 建築・設備の新営工事に係る機械設備工事は、国土交通省大臣官房部「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)平成31年版」(以下、公仕(機械編)_という。) その際、同標準仕様書第1編一般共通事項第1章一般事項を除する。 (2) 建築・設備の改修及び修繕(以下「改修」という。)に係る機械設備国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(工事編)平成31年版」による。 その際、同標準仕様書第1編一般共通事項第1章一般共通事項準用する。 ただし、同第3節1.3.5施工中の安全確保、1.3.6火気の取扱い1.4.3 再使用品、第5節施工調査及び第6節1.6.3一工程の施工認については、準用する。 2. 準用にあたり、上記_(1)、(2)の仕様書に記載されている「監督職員」督員」と、「監督員の検査」は「監督員の確認」と読み替える。	この編の 官庁よる。 にて 準 は 横 後 は を 除 4 節 で は が て 事 は が て り は り で り の り の り の り の り の り の り の り の り の
		1.1.5	

	—————— 新	(R4. 10. 15 適用版)			
				暖冷房機器	ルームエアコンディショナ
				ガスコック類	ガスコック
				熱源機類	給湯機器
					ヒートポンプ給湯器
				<u>その他</u>	上記以外に設置された設備機器類
1.4.1		第4節 完成図等			
<u>1. 4. 1</u> 完成図等	公仏(傍傍禰) 男工よる。	編 第1章 一般共通事項 第7節 完成図等 1.7.1 完成図に			
<u>1. 4. 2</u>		承諾を受けた上で提出する。			
保全に関する資	(1) 保守指導書(共				
<u>料</u>		3十分発揮しうるよう、主要機器を含めた装置の取扱い説明及	_		
)事項を記載したものとする。ただし、住戸内機器は除く。			
	(2) 取扱い説明書 各住戸に備える	6住戸内取付け機器の取扱い説明書は表 1.4.1 による。			
	<u>表</u>	1.4.1 取扱い説明書を備える住戸内機器			
	項目	摘要			
	衛生器具類	便器			
		温水洗浄便座			
		洗面器及び洗面化粧ユニット			
		洗濯排水パン			
		<u>浴槽</u>			
	<u>換気扇類</u>	<u>レンジ用フードファン</u> 換気扇(24 時間換気設備含む)			
		常閉型電動給気シャッター			
		給気口(グリル及びレジスター)			
	暖冷房機器	ルームエアコンディショナ			
	ガスコック類	ガスコック			
	熱源機類	給湯機器			
		ヒートポンプ給湯器			
	<u>その他</u>	上記以外に設置された設備機器類			
'	筆			第 2	章 共通工事
	71,			<i>7</i> ,3 –	
	į	第1節 一般事項		第	1節 一般事項
2. 1. 1	各編で引用している	- - 規格は、公仕(機械編) <mark>第2編</mark> によるほか、表 2.1.1 による。	2. 1. 1	各編で引用している報	B格は、公仕(機械編)によるほか、表 2.1.1 による。
規格等	Thur Call to Ca. o		規格等	1717 C 31713 C C C 379	表 2.1.1 引用規格
		表 2.1.1 引用規格(省略)	7,501.1		

	新(R4. 10. 15 適用版)		現行
	第2節 配管工事		第2節 配管工事
	第1項 配管材料		第1項 配管材料
2.2.1.2 給水、給湯及び消 火用	1. 共仕 (機械編) <mark>第 2 編</mark> によるほか、給水、給湯及び消火管の規格は、表 2.2.1 に よるものする。 表 2.2.1 給水、給湯及び消火管の規格(省略)	2.2.1.2 給水、給湯及び消 火用	1. 共仕(機械編)によるほか、給水、給湯及び消火管の規格は、表 2.2.1 に よるものする。 表 2.2.1 給水、給湯及び消火管の規格(省略)
	2. 公仕(機械編) <mark>第2編</mark> によるほか、給水、給湯及び消火管の継手は、表 2. 2. 2 に よるものする。 表 2. 2. 2 給水、給湯及び消火管の継手(省略)		2. 公仕(機械編)によるほか、給水、給湯及び消火管の継手は、表 2. 2. 2 に よるものする。 表 2. 2. 2 給水、給湯及び消火管の継手(省略)
2.2.1.3 排水及び通気用	1. 公仕 (機械編) <mark>第2編</mark> によるほか、排水及び通気管の規格は、表 2.2.3 による ものする。 表 2.2.3 排水及び通気管の規格(省略)	2.2.1.3 排水及び通気用	1. 公仕 (機械編)によるほか、排水及び通気管の規格は、表 2.2.3 による ものする。 表 2.2.3 排水及び通気管の規格(省略)
	2. 公仕(機械編) <u>第2編</u> によるほか、排水及び通気管の継手は、表 2. 2. 4 による ものする。 表 2. 2. 4 排水及び通気管の継手(省略)		2. 公仕(機械編)によるほか、排水及び通気管の継手は、表 2.2.4 による ものする。 表 2.2.4 排水及び通気管の継手(省略)
	第2項 配管付属品	第2項 配管付属品	
2.2.2.1 一般用弁及び栓	一般用弁及び栓の規格は、公仕(機械編) <mark>第2編</mark> 及び、表 2.2.5 によるほか、次 によるものとする。		一般用弁及び栓の規格は、公仕(機械編)及び、表 2.2.5 によるほか、次によるものとする。
	(1)~(5) (省略)		(1)~(5) (省略)
	表 2.2.5 一般用弁及び栓(省略)		表 2.2.5 一般用弁及び栓(省略)
	注 1 ~ 2 (省略)		注 1 ~ 2 (省略)
	3 衝撃吸収式逆止弁は、 <mark>図示</mark> がなければ次による。		3 衝撃吸収式逆止弁は、 <mark>特記</mark> がなければ次による。
	(1)~(4) (省略)		(1)~(4) (省略)
第3項 配管施工の一般事項			第3項 配管施工の一般事項
2.2.3.1 一般事項	1. 配管の施工は、公仕(機械編) <mark>第2編</mark> 2.4.1 によるほか、次による。 2. ~6. (省略)	2.2.3.1 一般事項	1. 配管の施工は、公仕(機械編)2.4.1によるほか、次による。 2. ~6. (省略)

新(R4. 10. 15 適用版)		現行	
2.2.3.2 冷媒配管	1. 冷媒配管は、公仕(機械編) <u>第2編</u> 2.4.6 による。また、ルームエアコンディ ショナについては次によるほか、製造者の標準仕様による。	2.2.3.2 冷媒配管	1. 冷媒配管は、公仕(機械編)2.4.6 による。また、ルームエアコンディ ショナについては次によるほか、製造者の標準仕様による。
/		/ 1	
	2.~3. (省略)		2. ~3. (省略)
	4. 冷媒配管の曲げは、パイプベンダー等の専用工具を用いて行い、最小曲げ半径は、表2.2.6 によるものとし、曲げ箇所は、なるべく少なく、ゆるやかにすること。		4. 冷媒配管の曲げは、パイプベンダー等の専用工具を用いて行い、最小曲げ半径は、 <u>次表</u> によるものとし、曲げ箇所は、なるべく少なく、ゆるやかにすること。
	表 2. 2. 6 冷媒配管の最小曲げ半径(省略)		冷媒配管の最小曲げ半径(省略)
	5. ~8. (省略)		5. ~8. (省略)
	9. ドレン管については、配管内にドレン水が溜まることのないよう先下がり勾配 を確保して施工すること。なお、ドレン管用逆止弁(エアカットバルブ)を取付 ける場合は、メンテナンスが容易な位置とし、図示による。		9. ドレン管については、配管内にドレン水が溜まることのないよう先下がり勾配 を確保して施工すること。なお、ドレン管用逆止弁(エアカットバルブ)を取付 ける場合は、メンテナンスが容易な位置とし、 <mark>設置要領は特記</mark> による。
	10.~11. (省略)		10. ~11. (省略)
2.2.3.3 給水配管	1. 給水配管は、公仕(機械編) <u>第 2 編</u> 2.4.7 によるほか、次による。	2.2.3.3 給水配管	1. 給水配管は、公仕(機械編)2.4.7 によるほか、次による。
14711HD E	2. (省略)	MUNTEL E	2. (省略)
	3. 屋外給水管の管材料が鋼管又は鋳鉄管の場合は、建築物の引込み部に公仕(機械編) 第2編 2.2.12 による給水用絶縁継手を取付けるものとする。		3. 屋外給水管の管材料が鋼管又は鋳鉄管の場合は、建築物の引込み部に公仕(機 械編)2.2.12 による給水用絶縁継手を取付けるものとする。
	4. ~ 6. (省略)		4. ~6. (省略)
	7. さや管ヘッダー配管システムは、次による。 (1) 樹脂管(内管)とさや管の適合サイズ及びさや管の曲げ半径は、 <u>表 2.2.7</u> による。		7. さや管ヘッダー配管システムは、次による。 (1) 樹脂管(内管)とさや管の適合サイズ及びさや管の曲げ半径は、 <u>次表</u> による。
	表2.2.7 樹脂管とさや管の適合サイズ及びさや管の曲げ半径(省略)		樹脂管とさや管の適合サイズ及びさや管の曲げ半径(省略)
	(2)~(3) (省略)		(2)~(3) (省略)
	(4) さや管と樹脂管は、同時に施工してはならない。樹脂管の通管は、木工事完 了後とする。ただし、次の事項を遵守して施工する場合は、さや管と樹脂管の 同時施工をしてもよい。		(4) さや管と樹脂管は、同時に施工してはならない。樹脂管の通管は、木工事完 了後とする。ただし、次の事項を遵守して施工する場合は、さや管と樹脂管の 同時施工をしてもよい。
	(ア)~(イ) (省略)		(ア)~(イ) (省略)
	(ウ) 1 系統の配管延長は 10m 以内とし、曲がり数は表 2.2.8 による。		(ウ) 1 系統の配管延長は 10m 以内とし、曲がり数は <u>次表</u> による。
	表 2.2.8 さや管と樹脂管を同時施工する場合の曲げ箇所数		さや管と樹脂管を同時施工する場合の曲げ箇所数
	(エ)~(カ) (省略)		(エ)~(カ) (省略)
		1	

	新(R4.10.15 適用版)	現行	
	(5) さや管の支持には、防振ゴム等は不要とする。ただし、ヘッダー部分については本書2.2.3.3(4)による。(6)~(10) (省略)		(5) さや管の支持には、防振ゴム等は不要とする。ただし、ヘッダー部分については2.2.3.3(4)による。(6)~(10) (省略)
2.2.3.4 排水及び通気配 管	 排水及び通気配管は、公仕(機械編)<u>第2編</u>2.4.8によるほか、次による。 ~8. (省略) 	2.2.3.4 排水及び通気配 管	1. 排水及び通気配管は、公仕(機械編)2.4.8 によるほか、次による。2. ~8. (省略)
2.2.3.5 給湯配管	 給湯配管は、公仕(機械編) 第2編 2.4.9 によるほか、次による。 ~3. (省略) さや管ヘッダー配管工法は、本書 2.2.3.3 による。 	2. 2. 3. 5 給湯配管	 給湯配管は、公仕(機械編)2.4.9によるほか、次による。 ~3. (省略) さや管ヘッダー配管工法は、2.2.3.3による。
	第4項 管の接合		第4項 管の接合
		<u>2. 2. 4. 1</u> <u>鋳鉄管</u>	1. 給水鋳鉄管の接合は、公仕(機械編)2.5.9によるほか、次による。 2. フランジ接合の場合は、フランジ寸法に適合するガスケットを介し、ボルトに て均等に締め付ける。ただし、油類の塗布、ボール紙類、ヤーン等の挿入により 配管を調節してはならない。
<u>2. 2. 4. 1</u> ビニル管	 給水管の接合は、公仕(機械編) 第2編2.5.9 によるほか、次による。 ~3. (省略) 	<u>2. 2. 4. 2</u> ビニル管	1. 給水管の接合は、公仕(機械編)によるほか、次による。 2. ~3. (省略)
<u>2. 2. 4. 2</u> ポリエチレン管	 公仕(機械編) <u>第2編 2.5.10</u>によるほか、次による。 (省略) 	<mark>2. 2. 4. 3</mark> ポリエチレン管	1. 公仕(機械編) によるほか、次による。 2. (省略)
<u>2.2.4.3</u> 架橋ポリエチレ ン管	 公仕(機械編) <u>第2編 2.5.11</u>によるほか、次による。 (省略) 	2. 2. 4. 4 架橋ポリエチレ ン管	1. 公仕(機械編) によるほか、次による。 2. (省略)
<u>2. 2. 4. 4</u> ポリブテン管	 公仕(機械編) <u>第2編 2.5.12</u>によるほか、次による。 (省略) 	<u>2. 2. 4. 5</u> ポリブテン管	1. 公仕(機械編) によるほか、次による。 2. (省略)
2. 2. 4. <u>5</u> 耐火二層管	 公仕(機械編) <u>第2編 2.5.14</u>によるほか、次による。 (省略) 	2. 2. 4. 6 耐火二層管	1. 公仕(機械編) によるほか、次による。 2. (省略)

新(R4. 10. 15 適用版)			現行
2.2.4.6 鋼管とステンレ ス鋼管、銅管と鋼 管	(省略)	2. 2. 4. 7 鋼管とステンレ ス鋼管、銅管と鋼 管	(省略)
<u>2. 2. 4. 7</u> ビニル管と鋼管	(省略)	<u>2. 2. 4. 8</u> ビニル管と鋼管	(省略)
2.2.4.8 排水用特殊継手 との接合	(省略)	2.2.4.9 排水用特殊継手 との接合	(省略)
	第5項 勾配、吊り及び支持		第5項 勾配、吊り及び支持
2. 2. 5. 1 一般事項	 公仕(機械編) <u>第2編</u>2.6.1 によるほか、次による。 ~3. (省略) 	2.2.5.1 一般事項	1. 公仕(機械編)2.6.1によるほか、次による。 2. ~3. (省略)
2. 2. 5. 2 勾配	 公仕(機械編) <u>第2編</u>2.6.2 によるほか、次による。 ~3. (省略) 	2. 2. 5. 2 勾配	 公仕(機械編)2.6.2によるほか、次による。 ~3. (省略)
2.2.5.3 吊り及び支持	1. 公仕 (機械編) 第2編 2.6.3 によるほか、次による。 2.1 階床下、トレンチ内配管での、吊り金物及び支持金物は、公仕 (機械編) 第2編 3.2.2 (防錆) による防錆処理を施したもの又はステンレス製を使用する。 3. スラブ上転がし配管の支持間隔は、公仕 (機械編)表 2.2.20 を標準とし、曲がり部及び分岐箇所は必要に応じ支持する。なお、蒸気管の横走り管は、伸縮管継手と固定点との中間に座屈防止用形鋼振れ止め支持を設ける。また、耐火二層管は、管継手の近傍を支持する。	2.2.5.3 吊り及び支持	1. 公仕(機械編)2.6.3によるほか、次による。 2.1階床下、トレンチ内配管での、吊り金物及び支持金物は、公仕(機械編)3.2.2 (防錆) による防錆処理を施したもの又はステンレス製を使用する。 3. スラブ上転がし配管の支持間隔は、公仕(機械編)表 2.2.20 を標準とし、曲がり部及び分岐箇所は必要に応じ支持する。 また、表 2.2.6 による。
	4. ~14. (省略)		表 2. 2. 6 横走り管の吊り及び振れ止め支持間隔 分類 15~300 吊り金物による吊り 鋳鉄管 1.6m以下 注 1 蒸気管の横走り管は、伸縮管継手と固定点との中間に座屈防止用形鋼振れ止め支持を設ける。 2 耐火二層管は、管継手の近傍を支持する。

	新(R4.10.15 適用版)		現行
	第 6 項 <mark>地中</mark> 配管	第 6 項 <mark>埋設</mark> 配管	
2.2.6.1 一般事項	 公仕(機械編) 第2編2.7.1によるほか、次による。 ~4. (省略) 	2. 2. 6. 1 一般事項	1. 公仕(機械編)2.7.1によるほか、次による。 2. ~4. (省略)
2. 2. 6. 2 防食処理	 公仕(機械編) 第2編2.7.3によるほか、次による。 ~3. (省略) 	2. 2. 6. 2 防食処理	1. 公仕(機械編)2.7.3によるほか、次による。 2. ~3. (省略)
	第7項 貫通部の処理		第7項 貫通部の処理
2. 2. 7. 1 一般事項	公仕(機械編)第2編2.8.1によるほか、コンクリートを貫通する部分の鋼管類(合成樹脂等で外面を被覆された部分は除く。)には、ビニル粘着テープ又はプラスチックテープを1/2重ね1回巻きを行う。	2.2.7.1 一般事項	公仕(機械編)2.8.1 によるほか、コンクリートを貫通する部分の鋼管類(合成樹脂等で外面を被覆された部分は除く。)には、ビニル粘着テープ又はプラスチックテープを 1/2 重ね 1 回巻きを行う。
	第8項 試 験		第8項 試 験
2.2.8.1 冷温水、冷却水、 蒸気、油、ブライ ン、高温水及び冷 媒配管	公仕(機械編)第2編2.9.2によるほか、冷媒配管の気密試験は、真空脱気後に製造者の指定する時間(最低5分)以上放置して、真空度が低下しないことを確認し、記録を監督員に提出する。	冷温水、冷却水、	公仕(機械編)2.9.2 によるほか、冷媒配管の気密試験は、真空脱気後に製造者の指定する時間(最低5分)以上放置して、真空度が低下しないことを確認し、記録を監督員に提出する。
2. 2. 8. 2	 公仕(機械編) 第2編2.9.3によるほか、次による。 水道配水用ポリエチレン管及び給水用高密度ポリエチレン管の水圧試験は表2.2.9による。 また、水圧試験は、監督員の立会いのもとに実施し、記録を監督員に提出する。 表2.2.9 水道配水用ポリエチレン管及び給水用高密度ポリエチレン管の水圧試験 	2. 2. 8. 2	1. 公仕(機械編)2.9.3 によるほか、次による。 2. 水道配水用ポリエチレン管及び給水用高密度ポリエチレン管の水圧試験は次表による。 また、水圧試験は、監督員の立会いのもとに実施し、記録を監督員に提出する。
	(省略) 継手部分の漏水の有無を目視確認する。60分後、上記の圧力未満の場合は、当 初圧力を下げないで再加圧し、表 2.2.10 に基づき再試験する。		(省略) 継手部分の漏水の有無を目視確認する。60分後、上記の圧力未満の場合は、当 初圧力を下げないで再加圧し、 <u>次表</u> に基づき再試験する。
	表 2.2.10 水道配水用ポリエチレン管及び給水用高密度ポリエチレン管の水圧再試験 (省略)		
	不合格の場合は、継手部分の漏水の有無を目視確認する。異常がなければ系統別に調査し、漏れ系統は取替えることとし、再び水圧試験を行う。 3. 水道用ポリエチレン二層管の水圧試験は表 2.2.11 による。また、水圧試験は、監督員の立会いのもとに実施し、記録を監督員に提出する。		不合格の場合は、継手部分の漏水の有無を目視確認する。異常がなければ系統別に調査し、漏れ系統は取替えることとし、再び水圧試験を行う。 3. 水道用ポリエチレン二層管の水圧試験は <u>次表</u> による。また、水圧試験は、監督員の立会いのもとに実施し、記録を監督員に提出する。
	表 2.2.11 水道用ポリエチレン二層管の水圧試験(省略)		水道用ポリエチレン二層管の水圧試験(省略)

	新(R4. 10. 15 適用版)		現 行
	4. 金属強化ポリエチレン管の水圧試験は表 2.2.12 による。また、水圧試験は、監督員の立会いのもとに実施し、記録を監督員に提出する。		4. 金属強化ポリエチレン管の水圧試験は <u>次表</u> による。また、水圧試験は、監督員 の立会いのもとに実施し、記録を監督員に提出する。
	表 2.2.12 金属強化ポリエチレン管の水圧試験(省略)		金属強化ポリエチレン管の水圧試験(省略)
	5. 器具取付け後の住戸内給水管(量水器以降)の水圧試験は、圧力値 0.75MPa にて実施する。 保持時間は 60分以上とし、漏水のないこととする。ただし、さや管ヘッダー配管システムにおける樹脂管の水圧試験は、表 2.2.13による。また、水圧試験は、監督員の立会いのもとに実施し、記録を監督員に提出する。		5. 器具取付け後の住戸内給水管(量水器以降)の水圧試験は、圧力値 0.75MPa にて実施する。 保持時間は 60分以上とし、漏水のないこととする。ただし、さや管ヘッダー配管システムにおける樹脂管の水圧試験は、 <u>次表</u> による。また、水圧試験は、監督員の立会いのもとに実施し、記録を監督員に提出する。
	表 2.2.13 さや管ヘッダー配管の水圧試験(省略)		さや管ヘッダー配管の水圧試験(省略)
	継手部分の漏水の有無を目視確認する。60分後、上記の圧力未満の場合は、当初圧力を下げないで再加圧し、表 2.2.14に基づき再試験する。		継手部分の漏水の有無を目視確認する。60 分後、上記の圧力未満の場合は、当 初圧力を下げないで再加圧し、 <mark>次表</mark> に基づき再試験する。
	表2.2.14 さや管ヘッダー配管システムの水圧再試験(省略)		さや管ヘッダー配管システムの水圧再試験(省略)
	不合格の場合は、継手部分の漏水の有無を目視確認する。異常がなければ系統 別に調査し、漏れ系統は引抜き、取替えることとし、再び水圧試験を行う。		不合格の場合は、継手部分の漏水の有無を目視確認する。異常がなければ系統 別に調査し、漏れ系統は引抜き、取替えることとし、再び水圧試験を行う。
	6.~9. (省略)		6. ~9. (省略)
2.2.8.3 排水及び通気配	1. (省略)	2.2.8.3 排水及び通気配	1. (省略)
管	2. 排水ポンプ吐出管の水圧試験は、 <u>本書</u> 2.2.8.2 の当該事項による。	管	2. 排水ポンプ吐出管の水圧試験は、2.2.8.2 の当該事項による。
	3. (省略)		3. (省略)
2. 2. 8. 4 消火配管	 公仕(機械編) 第2編2.9.5 によるほか、次による。 合成樹脂管の試験は表2.2.15 による。 	2. 2. 8. 4 消火配管	1. 公仕(機械編)2.9.5 によるほか、次による。 合成樹脂管の試験は <u>次表</u> による。
	表 2. 2. 15 水圧試験(省略)		水圧試験(省略)
	接続部の漏水の有無を目視確認する。60分後上記圧力以下の場合は、当初圧力を下げないで再加圧し、表 2.2.16に基づき再試験を行う。		接続部の漏水の有無を目視確認する。60分後上記圧力以下の場合は、当初圧力を下げないで再加圧し、 <u>次表</u> に基づき再試験を行う。
	表 2. 2. 16 再試験 (省略)		再試験(省略)
	不合格の場合は漏水個所の調査取替えを行い、再び水圧試験を行う。		不合格の場合は漏水個所の調査取替えを行い、再び水圧試験を行う。
	第3節 保温、塗装及び防錆工事		第3節 保温、塗装及び防錆工事
	第1項 保温工事		第1項 保温工事
2.3.1.1	1. (省略)	2.3.1.1	1. (省略)
空気調和設備工 事の保温	2. ルームエアコンディショナの冷媒管に用いる保温材については、JIS A 9511 (発 泡プラスチック保温材) PE-C-P2 に準じた断熱性能を有し、ガス側に用いるもの	空気調和設備工 事の保温	2. ルームエアコンディショナの冷媒管に用いる保温材については、JIS A 9511 (発 泡プラスチック保温材) PE-C-P2 に準じた断熱性能を有し、ガス側に用いるもの

	新(R4.10.15 適用版)		現行
	については耐熱性のものとし、冷媒管、ドレン管の保温・防露の厚さについては、 表 2.3.1 を標準とする。		については耐熱性のものとし、冷媒管、ドレン管の保温・防露の厚さについては、 <u>次表</u> を標準とする。
	表 2.3.1 冷媒管、ドレン管の保温・防露の厚さ(省略)		冷媒管、ドレン管の保温・防露の厚さ(省略)
	3. 住宅用換気ダクトの保温は、次による。		3. 住宅用換気ダクトの保温は、次による。
	(1) (省略)		(1) (省略)
	(2)室内用給気ダクトの保温は、 <mark>図示</mark> がなければ外壁より室内側をロックウール 又はグラスウール保温材(厚さ 25mm)を用いて行う。		(2) 室内用給気ダクトの保温は、 <mark>特記</mark> がなければ外壁より室内側をロックウール 又はグラスウール保温材(厚さ 25mm)を用いて行う。
	(3)~(5) (省略)		(3)~(5) (省略)
2. 3. 1. 2 給排水衛生設備	1. 給排水衛生設備工事の保温の種別、材料、施工順序及び厚さは、公仕(機械編) 第2編3.1.5によるほか、表2.3.2 及び表2.3.3 による。	2.3.1.2 給排水衛生設備 工事の保温	1. 給排水衛生設備工事の保温の種別、材料、施工順序及び厚さは、公仕(機械編) 3.1.5によるほか、 <mark>表 2.3.1</mark> 及び <mark>表 2.3.2</mark> による。
工事の保温	表 2.3.2 給排水衛生設備工事の保温の種別(省略)		表 2.3.1 給排水衛生設備工事の保温の種別(省略)
	注 1 (省略)		注 1 (省略)
	2 鋼板製のタンクは、図示のある場合のみ保温を行う。ただし、ふたの部分は保温を行わない。		2 鋼板製のタンクは、 <mark>特記</mark> のある場合のみ保温を行う。ただし、ふたの部分は 保温を行わない。
	3~4 (省略)		3~4 (省略)
	表 2.3.3 管及び機器の保温施工種別(省略)		表 2.3.2 管及び機器の保温施工種別(省略)
	2. (省略)		2. (省略)
	第3章 空気調和設備工事		第3章 空気調和設備工事
	第1節機 材	第 1 節 機 材	
	第1項 暖冷房設備・換気設備機材	第1項 暖冷房設備・換気設備機材	
3.1.1.1 一般事項	1. 空気調和設備工事は、公仕(機械編)第3編 によるほか、次による。 2. この項は、住宅に設置する暖冷房設備のうち、主に個室暖房方式、住戸セントラル暖房方式、住棟セントラル暖房方式及びルームエアコンディショナについて適用する。 3. ガスを熱源とする機器は、(一財) 日本ガス機器検査協会等の検査及び関連法規に適合するものとする。なお、その他の熱源を使用する場合は、図示による。 4. この項で規定する機器及び配管材料のうち、水道事業者及びガス事業者の規定のある場合は、それによる。	3.1.1.1 一般事項	1. この項は、住宅に設置する暖冷房設備のうち、主に個室暖房方式、住戸セントラル暖房方式、住棟セントラル暖房方式及びルームエアコンディショナについて適用する。 2. ガスを熱源とする機器は、(一財) 日本ガス機器検査協会等の検査及び関連法規に適合するものとする。なお、その他の熱源を使用する場合は、特記による。 3. この項で規定する機器及び配管材料のうち、水道事業者及びガス事業者の規定のある場合は、それによる。

	新(R4. 10. 15 適用版)		現行
3.1.1.3 住戸セントラル 暖房方式	1. 熱源機 (1) (省略)	3.1.1.3 住戸セントラル 暖房方式	1. 熱源機 (1) (省略)
	(2) 給排気方式、設置方式の種類及び加熱方式、構造、能力は、図示による。(3)~(4) (省略)		(2) 給排気方式、設置方式の種類及び加熱方式、構造、能力は、 <mark>特記</mark> による。 (3)~(4) (省略)
	2. ~3. (省略)		2. ~3. (省略)
	4. 風呂追焚装置 追焚装置は、直接循環方式とし、自動注湯、自動沸上げ機能を有するものとし、 その種類は <mark>図示</mark> による。 5. 浴室暖房乾燥機		4. 風呂追焚装置 追焚装置は、直接循環方式とし、自動注湯、自動沸上げ機能を有するものとし、 その種類は <mark>特記</mark> による。 5. 浴室暖房乾燥機
	浴室暖房乾燥機は、温水式放熱器に換気機能を組み込んだもので、次の機能を 有する製品とする。 なお、常時換気機能付の場合は <mark>図示</mark> による。		浴室暖房乾燥機は、温水式放熱器に換気機能を組み込んだもので、次の機能を 有する製品とする。 なお、常時換気機能付の場合は <mark>特記</mark> による。
	(1)~(3) (省略)		(1)~(3) (省略)
	6. (省略)		6. (省略)
3.1.1.4 住棟セントラル 暖房方式	住棟セントラル暖房方式は、 <mark>図示</mark> による。	3.1.1.4 住棟セントラル 暖房方式	住棟セントラル暖房方式は、 <mark>特記</mark> による。
3.1.1.7 換気扇類及び付	換気扇類及び換気口等は、次によるほか、品質及び性能は <mark>図示</mark> による。	3.1.1.7 換気扇類及び付	換気扇類及び換気口等は、次によるほか、品質及び性能は <mark>特記</mark> による。
属部品	1. (省略)	属部品	1. (省略)
	2. 区分 (用途)、形状等は、 <mark>図示</mark> による。		2. 区分 (用途)、形状等は、 <mark>特記</mark> による。
	3. (省略)		3. (省略)
	4. 住宅用の換気口部品(ベンドキャップ、パイプ用フード)は、次による。(1)~(5) (省略)		4. 住宅用の換気口部品(ベンドキャップ、パイプ用フード)は、次による。 (1)~(5) (省略)
	(6) 常時小風量換気用の給気口は樹脂製とし、手動で閉鎖できる機構を有するもので、フィルターの取付けが可能なものとする。 なお、過給気防止機能付とする場合は、 <mark>図示</mark> による。		(6) 常時小風量換気用の給気口は樹脂製とし、手動で閉鎖できる機構を有するもので、フィルターの取付けが可能なものとする。 なお、過給気防止機能付とする場合は、 <mark>特記</mark> による。
	5. ~ 6. (省略)		5. ~6. (省略)
	7. 換気扇のコード及びプラグの規格及び仕様は、 <u>表 3.1.1</u> による。		7. 換気扇のコード及びプラグの規格及び仕様は、 <u>次表</u> による。
	表3.1.1 換気扇のコード及びプラグの規格・仕様(省略)		換気扇のコード及びプラグの規格・仕様(省略)
	8. (省略)		8. (省略)

	新(R4.10.15 適用版)		現行
3.1.1.8 管(ダクト)類	換気設備に使用する管 (ダクト) 類の規格は、公仕 (機械編) 第3編 1.14.3 (スパイラルダクト) によるほか、表3.1.2 によるものとする。 表3.1.2 管 (ダクト) 類の規格 (省略)	3.1.1.8 管(ダクト)類	換気設備に使用する管 (ダクト) 類の規格は、公仕 (機械編)1.14.3 (スパイラルダクト) によるほか、 <u>次表</u> によるものとする。 管 (ダクト) 類の規格 (省略)
3.1.1.9 継手類	換気設備に使用する継手類の規格は、公仕(機械編) 第3編 1.14.3 (スパイラルダクト) によるほか、表3.1.3 による。 表3.1.3 継手類の規格(省略)	3.1.1.9 継手類	換気設備に使用する継手類の規格は、公仕(機械編)1.14.3 (スパイラルダクト)によるほか、次表による。継手類の規格(省略)
	第2節 施 工		第2節 施 工
	第1項 機器の据付け及び取付け		第1項 機器の据付け及び取付け
3. 2. 1. 1 一般事項	空気調和設備工事は、公仕(機械編)第3編 によるほか、次による。		
<u>3. 2. 1. 2</u> 熱源機器の設置	(省略)	<u>3. 2. 1. 1</u> 熱源機器の設置	(省略)
<u>3. 2. 1. 3</u> 放熱機器の設置	(省略)	<u>3. 2. 1. 2</u> 放熱機器の設置	(省略)
<u>3. 2. 1. 4</u> 浴室暖房乾燥機	(省略)	3. 2. 1. 3 浴室暖房乾燥機	(省略)
<u>3. 2. 1. 5</u> 温水コンセント の設置	(省略)	<u>3. 2. 1. 4</u> 温水コンセント の設置	(省略)
3. 2. 1. 6 ルームエアコン ディショナの設 置	(省略)	<u>3. 2. 1. 5</u> ルームエアコン ディショナの設 置	(省略)
3.2.1.7 換気機器の据付 け及び取付け	(省略)	3.2.1.6 換気機器の据付 け及び取付け	(省略)
	第2項 ダクトの製作及び取付け		第2項 ダクトの製作及び取付け
3. 2. 2. 1 一般事項	1. ダクトの製作及び取付けは、公仕(機械編) <mark>第3編</mark> 2.2.1 によるほか、次による。	3. 2. 2. 1 一般事項	1. ダクトの製作及び取付けは、公仕(機械編)2.2.1によるほか、次による。
	2. ~6. (省略)		2. ~6. (省略)

	新(R4.10.15 適用版)		現行	
3.2.2.4 硬質ポリ塩化ビニル管ダクト 3.2.2.5 換気用耐火二層管(2管路型管を含む)	1. ~2. (省略) 3. 吊り金物は、公仕(機械編) 第3編 表3.2.3 による。 4. (省略) 1. ~3. (省略) 4. 吊り金物は、公仕(機械編) 第3編 表3.2.3 による。	3.2.2.4 硬質ポリ塩化ビ ニル管ダクト 3.2.2.5 換気用耐火二層 管(2管路型管 を含む)	1. ~2. (省略) 3. 吊り金物は、公仕 (機械編) 表 3.2.14 による。 4. (省略) 1. ~3. (省略) 4. 吊り金物は、公仕 (機械編) 表 3.2.14 による。	
200/	第4章 自動制御設備工事	210/	第4章 自動制御設備工事	
	第1節 機材及び施工		第1節 機材及び施工	
4.1.1 一般事項	自動制御設備工事は、公仕(機械編)第4編による。	4.1.1 機材及び施工	自動制御設備工事は、公仕(機械編)第4編による。	
	第5章 <u>給排水衛生</u> 設備工事	第 5 章 <mark>衛生器具</mark> 設備工事		
	第1節 機 材		第1節 機 材	
	第1項 衛生器具		第1項 衛生器具	
5.1.1.1 一般事項	1. 衛生陶器、洗面化粧ユニット及び付属部品は、次によるほか、品質及び性能は 図示による。 2. 衛生陶器の付属品及び水栓、洗浄弁、洗浄管等の見え掛り部は、ニッケル―クロムめっき仕上げ(JIS H 8617(ニッケルめっき及びニッケル―クロムめっき)による2級以上)又は樹脂製とする。 なお、ステンレス製の場合は図示による。	5.1.1.1 一般事項	1. 衛生陶器、洗面化粧ユニット及び付属部品は、次によるほか、品質及び性能は特記による。 2. 衛生陶器の付属品及び水栓、洗浄弁、洗浄管等の見え掛り部は、ニッケルークロムめっき仕上げ(JIS H 8617(ニッケルめっき及びニッケルークロムめっき)による2級以上)又は樹脂製とする。なお、ステンレス製の場合は特記による。	
5.1.1.2 衛生陶器及び付 属品	1. 衛生陶器及び付属品の組合せは、公仕(機械編)表 5.1.1 によるほか、表 5.1.1 による。 表 5.1.1 衛生陶器及び付属品(省略) 2. 湯水混合水栓及び洗面化粧ユニットは、表 5.1.2 による。	5.1.1.2 衛生陶器及び付 属品	 1. 衛生陶器及び付属品の組合せは、公仕(機械編)表 5.1.1 によるほか、表 4.1. による。 表 4.1.1 衛生陶器及び付属品(省略) 2. 湯水混合水栓及び洗面化粧ユニットは、次表による。 	

		新	(R4. 10. 15 適	用版)		現 行
		表 5	.1.2_湯水混合	水栓及び洗面化粧ユニット		湯水混合水栓及び洗面化粧ユニット
	区分		種類	備考		区分
	湯水混 合水栓	(省略)				湯水混 (省略)
	洗面化	化粧台型 ※1	一般型	湯水混合水栓(洗髪型はシャワー付 とする)、排水管(原則として固定		化粧台型 一般型 湯水混合水栓 (洗髪型はシャワー付とする)、排水管 (原則として固定 洗面化 洗髪型
	粧ユニ	カウンタ ー型※2		式とする)、排水トラップを付属品とする。鏡、照明、コンセント等の		粧ユニ 式とする)、排水トラップを付属品 とする。鏡、照明、コンセント等の
	注1~2		优发生	有無は <mark>図示</mark> による。		一型※2 洗髪型 有無は <mark>特記</mark> による。 注1~2 (省略)
5. 1. 1. 4 浴槽	 1. 浴槽 る。	は次によるほ	まか、品質及び	性能は、JIS A 5532(浴槽)及び <mark>図示</mark> によ	5. 1. 1. 4 浴槽	1. 浴槽は次によるほか、品質及び性能は、JIS A 5532(浴槽)及び <mark>特記</mark> による。
	$2. \sim 5$. (省略)				2. ~ 5. (省略)
			第2項 ポン	・ プ		第2項 ポンプ
_	水道用直結加圧形ポンプユニットは、公仕(機械編) <u>第5編</u> 1.2.4による。 結加圧 なお、1 台のポンプが故障しても定格流量を満たすものとし、逆流防止装置は 2 ユニッ 組設け、保守点検において断水しないものとする。			 格流量を満たすものとし、逆流防止装置は 2	5.1.2.1 水道用直結加圧形ポンプユニットは、公仕(機械編) 1.2.4による。 水道用直結加圧 おお、1 台のポンプが故障しても定格流量を満たすものとし、逆流防止装置は 2 組設け、保守点検において断水しないものとする。	
ト 5.1.2.2 汚水、雑排水及び 汚物用水中モー ターポンプ	よる。			'ーポンプは、公仕(機械編) <mark>第 5 編</mark> 1.2.7 に . 2.7 によるほか、鎖はステンレス製とする。	ト 5.1.2.2 汚水、雑排水及び 汚物用水中モー ターポンプ	
		第	3項 温水発	生機等		第3項 温水発生機等
5.1.3.1 ガス給湯器	検査協会		び関連法規に適	編 1.3.6 による。また、(一財) 日本ガス機器 値合するとともに、第三者認証機関で給水装置	5.1.3.1 ガス給湯器	ガス給湯器は、公仕(機械編)1.3.6による。また、(一財) 日本ガス機器 検査協会が行う検査及び関連法規に適合するとともに、第三者認証機関で給水装置 の認証を取得したものとする。
5. 1. 3. 2 潜熱回収型給湯 器	2.(一財 三者認 3.給湯 4.追焚 なお 上げ、	f) 日本ガス機 証機関で給水 器ユニットの 機能を有し、 、追焚機能は 自動保温、自	器検査協会が行装置の認証を取 装置の認証を取 品質及び性能は 屋外型又は密閉 直接循環方式と 動足し湯)は <mark>図</mark>	議編)第5編 1.3.7 による。ほか次による。 デう検査及び関連法規に適合するとともに、第 2得したものとする。 は、図示による。 別燃焼式とする。 し、自動機能の種類(自動湯張り、自動沸き 1示による。 2. し、自動機能の種類(自動湯張り、自動沸き 1. こよる。	5. 1. 3. 2 潜熱回収型給湯 器	1. 潜熱回収型給湯器は、公仕(機械編) 1.3.7による。ほか次による。 2. (一財) 日本ガス機器検査協会が行う検査及び関連法規に適合するとともに、第 三者認証機関で給水装置の認証を取得したものとする。 3. 給湯器ユニットの品質及び性能は、特記による。 4. 追焚機能を有し、屋外型又は密閉燃焼式とする。 なお、追焚機能は直接循環方式とし、自動機能の種類(自動湯張り、自動沸き上げ、自動保温、自動足し湯)は特記による。 5. 給湯回路は、湯温、湯量に応じ能力を自動調整できるガス比例制御方式で、水
			きを標準とする 源機は、凍結防	。 5止装置付とする。		量リニア制御機構付きを標準とする。 6.屋外に設置する熱源機は、凍結防止装置付とする。

	新(R4.10.15 適用版)		現行
	7. ドレン排水の処理は <mark>図示</mark> による。		7. ドレン排水の処理は <mark>特記</mark> による。
5.1.3.3 風呂がま	1. 風呂がまは、密閉燃焼型又は屋外設置型とし、その区分、給排気方式の種類は 表 5.1.3 による。 表 5.1.3 風呂がまの区分(省略)	5.1.3.3 風呂がま	1. 風呂がまは、密閉燃焼型又は屋外設置型とし、その区分、給排気方式の種類は <u>次表</u> による。
	2. (省略)		2. (省略)
	第4項 タンク		第4項 タンク
5. 1. 4. 1 一般事項	1. 飲料水を貯蔵する受水タンク及び高置タンクは、公仕(機械編) <u>第 5 編</u> 1.4.1 によるほか、次による。 2. タンク(水槽)の品質及び性能は、 <mark>図示</mark> による。	5. 1. 4. 1 一般事項	1. 飲料水を貯蔵する受水タンク及び高置タンクは、公仕(機械編)1.4.1 によるほか、次による。 2. タンク(水槽)の品質及び性能は、特記による。
	3. ~6. (省略)		3. ~6. (省略)
5.1.4.2 FRP 製パネルタ ンク	 FRP 製パネルタンクは、公仕(機械編) 第 5 編 1.4.2.2 によるほか、次による。 ~3. (省略) 	5.1.4.2 FRP 製パネルタ ンク	1. FRP 製パネルタンクは、公仕(機械編)によるほか、次による。 2. ~3. (省略)
	1. ステンレス鋼板製パネルタンク(ボルト組立形)は、公仕(機械編) 第 5 編 1. 4. 2. 5 によるほか、次による。 2. ~3. (省略)		1. ステンレス鋼板製パネルタンク(ボルト組立形)は、公仕(機械編)1.4.2.5 によるほか、次による。 2. ~3. (省略)
	消火用充水タンクは、公仕(機械編)第5編1.4.6によるほか、給水管、注水管、オーバーフロー管、排水管等の接続口及び点検口(ふた付)、通気口、液面制御装置の取付座を有する構造とする。また、本体の材質は、鋼板製、ステンレス鋼板製(SUS304)又はFRP製とし、材質は図示による。	5.1.4.4 消火用充水タン ク	消火用充水タンクは、公仕(機械編) 1.4.6によるほか、給水管、注水管、オーバーフロー管、排水管等の接続口及び点検口(ふた付)、通気口、液面制御装置の取付座を有する構造とする。また、本体の材質は、鋼板製、ステンレス鋼板製(SUS304)又はFRP製とし、材質は特記による。
5. 1. 4. 5 試験	1. 試験は、公仕(機械編) 第5編 1.4.7 によるほか、次による。 2. タンク類は、すべて満水試験を行い、満水状態で12時間以上放置した後、漏水の有無を検査し、漏水のある場合は、監督員の指示により手直しを行う。 3. 塩素滅菌装置の試験は、注入及び停止をそれぞれ手動、自動運転で行い、異常の有無を検査する。	5.1.4.5 試験	1. 試験は、公仕(機械編) 1.4.7によるほか、次による。 2. タンク類は、すべて満水試験を行い、満水状態で12時間以上放置した後、漏水の有無を検査し、漏水のある場合は、監督員の指示により手直しを行う。 3. 塩素滅菌装置の試験は、注入及び停止をそれぞれ手動、自動運転で行い、異常の有無を検査する。
	第6項 排水金具		第6項 排水金具
5.1.6.1 一般事項	1. 排水金具は、公仕(機械編) <u>第5編</u> 1.7.1 によるほか、次による。 2. ~3. (省略)	5.1.6.1 一般事項	1. 排水金具は、公仕(機械編)1.7.1によるほか、次による。 2. ~3. (省略)

	新(R4.10.15 適用版)		現行
5.1.6.2 洗濯機用防水 パン	 洗濯機用防水パンは、次によるほか、品質及び性能は図示による。 ~4. (省略) 	5.1.6.2 洗濯機用防水 パン	 洗濯機用防水パンは、次によるほか、品質及び性能は特配による。 ~4. (省略)
	第7項 桝及びふた		第7項 桝及びふた
5. 1. 7. 1 弁桝	弁桝は、公仕(機械編) <mark>第5編</mark> 1.8.2によるほか、JWWA B 132(水道用円形鉄蓋)に使用するボックスは、JWWA K 148(水道用レジンコンクリート製ボックス)とする。	5. 1. 7. 1 弁桝	弁桝は、公仕(機械編)1.8.2 によるほか、JWWA B 132 (水道用円形鉄蓋) に使用するボックスは、JWWA K 148 (水道用レジンコンクリート製ボックス) とする。
5.1.7.3 量水器桝	量水器桝は、公仕(機械編) <mark>第5編</mark> 1.8.4によるほか、ふたは、鋳鉄製で鎖付きとする。量水器の呼び径 40 以下の場合は、鋳鉄製又は合成樹脂製箱を用いてもよい。	5.1.7.3 量水器桝	量水器桝は、公仕(機械編)1.8.4によるほか、ふたは、鋳鉄製で鎖付きとする。量水器の呼び径 40 以下の場合は、鋳鉄製又は合成樹脂製箱を用いてもよい。
	第2節 施 工		第2節 施 工
	第1項 衛生器具	第1項 衛生器具	
5.2.1.1 一般事項	公仕 (機械編) 第 5 編 2.1.1 によるほか、住宅用の器具の取付け高さは、 表 5.2.1 を標準とする。	5. 2. 1. 1 一般事項	公仕(機械編)2.1.1によるほか、住宅用の器具の取付け高さは、 <u>次表</u> を標準とする。
	表 5.2.1 器具の取付け高さ(省略)		器具の取付け高さ(省略)
5. 2. 1. 2 大便器	1. 公仕(機械編)第5編2.1.2.1によるほか、壁排水形の場合は、段付きゴム製パッキンを便器排水口に差し込み、段付きゴム製パッキンが片寄らないように便器用接続管を差し込む。	5. 2. 1. 2 大便器	1.公仕(機械編)2.1.2.1によるほか、壁排水形の場合は、段付きゴム製パッキンを便器排水口に差し込み、段付きゴム製パッキンが片寄らないように便器用接続管を差し込む。
	2. ~3. (省略)		2. ~3. (省略)
	第2項 給排水衛生器具		第 2 項 給排水衛生器具
	公仕(機械編)第5編2.2.2 によるほか、防振基礎における防振材の個数及び取付位置は、運転荷重、回転速度、防振材の振動絶縁効率により決定する。なお、振動絶縁効率は、図示がなければ95%以上とする。		公仕(機械編) 2.2.2.1 によるほか、防振基礎における防振材の個数及び取付位置は、運転荷重、回転速度、防振材の振動絶縁効率により決定する。なお、振動絶縁効率は、特記がなければ95%以上とする。
5. 2. 2. 2 水道用直結加圧 形ポンプユニット	公仕(機械編) <mark>第5編</mark> 2.2.2.3によるほか、キャビネット形の水道用直結加圧形ポンプユニットで、ユニット内部で防振措置が施してあるものについては、標準基礎とする。	5. 2. 2. 2 水道用直結加圧 形ポンプユニッ	公仕(機械編)2.2.2.3 によるほか、キャビネット形の水道用直結加圧形ポンプユニットで、ユニット内部で防振措置が施してあるものについては、標準基礎とする。
5. 2. 2. 3 風呂がま	1. ~ 2. (省略)	5. 2. 2. 3 風呂がま	1. ~ 2. (省略)

新(R4.10.15 適用版)		現。行	
	3. 給湯器ユニットの取付けは、防振ゴム等により躯体への振動の伝播を防止する。 ALC 板に取付ける場合は、機器荷重を ALC 板に負担させることなく行い、方法は 図示による。		3. 給湯器ユニットの取付けは、防振ゴム等により躯体への振動の伝播を防止する。 ALC 板に取付ける場合は、機器荷重を ALC 板に負担させることなく行い、方法に 特記による。
	4. ~ 5. (省略)		4. ~5. (省略)
5. 2. 2. 4 FRP 製、鋼板製及 びステンレス鋼		5.2.2.4 FRP製、鋼板製 及びステンレス 鋼板製タンク	公仕(機械編)2.2.4.1 によるほか、タンクは据付け後、清掃及び水洗を行う。飲料用の場合は、さらに次亜塩素酸ソーダ溶液等により消毒の後、水洗いを行う。
板製タンク 5.2.2.5 取付け高さ	機器類の取付け高さは、公仕(機械編) 第5編2.2.5.4によるほか、消火器の <u>取付け</u> 高さは床面から1,500以下とする。	調(板袋タング 5.2.2.5 取付け高さ	機器類の取付け高さは、公仕(機械編)2.2.5.4によるほか、消火器の 付高さは床面から 1,500 以下とする。
	第6章 ガス設備工事		第6章 ガス設備工事
	第1節 一般事項		第1節 一般事項
6.1.1 一般事項	ガス設備工事は、公仕(機械編) 第6編 による。	6.1.1 一般事項	公仕(機械編) 第6編 による。
第2節 都市ガス設備		第2節 都市ガス設備	
6. 2. 1 ガスメーター	公仕(機械編) <mark>第6編</mark> 2.1.7によるほか、次による。	6.2.1 ガスメーター	公仕(機械編)2.1.7によるほか、次による。
777-9-	1. (省略)	227-3-	1. (省略)
	2. ガスメーターユニットとする場合は、 図示 による。		2. ガスメーターユニットとする場合は、 <mark>特記</mark> による。
	3. (省略)		3. (省略)
6. 2. 2 配管	公仕(機械編) <mark>第6編</mark> 2.2.3.1によるほか、次による。	6. 2. 2 配管	公仕(機械編)2.2.3.1によるほか、次による。
一般事項	1. ~ 5. (省略)	一般事項	1. ~5. (省略)
6.2.3 吊り及び支持	公仕(機械編) 第6編2.2.3.2によるほか、吊り及び支持は、公仕(機械編)第2編2.6.1「一般事項」(2)及び本書2.2.5.3によるほか、ガス事業者の規程による。	6.2.3 吊り及び支持	公仕 (機械編)2.2.3.2によるほか、吊り及び支持は、公仕 (機械編) 第 2 編 2.6.1「一般事項」(2)及び2.2.5.3によるほか、ガス事業者の規程による
6. 2. 5	公仕(機械編) <mark>第6編</mark> 2.2.6 によるほか、次による。	6. 2. 5 試験	公仕(機械編)2.2.6によるほか、次による。
試験		He 1971	1. ~3. (省略)

	新(R4. 10. 15 適用版)	現行		
	第3節 液化石油ガス設備		第3節 液化石油ガス設備	
6.3.1 充填容器	公仕(機械編)第6編3.1.3.1によるほか、充塡容器は、「容器保安規則」に定める容器検査等に合格し、同規則に定める付属品検査に合格したものとする。なお、容器を2本以上並列して使用する場合は、集合装置を設けるとともに、使用中のガスを中断させることなく切換えができる切換装置を備えるものとする。	6.3.1 充填容器	公仕(機械編)3.1.3.1によるほか、充填容器は、「容器保安規則」に定める容器検査等に合格し、同規則に定める付属品検査に合格したものとする。なお、容器を2本以上並列して使用する場合は、集合装置を設けるとともに、使用中のガスを中断させることなく切換えができる切換装置を備えるものとする。	
	第7章 さく井設備工事		第7章 さく井設備工事	
	第1節 一般事項		第1節 一般事項	
7.1.1 一般事項	さく井設備工事は、公仕(機械編) 第7編 による。	7.1.1 一般事項	公仕(機械編) 第7編 による。	
	第8章 浄化槽設備工事		第8章 浄化槽設備工事	
	第1節 一般事項	第1節 一般事項		
8.1.1 一般事項	<u>浄化槽設備工事は、</u> 公仕(機械編) 第8編 による <mark>ほか、次による</mark> 。		公仕(機械編) 第8編 による。	
一 _{板争頃} 8.1.2 現場施工型浄化	公仕(機械編) 第8編 第2章 現場施工型浄化槽によるほか、次による。		公仕(機械編) 第8編 第2章 現場施工型浄化槽によるほか、次による。	
槽	1. (省略)		1. (省略)	
	2. 地上に露出している配管の色彩は、次による。		2. 地上に露出している配管の色彩は、 <mark>特記がなければ</mark> 次による。	
	(1)~(6) (省略)		(1)~(6) (省略)	
	3. (省略)		3. (省略)	
	第9章 昇降機設備工事		第9章 昇降機設備工事	
	第 1 節 <u>一般事項</u>		第 1 節 <u>一般事項</u>	
9. 1. 1	昇降機設備工事は、公仕(機械編) 第9編 によるほか、次による。	9.1.1		
<u>一般事項</u> <u>9.1.2</u> 住宅用エレベー ター	住宅用エレベーターは、 <mark>図示</mark> によるほか、公共住宅建設工事共通仕様書(機械編) 第9編 第7章 住宅用エレベーターによる。	9.1.1 住宅用エレベー ター	住宅用エレベーターは、 <mark>特記</mark> によるほか、公共住宅建設工事共通仕様書(機械編) 第9編 第7章 住宅用エレベーターによる。	
ĺ			1	

		1	
	新(R4. 10. 15 適用版)		現 行
	第10章 医療ガス設備工事		
	<u>第1節 一般事項</u>		
<u>10. 1. 1</u> 一般事項	医療ガス設備工事は、公仕(機械編) 第10編 による。		
	<u>第11章</u> 機械設備工事標準図		<u>第10章</u> 機械設備工事標準図
	第1節 一般事項		第1節 一般事項
<u>11. 1. 1</u> 一般事項	機械設備工事標準図は、国土交通大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) <u>令和4年版</u> 」による。	<u>10. 1. 1</u> 一般事項	機械設備工事標準図は、国土交通大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) <u>平成31年版</u> 」による。